資料－２

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業
業務要求水準書

令和8年9月17日　訂正版

目　　次

第１章.　総則 1
第１節 業務要求水準書の目的 1
第２節 事業者が提案した事業 1
第３節 要求水準の変更 1
第４節 本業務要求水準書の規定の取扱い 1
第５節 適用基準等 1
第６節 秘密保持 2
第７節 事業期間終了時の水準 2
第８節 特許権・著作権等の使用 2

第２章.　事業の目的及び計画条件 3
第１節 事業の目的 3
第２節 業務の概要 3
１．本施設の施設整備業務 3
２．本施設の維持管理業務 3
３．本施設の運営業務 3
４．その他 4
第３節 施設に関する事項 4
１．防災棟庁舎入居官署の概要 4
２．防災棟庁舎入居官署の人員等 5
第４節 敷地に関する事項 5
１．敷地条件等 5
２．周辺インフラ整備状況 6
３．地盤状況等 7
４．既存棟 7
５．施工済杭 7
６．既存樹木 7
７．埋蔵文化財 7
８．敷地地歴 8
９．その他 8

第３章.　経営管理 9
第１節 事業者に求められる基本的事項 9
１．基本方針 9
２．事業者に関する事項 9
３．事業の実施体制に関する事項 9
４．事業者による事業の調整に関する事項 9
５．事業者の財務に関する事項 10
第２節 事業者の経営等に関する報告 10
１．定款の写し 10
２．株主名簿の写し 10
３．実施体制図 11
４．事業者が締結する契約又は覚書等 11
５．株主総会の資料及び議事録 11

６．取締役会の資料及び議事録 11
７．計算書類等 11

第４章．　施設整備 13
第１節 施設整備の目標 13
第２節 施設整備方針 13
１．周辺地域・環境との調和 13
２．入居官署の特性を考慮した安全で快適な空間の創造 13
３．環境保全に配慮した公共建築の実現 14
第３節 設計・施工条件 15
１．施設の構成及び規模 15
２．配置計画の条件 15
３．動線計画の条件 16
４．階層構成の条件 16
５．平面計画の条件 16
６．建物の形状の条件 17
７．外構等の条件 17
８．施工計画の条件 17
９．既存棟の一部解体・撤去工事の条件 18
１０．既存棟改修工事条件 18
１１．設備切廻し条件 18
１２．関係法令等の遵守 18
第４節 施設計画（基本的性能） 19
１．社会性に関する性能 19
２．環境保全性に関する性能 20
３．安全性に関する性能 22
４．機能性に関する性能 32
５．経済性に関する性能 34
第５節 施設計画（建築・設備） 35
１．建築性能 35
２．設備性能 47
第６節 業務の実施 63
１．基本的事項 63
２．共通事項 63
３．設計業務 68
４．建設業務 70
５．工事監理業務 77

第５章．　維持管理・運営 79
第１節 総則 79
１．基本方針 79
２．業務内容 80
３．業務の実施体制 81
４．コスト管理計画 82
５．業務の進め方 82
第２節 維持管理業務 91

１．定期点検等及び保守業務 91
２．運転・監視及び日常点検・保守業務 91
３．執務環境測定業務 92
４．清掃・植栽管理業務 93
５．修繕業務 94
６．入退館管理設備設置・保守管理業務 94
第３節 運営業務 94
１．警備業務 94
２．庁舎運用業務 95
３．防災棟共用部備品の調達・管理業務 95

添付資料

1-1　用語の定義
1-2　適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧

2-1-1　本事業の業務内容及び国が実施する業務内容
2-1-2　事業対象区分表
2-2　各入居官署の入居予定職員数及び現員数
2-3　各入居官署の勤務時間
2-4　現状の来庁者数及び来庁車両台数
2-5　共用会議室の利用状況
2-6　埋蔵文化財の調査範囲
2-7　※埋蔵文化財発掘調査費用見込積算書

4-1　官庁施設の基本的性能基準適用表
4-2　各室性能表
4-2-1　共通、官庁施設の基本的性能基準：各室性能表凡例
4-2-2　共通：仕上仕様凡例
4-2-3　建築：各室性能表凡例
4-2-4　建築：扉の鍵の管理について
4-2-5　建築：床荷重
4-2-6　電気：各室性能表凡例
4-2-7　機械：各室性能表凡例
4-3　（削除）
4-4　地震動作成の際の適合条件
4-5-1　大地震動時の層間変形角の検討方法
4-5-2　地下階の耐震安全性確保の検討方法
4-5-3　杭の耐震安全性確保の検討方法
4-6　建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法
4-7　建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法
4-8　高潮、津波による浸水想定資料
4-9　主要諸室の性能特記事項
4-10　階層構成及びアクセス動線の考え方

4-11　官用車仕様表、官用車台数一覧
4-12　個人情報の取扱いについて
4-13　業務に関する成果物
4-14　建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期
4-15　建設工事に関する留意事項
4-16　セキュリティの考え方
4-17　附帯設備等に係る要求水準
4-18　構内交換機要件
4-19　専用機器一覧表
4-20　映像・音響設備等一覧
4-21　★ヘリポートについて
4-22　（削除）
4-23　景観整備方針

5-1　維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期
5-2　諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限
5-3　定期点検等及び保守業務に係る要求水準
5-4　運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準
5-5　各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準
5-6　廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準
5-7　修繕に係る要求水準
5-8　警備業務に係る要求水準
5-9　庁舎運用業務に係る要求水準
5-10　警備業務の配置ポスト
5-11　防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準
5-12　維持管理・運営業務に関する成果物
5-13　※入退館管理システムの概要

参考資料
2-1-1　本敷地測量図、配置図
2-1-2　防災棟整備範囲図
2-2　★周辺の社会基盤の状況
2-3　★地盤関連資料
2-4-1　（削除）
2-4-2　★防災棟電気室切替手順
2-5　既存樹木リスト
2-6　★埋蔵文化財の既調査範囲
2-7　電波障害机上検討図
2-8　（削除）
2-9　★敷地地歴調査報告書
2-10-1　★施工済杭計算書及び図面
2-10-2　★杭打設報告書

2-10-3	★5 号館計画通知書類（抜粋）
2-10-4	★5 号館構造計算書
2-11	既存棟改修時期の概略工程イメージ
4-1	施設ゾーニングと渡り廊下接続位置
4-2	国が行った事前協議の概要
4-3	★ハザードマップ関連資料
4-4	事務室内の参考レイアウト
4-5	工種別内訳表の参考例
4-6	要求水準確認計画書の標準
4-7	★発電機容量計算書
4-8	★ヘリポート飛行経路
4-9	危険物予定貯蔵量
4-10	★01 中国総合通信局シールドルーム参考資料
4-11	★02 中国総合通信局シールドルーム分電盤回路
4-12	★03 中国総合通信局_電波の監視に必要な施設の概要
4-13	★04 中国総合通信局 監視用空中線一覧
4-14	★05 監視用空中線取付状況図面(平面)(参考レイアウト)
4-15	★中国地方整備局サーバー室参考資料
4-16	★中国地方整備局統括防災官室等電算室　電源管理
4-17	★専用機器諸室参考レイアウト
4-18	構造設計計画書
4-19	設備仕様・容量一覧表
4-20-1	★既存棟（1 号館附属棟、2 号館、3 号館及び 4 号館）改修の範囲
4-20-2	★特別高圧受変電設備等の事業範囲
5-1	維持管理・運営に係る配置者の一覧
5-2	日常清掃及び定期清掃の例
5-3	廃棄物量の実績
5-4	消耗品の実績
5-5	既存棟の維持管理に係る参考資料
5-6	（削除）
5-7	（削除）
5-8	来庁者受付票
5-9	現状の職員向け駐車場利用規定について
5-10	※現行の機械警備について
5-11	現行の庁舎出入口の開閉時間について
5-12	（削除）
5-13	（削除）
5-14	★参考使用料について
5-15	（削除）
5-16	※防災棟入居官署の業務継続計画(BCP)、広島合同庁舎防火・防災管理体制
5-17	（削除）

5-18　　（削除）
5-19　　★広島合同庁舎施設利用のしおり
5-20　　※既存棟の法定点検記録、報告書及び修繕履歴
5-21　　★既存棟の維持管理業務及び運営業務に係る主な業務の契約内容
5-22　　（削除）
5-23　　撤去対象となる守衛室参考図

★ 特定資料①：本事業の入札公告時に交付する秘密保全が必要な資料
※ 特定資料②：誓約書を提出した一次審査通過者に交付する秘密保全が必要な資料

第１章．総則

第１節　業務要求水準書の目的

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 業務要求水準書（以下「本業務要求水準書」という。） は、広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

第２節　事業者が提案した事業

事業提案のうち、本業務要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するに当たっての要求水準の一部として扱うものとする。

第３節　要求水準の変更

国土交通省中国地方整備局及び財務省中国財務局（以下、総称して「国」という。）は、事業契約書の定めに基づき、事業期間中に要求水準の変更を行うことがある。

第４節　本業務要求水準書の規定の取扱い

１．本業務要求水準書の第２章から第５章又は適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、国がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。

２．本業務要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を参考として示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。

３．本業務要求水準書において、設定条件として示す内容については、事業者が要求水準を満たすよう事業計画を策定する際の前提となる条件として示すものであり、事業期間中に当該設定条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について国と協議するものとする。

４．本業務要求水準書に記載されている用語は、【添付資料　1-1】「用語の定義」を参照するものとする。

第５節　適用基準等

１．本事業の実施に当たっては、関係法令による他、【添付資料　1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。なお、【添付資料　1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に示す制定時のものから防災棟の着工までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、着工後の改定については、その適用について国と協議するものとする。

２．適用基準等の解釈については、【添付資料　1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載され

た刊行物等の入手先一覧」に掲げる刊行物を参照するものとする。

３．本業務要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、本業務要求水準書を優先するものとする。

４．【添付資料　1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」の（６）その他については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

５．適用基準等において、「監督職員」が承諾等することとされている事項については、原則として、工事監理業務を実施する工事監理者に読み替えて適用する。

第６節　秘密保持

事業者は、業務遂行上知り得た国の情報について秘密を保持する。

選定企業及びその他本事業に係る業務受託者（下請人、再受任者を含む）並びに業務従事者に対しても秘密保持を徹底する。また、事業契約終了後も対象とする。ただし、国により承諾を受けた情報においてはこの限りでは無い。

第７節　事業期間終了時の水準

本事業に基づき事業者が整備した本施設の事業終了時の状態は、第４章に規定する要求水準を満足している状態、及び第５章の規定により設置し事業期間終了時に現状有姿で国に引き渡しを行うことを定めているものが、要求水準を満足している状態とする。

ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料、機材については、維持管理業務及び運営業務の要求水準に適合した適正な維持管理及び運営が行われ、かつ通常の使用状況であった場合の状態を維持していれば足りる。

第８節　特許権・著作権等の使用

事業者は、本事業に関わる特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を持たなければならない。

第２章．事業の目的及び計画条件

第１節　事業の目的

本事業は、老朽化、狭あい化、耐震性能不足、分散による業務の不備、浸水など既存施設の不備による行政サービスの支障を解消し、集約化による施設利用者の利便性向上や行政サービスの一層の向上を目指す。

防災棟庁舎に広島合同庁舎の主たる電気室（メイン受変電設備）を設置し、水害時の電力確保を図ることにより、合同庁舎全体の防災拠点としての機能強化と、国民の安全・安心の確保を図る。

災害時の地域防災への貢献など、地域のまちづくりに配慮した施設整備を行う。

また、併せて、政策課題であるバリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、木材利用等、官庁営繕事業として公共建築の役割に適切に対応した施設整備を図ることを目的とする。

第２節　業務の概要

１.本施設の施設整備業務

事業内容及び工程は、【添付資料 2-1-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」及び【添付資料 2-1-2】「事業対象区分表」を参照する。

（１）防災棟施設整備業務（既存棟改修工事の一部を含む）

防災棟の施設整備につき、以下の業務を行う。

a.設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）

b.建設業務（工事及び必要となる調査、手続き、引込負担金、電波障害対策工事等）

c.工事監理業務（工事監理等）

２.本施設の維持管理業務

防災棟は国に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前 0 時 00 分）より、令和 23 年 3 月 31 日午後 12 時 00 分まで、既存棟は令和 13 年 4 月 1 日午前 0 時 00 分より、令和 23 年 3 月 31 日午後 12 時 00 分まで、以下の業務を実施する。

防災棟、既存棟における業務の対象範囲、業務内容については【添付資料 2-1-2】「事業対象区分表」による。

（１）定期点検等及び保守業務

（２）運転・監視及び日常点検・保守業務

（３）執務環境測定業務

（４）清掃・植栽管理業務

（５）修繕業務

（６）入退館管理設備設置・保守管理業務

３.本施設の運営業務

防災棟は国に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前 0 時 00 分）より、令和 23 年 3 月 31 日午後 12 時 00 分まで、既存棟は令和 13 年 4 月 1 日午前 0 時 00 分より、令和 23 年 3 月 31 日午後 12 時 00 分まで、以下の運営業務を行う。

令和8年9月17日　訂正版

防災棟、既存棟における業務の対象範囲、業務内容については【添付資料 2-1-2】「事業対象区分表」による。

（１）警備業務

（２）庁舎運用業務

（３）防災棟共用部の備品調達・管理業務

４.その他

（１）別途工事等への協力

国が自ら行う別途工事（【添付資料 2-1-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」による。）及び別途業務（第５章第１節２．に示す「本業務に含まれていない業務」）に際し、本事業との調整に協力すること。

（２）電気及びガス供給契約公募への対応

本事業期間内の契約上適切な時期において、国は、本事業対象施設の電気、ガス及び水道供給契約の公募を行った上で、当該供給事業者と契約することを想定している。このため、工事において事業者が設置する工事仮設物等、当該事業用の付帯物で使用する電気、ガス及び水道の供給契約は事業者自ら行うものとするが、当該供給契約を行う場合は、事前に国に契約予定内容を報告し、協議を行うこと。なお、事業者が自ら光熱水費を負担する事業（事業者の提案によって行う附帯事業）について、事業者自ら電気、ガス及び水道供給事業者を選定し契約する場合は、当該業務又は事業についてはこの限りではない。

（３）事後評価への協力

事業者は、国が内閣府による「ＰＦＩ事業における事後評価等マニュアル」（令和３年４月）に基づいて実施する、本事業にかかる PFI 事業の事後評価等に係る情報提供及び資料作成に協力すること。

第３節　施設に関する事項

１.防災棟庁舎入居官署の概要

（１）中国総合通信局

総務省の地方支分部局の一つであり、情報通信技術（ICT）を活用した地域の情報化や新しい放送システムの整備・促進、携帯電話・防災行政無線や放送局など様々な無線局の免許、電波の監視などを所管している。管轄区域は中国地方 5 県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）である。

（２）中国四国厚生局健康福祉部等

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、健康福祉サービスの基盤整備、食の安全・安心の確保、地域包括ケアシステムの推進、年金制度の円滑な事業運営等の取組を行っている。管轄区域は中国地方 5 県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）及び四国地方 4 県（徳島、香川、愛媛、高知）（一部の業務）である。

（３）広島労働局職業安定部

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、雇用機会創出支援や各種雇用対策の推進、雇

用保険制度の運営を行っている。管轄区域は広島県全域である。

（４）中国地方整備局統括防災官室等

国土交通省の地方支分部局の一つであり、河川・ダム・砂防・海岸、道路、公園、営繕、港湾・空港事業の施行などに関する事務や都市行政、住宅行政、土地収用、建設産業行政、補助金に関する事務などを行っている。管轄区域は中国地方５県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）である。

（５）広島東税務署

国税庁の地方支分部局である広島国税局の出先機関の一つであり、国税庁や国税局の指導及び監督のもとに、内国税の賦課・徴収を行なっている。管轄区域は広島市の一部である。

２.防災棟庁舎入居官署の人員等

（１）各入居官署の入居予定職員数

防災棟庁舎入居官署の入居予定人数は、【添付資料　2-2】「各入居官署の入居予定職員数及び現員数」による。既存棟入居官署の面積、人数は【参考資料 5-5】「既存棟の維持管理に係る参考資料」による。

（２）各入居官署の勤務時間

防災棟庁舎の各入居官署の勤務時間は、【添付資料 2-3】「各入居官署の勤務時間」による。

（３）来庁者数及び来庁車両台数

現状の実績に基づく外来者数、外来車両、自転車及びバイク台数等の内訳を【添付資料 2-4】「現状の来庁者数及び来庁車両台数」に示す。

第４節　敷地に関する事項

１.敷地条件等

（１）立地場所

広島県広島市中区上八丁掘 6－30

（２）敷地面積

40,148.67 ㎡

敷地の位置及び求積図等は、【参考資料 2-1-1】「本敷地測量図、配置図」及び【参考資料 2-1-2】「防災棟整備範囲図」を参照のこと。

（３）建ぺい率

一団地の官公庁施設のため 40％以下を適用

（用途地域による指定：80％）

（４）容積率

一団地の官公庁施設のため 110%以上 400%以下を適用

（用途地域による指定：400%）

（５）地域地区

商業地域

防火地域

駐車場整備地区

一団地の官公庁施設（基町団地）

広島市景観計画 景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）

周知の埋蔵文化財包蔵地（No860 広島城跡・陸軍関連遺跡）

（６）本敷地の接道状況

東側道路：広島市道　中１区 71 号線（本敷地　東側）

西側道路：広島市道　中１区 72 号線（本敷地　西側）

南側道路：広島市道　中１区中広宇品線（本敷地　南側）

北側道路：広島市道　中１区 87 号線（本敷地　北側）

２.周辺インフラ整備状況

周辺の主なインフラの整備状況は、以下のとおりである。なお、各インフラの引込み等の可否については各インフラ事業主に確認すること。誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料 2-2】「周辺の社会基盤の状況」を参照のこと。

（１）上水道

敷地北側の市道中１区 87 号線に給水本管（100 ㎜φ、150㎜φ）が敷設されている。管種は DIP で、管の埋設深さは約 1.2m、引込みは 100㎜φまでとする必要がある。

（２）下水道(汚水・雨水)

敷地北側の市道中１区 87 号線に合流式下水道本管（300 ㎜φ、400㎜φ）が敷設されている。

管種は HP となっている。

（３）電力

敷地西側の市道中１区 72 号線に特別高圧配線があり、引込みが可能であるが、新たに敷地北側の市道中１区 87 号線にある、電気事業者の特別高圧配線より引込む。

（４）都市ガス

敷地西側の市道中１区 72 号線に配管（低圧 100㎜φ、中圧 B　250㎜φ）、敷地東側の市道中１区 71 号線に配管（低圧 300㎜φ、中圧 B　250㎜φ）が敷設されている。防災棟の整備に伴い、西側の市道より中圧ガス 200A までを引き込むことが可能である。

（５）通信

敷地北側の市道中１区 87 号線から通信事業者の引込みが可能である。

（６）テレビ・ラジオ電波

CS、BS、地上波デジタル波及びラジオ電波(AM、FM)が到来している。

３.地盤状況等

本敷地及び地盤状況は、誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料 2-3】「地盤関連資料」による。ただし、設計において、事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする。

４.既存棟

本事業の既存棟改修内容については【参考資料 4-20】「既存棟（１号館附属棟、２号館、３号館及び４号館）改修の範囲」による。ただし、添付資料で事業者が判断出来ない場合は、必要に応じて自ら調査を行うこととする。

５.施工済杭

防災棟整備範囲には平成 21 年に打設された施工済杭が存置されている。本事業ではこれらの施工済杭を全数健全であることを前提にできる限り活用し合理的な設計とすること。施工済杭の利用については、誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料 2-10-1】「施工済杭計算書及び図面」及び【参考資料 2-10-2】「杭打設報告書」による。また、着工・掘削してから施工済杭の健全性調査を行う。健全性調査の内容は、利用する杭について全数 IT 試験を行うことと同等以上とし、国の確認を経て【参考資料 4-2】「国が行った事前協議の概要」についても確認し決定すること。国の確認は、指定構造計算適合性判定機関又は指定性能評価機関の事前相談前後及び必要な行政等の手続き完了後、その他必要に応じて適宜行うこととする。なお、施工済杭の健全性に不具合がある場合には変更対応を行うことを想定している。

６.既存樹木

既存樹木については、【参考資料 2-5】「既存樹木リスト」による。

７.埋蔵文化財

本敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（No860　広島城跡・陸軍関連遺跡）となっており、試掘及び発掘調査の想定対象範囲は【添付資料 2-6】「埋蔵文化財の調査範囲」による。また、想定対象範囲外で掘削等を行う場合は立会確認を行い、遺構等が発見された場合は発掘調査を行う場合がある。なお、試掘及び発掘調査の費用は、一次審査通過者に対して提示する【添付資料 2-7】「埋蔵文化財発掘調査費用見込積算書」による。また、既に調査を行っている調査の概要及び範囲等の詳細については、一次審査通過者に対して提示する【参考資料 2-6】「埋蔵文化財の既調査範囲」による。

※想定対象範囲外（試掘及び発掘調査の想定対象範囲外）に建設することになった場合の費用負担については以下の通りとする。

・事業者都合による場合　→　調査費の増加等は事業者負担

・事業者の責ではない場合　→　調査費の増加等は国負担

８. 敷地地歴

近年の地歴に関する参考として、誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料2-9】「敷地地歴調査報告書」を示す。

９. その他

本敷地上空伝搬路上の位置は、総務省が作成している「電波障害防止区域」を表示した図面で確認すること。

第３章．経営管理

第１節　事業者に求められる基本的事項

１.基本方針

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

本事業は、約 14 年間にわたり、合同庁舎の施設整備及び維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけではなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために庁舎管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

２.事業者に関する事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ることができるよう、以下に掲げる事項を満たすこと。

（１）会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として設立していること。

（２）定款において、本事業の実施のみを事業者の目的とすることを規定していること。

（３）定款において、監査役を置くことを規定していること。

（４）定款において、株式の譲渡制限を規定していること。

（５）創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。

（６）全ての株主が、事業計画にあらかじめ示された出資者であること。

（７）全ての株主が、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、原則として事業期間が終了するまで株式を保有していること。

（８）全ての株主が、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。

（９）選定された応募者の構成員が事業者の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有していること。

（１０）選定された応募者の構成員以外の株主による、事業者の株主総会における議決権保有割合が他の議決権保有者との比較において最大の保有割合とならないこと。

３.事業の実施体制に関する事項

事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

（１）各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。

（２）各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。

（３）各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。

４.事業者による事業の調整に関する事項

事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、次に掲げる事項を行うこと。

（１）事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、以下の（２）から（７）を適切に行うことができる総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを配置すること。

総括代理人及び総括代理人直属のスタッフに係る配置の条件は次のとおりとする。

a. 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第５章第１節３．（２）に定める管理統括責任者と兼任してはならない。ただし、他の事業における役職等との兼務を妨げるものではないが、業務の趣旨を踏まえて配置すること。

b. 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、必ずしも常駐することを求めるわけではないが、業務の趣旨を踏まえて配置すること。

c. 事業期間中、業務の実施段階に応じて総括代理人を変更することは可能とする。

（２）総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、国との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、国・事業者間の協議を開催し、協議の円滑な進行・調整を図ること。

（３）各選定企業における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を、定常的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行を図ること。

（４）各選定企業の提案・意見を聴取・調整することにより、施設整備から維持管理・運営までの業務を包括的に行う利点を活かした、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。

（５）選定企業間の意見調整を適切に行い、常に選定企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。

（６）各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。

（７）その他事業の必要な調整と管理に必要な事項を実施すること。

５. 事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

（１）健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。

（２）本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。

（３）収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

（４）事業者及び各業務を実施する全ての企業が、税を滞納しないこと。

第２節　事業者の経営等に関する報告

事業者は、以下に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を提出すること。提出時期は事業契約の締結後については５開庁日まで、それ以外は特に定めのない限り、翌月５開庁日までとする。

１. 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に国に提出する。

２. 株主名簿の写し

事業者は、会社法第 121 条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に国に提出する。

３. 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後及び本事業に係る実施体制に変更があった場合に国に提出する。

４. 事業者が締結する契約又は覚書等

（１）契約又は覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、国以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者又は選定企業が締結する保険の一覧を含む。）を、事業契約の締結後及び締結し又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧に変更があった場合に国に提出する。

（２）契約又は覚書等の写し

事業者は、国以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の 20 開庁日前までに（契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の 20 開庁日前までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を国に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして国が承諾した場合は、提出を省略することができる。

事業者は、国以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容変更後に、当該契約書類又は覚書等の写しを国に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして国が承諾した場合は、提出を省略することができる。

５. 株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後 14 日以内に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを国に提出する。

６. 取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後 14 日以内に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを国に提出する。

７. 計算書類等

（１）事業者は、定時株主総会の開催後 1 か月以内に、次に掲げる計算書類等を国に提出する。なお、事業者の決算期は毎年 3 月 31 日とする。

a. 該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第 435 条第2 項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料

b. 上記 a. に係る監査報告書の写し

c. 当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書その他国が合理的に要求する書類

（２）中間計算書類を毎年 11 月末までに国に提出する。中間計算書類は、（１）a. に定める計

算書類に準じるもの及び（１）c．とする。

（３）事業者は、事業費の改定等により事業収支計画を変更した場合は、事業費の改定等の内容の確定後に事業収支計画を国に提出する。

（４）事業者は、事業者の事業計画に基づくPFI－LCCの費用の項目及びその算出根拠資料を作成し、国に提出する。（事業契約の締結後、本施設の引き渡し後及び変更が生じた場合は、その都度提出する。）資料作成方法及び提出様式は、「VFM に関するガイドライン」（令和５年６月２日施行）による。

第４章．施設整備

第１節　施設整備の目標

本敷地は、都市計画法に基づく一団地の官公庁施設（基町団地）内に位置しており、国家機関又は地方公共団体の建築物等が計画的に集中配置されている。また、本敷地は、広島城、平和記念公園、原爆ドーム等の歴史的建造物、美術館、図書館、体育館等の様々な文化施設、旧太田川や京橋川等の水辺の空間等の自然豊かな空間に囲まれ、地域資源に恵まれたエリアにあり、歩いて楽しい人中心のまちづくりが進められている。

また、都市計画法に基づく「一団地の官公庁施設」、「広島市景観計画 景観計画重点地区(広島城･中央公園地区)」として、快適な都市環境の創出や魅力ある官公庁街の形成に寄与することを目指す。

防災棟庁舎は、中国圏内の国家機関の５官署が入居し、災害活動拠点となるため南海トラフ沿いの巨大地震や直下型地震発生時又は水害時においても迅速かつ的確に業務が継続されるよう施設機能を確保する必要がある。

以上を踏まえ、安全・安心、災害活動拠点機能の確保はもとより、地域のまちづくり、ユニバーサル社会の実現に寄与し、地球温暖化対策への取組等、時代のニーズに的確に対応し、施設利用者に提供するサービスの価値を効率的に最大化することを施設整備の目標とする。

第２節　施設整備方針

１.周辺地域・環境との調和

（１）広島の行政・文化・観光集積地区としての潜在的な能力を活かした施設整備

防災棟庁舎は、国民生活に直結する、多岐にわたる国の行政サービス機能で構成された国の地方ブロック機関が入居する合同庁舎であり、災害発生時等の非常時において災害活動拠点としての機能を備える防災合同庁舎でもある。

「一団地の官公庁施設（基町地区）」としては、広島城等の周辺環境に配慮し、敷地内の空地はできる限り植栽等による修景を行い、歩行環境の一体的な整備を行う。「広島市景観計画 景観重点地区（広島城・中央公園地区）」としては広島城・広島城跡との相互間の眺望や歩行空間に面する建築物等の低層階はヒューマンスケール、素材、高明度･低彩度を基調とする色彩などのデザインに配慮し、歩行者空間との一体化を図るなど、地域の雰囲気の演出に努める。

さらに、情報通信技術（ICT）は現在の行政サービスの提供には不可欠なものであり、防災棟庁舎においても、行政情報等の提供、情報通信技術を活用した防犯性能の向上などについて、情報通信技術を最大に活用し、効果的、効率的に行政サービスを提供できる施設を実現するものとする。

２.入居官署の特性を考慮した安全で快適な空間の創造

（１）災害応急対策や広域後方支援活動拠点としての機能への対応

防災棟庁舎は、災害応急対策活動を行う官署（中国総合通信局、中国四国厚生局健康福祉部等、広島労働局職業安定部及び中国地方整備局）が入居するため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に基づく耐震安全性の分類をⅠ類・Ａ類・甲類とし、対浸水性を含めた防災対策を行うことにより、それぞれの官署の BCP に対応した施設整備を行う。

防災棟庁舎に広島地方合同庁舎の主たる電気室（メイン受変電設備）を設置し、水害時

令和8年9月17日　訂正版

の電力確保を図ることで、合同庁舎全体の防災拠点としての機能強化と、国民の安全・安心の確保を図る。

災害時の一時避難機能の確保による地域防災への貢献など、地域のまちづくりに配慮した施設整備を行う。

（２）安全で快適かつ健康的な空間の創造

防災棟庁舎は、多くの官署により構成されることから、業務形態に応じた執務空間の形成を図るとともに、各官署の執務スペースの最大化やフレキシビリティの確保、執務空間性能の向上など公務の能率増進につながる内部空間とし、共用部の快適性も確保することで利用者の健康に配慮し、質の高い行政サービスを将来にわたって安定的、継続的に提供していくことが可能な、親しみやすく便利で安全に利用できる施設とする。

防災棟庁舎においては、広島東税務署など来庁者が頻繁に出入りする窓口官署等が入居し、また、高齢者や障がい者等も含めた多様な人々の利用が予想され、安全で快適に施設を利用できることが求められることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18 年法律第91 号）における誘導的基準を満足することはもとより、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（令和７年５月）に基づき、高齢者、障がい者等を含む全ての施設利用者を対象とした当事者参画を実施し、安全で円滑に施設を利用できるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。

また、ユニバーサルデザインに関するスパイラルアップ（点検・評価・改善）の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざし、ユニバーサルデザインの質の向上を図る。

また、入居予定官署は、業務遂行にあたり機密情報や個人情報等を扱うため、施設整備に当たっては、セキュリティに十分に配慮する。セキュリティを保ちながらも開放的な空間を確保するなど利用者にとって快適な施設とする。

３.環境保全に配慮した公共建築の実現

（１）木材の有効活用を目指した施設整備

国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装の木質化を図ることが適切と判断される部分について内装等の木質化を図るとともに、関係法令の制約を考慮し、可能な部分の木造化を図る。

（２）環境負荷低減を図る施設整備

環境問題の今日的な動向に対応し、行政として取り組む必要性から、施設整備、維持管理から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、省エネルギー・省資源、長寿命化、建設副産物の抑制、エコマテリアルの使用等を取り入れるなど総合的な対策を講じた環境に配慮した施設整備を行う。

また、国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供するため、太陽光・太陽熱の利用など環境保全対策の技術の導入を進め、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に貢献する。

第３節　設計・施工条件

１.施設の構成及び規模

表 4－1　施設の規模

		官　署　名	計画面積
防災棟庁舎	専用部分	中国総合通信局	2,174.7 ㎡
		中国四国厚生局健康福祉部等	874.7 ㎡
		広島労働局職業安定部	1,217.4 ㎡
		中国地方整備局統括防災官室等	1,760.0 ㎡
		広島東税務署	2,991.8 ㎡
	小計		9,018.6 ㎡
	共用部分（管理諸室及びその他共用部）		7,887.4 ㎡
合計			16,906.0 ㎡

新設附属施設	官用自転車駐輪場	152.0 ㎡
	渡り廊下	120.0 ㎡

注 1）表中の計画面積は、国有財産法上の面積を示す。

注 2）維持管理・運営業務において使用する諸室は、共用部分に含むものとする。

注 3）第５章第１節２.に示す本業務に含まれていない業務（入居官署が独自に行う維持管理・運営業務等）で使用する諸室は、防災棟庁舎各入居官署の専用部分に含むものとする。

（１）防災棟庁舎の延べ面積は、表 4－1 に示す計画面積 16,906.0 ㎡の 95%以上 100%以下とする。

（２）共用部分の各室面積は、【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

（３）各官署の専用部分の床面積の合計は、表 4-1 に示す各官署の計画面積以上を確保するとともに、各官署の面積比率（実行面積／計画面積）の差は、5%以内とする。ただし、設計業務において、面積以外の要求水準を満たした上で合理的な理由に基づく提案を行い、国と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。

（４）専用部分の各室面積は、【添付資料 4-2】「各室性能表」に掲げる「室面積」の 100%程度（±5%以内）とする。ただし、設計業務において、面積以外の要求水準を満たした上で合理的な理由に基づく提案を行い、国と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。

（５）「公共建築物における木材の利用の促進のための計画（令和 4 年 4 月 1 日改定）」に基づき木材活用を行うこと。

（６）3 号館と 4 号館を接続している既存共同溝と、防災棟庁舎を新設共同溝によって接続する。新設共同溝設置に伴う既存共同溝の改修は防災棟の整備に含むものとする。

（７）3 号館と 4 号館を接続している既存の地上開放渡り廊下と防災棟庁舎とを、地上レベルで新設する開放渡り廊下により接続する。

２.配置計画の条件

防災棟庁舎、渡り廊下の配置に当たっては、【参考資料 4-1】「施設ゾーニングと渡り廊下接続位置」に沿った計画を行うこと。

（１）本敷地内に整備する施設は防災棟庁舎、官用自転車駐輪場、渡り廊下とする。

（２）防災棟庁舎の配置検討においては、施工済杭を考慮し、建物の配置計画として活用可能か検討の上、合理的な設計とすること。なお、施工済杭は、着工・掘削後に健全性調査を行うこと。

（３）災害発生時に緊急災害対策派遣隊員等の緊急車両（マイクロバス程度）の駐車スペースについて通行に支障のないように計画すること。

（４）配置を決定したら工事掘削範囲を示す資料を作成し、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課（教育委員会）と協議し、発掘調査必要範囲を確認すること。

（５）「一団地の官公庁施設（基町団地）」に規定する壁面の位置の制限を受けるため、北側敷地境界より 10m以上後退して配置すること。

３. 動線計画の条件

計画に当たっては、【添付資料 4－10】「階層構成及びアクセス動線の考え方」のほか、以下の条件を満たすこと。

（１）仮設計画においては歩行者や自転車を優先する交通環境の整備を行う。

（２）防災棟庁舎の主玄関から新設する渡り廊下を通って雨に濡れずに既存棟に行き来可能とする。

（３）北側道路（文化の道）との景観・にぎわい・植栽の連続性など、地域連携に配慮したアプローチとする。

（４）主玄関から雨に濡れずアクセスできる位置にはマイクロバス、中型（4t）トラック、検診車が寄付き可能な車寄せを設ける。

（５）主玄関は既存棟側や敷地北側からの来庁者動線を考慮した出入口を設けること。また、別に職員用の通用口を設けること。職員用の通用口に近い位置にサービス用の車両を寄り付かせるか又は駐停車することができるスペースを確保すること。

（６）公用車と来庁車の出入口及び動線は可能な限り分離するとともに、来庁車用駐車場からアプローチしやすい位置にエントランスを設ける。

（７）原則として構内及び屋内通路には段差を設けないこととするが、スロープを設置する場合は「建築設計基準及び同資料」を準拠する。

（８）防災棟地下車庫（公用駐車場）には非常用エレベーター１台以上及び一般用エレベーター１台以上の計２台以上を着床させる。非常用エレベーターのうち１台以上は人荷用とし、一般用エレベーターは乗用を基本とする。なお、非常用エレベーターの設置台数および着床階は、建築基準法施行令（第 129 条の 13 の 3「非常用の昇降機の設置及び構造」）の規定による。

（９）屋外のゴミ集積場には、【添付資料 5－11】「防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準」に示すゴミ集積ボックスを設置できるスペースを確保するとともに、廃棄物収集･運搬業者が駐車するスペースや動線を確保する。

４. 階層構成の条件

計画に当たっては、【添付資料 4－10】「階層構成及びアクセス動線の考え方」の条件を満たすこと。

５. 平面計画の条件

計画に当たっては、以下の条件を満たすとともに【参考資料 4-4】「事務室内の参考レイアウト」を考慮すること。

（１）基準階事務室は原則として無柱空間とすることが望ましい。

（２）廊下からの各室出入口は、有効開口幅を 1,200 ㎜程度とし、各室の機能・規模・什器に応じた有効寸法を確保する。ただし、電気室、各種設備室の設備メンテナンス時・設備更新時の搬出入等を考慮し、必要な開口幅を確保する。

（３）多数の者が利用する廊下の幅は、有効寸法 1,800 ㎜以上とする。ただし、設計業務において、有効幅以外の要求水準を満たした上で合理的な理由に基づく提案を行い、国と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。

（４）居室は可能な限り、自然排煙を確保する。

６. 建物の形状の条件

（１）防災棟庁舎の輪郭線は、近隣建築物群の輪郭線と比較して線形が際立つことのないように近隣建築物群と調和のとれた計画とする。

（２）広島市景観条例（平成 18 年 3 月 29 日　広島市条例第 39 号）を遵守し、良好な景観の形成に努める。

７. 外構等の条件

（１）広島市景観計画 景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）であることに鑑み、地域資源に恵まれたエリアにある本敷地の外構空間の修景において、広島城跡からの見え方についても配慮すること。

（２）車寄せは雨に濡れずに乗降できる構造とするとともに、建物の正面にふさわしい設えとする。

（３）防災棟庁舎の網戸等は内付けとするなど、落下防止に配慮した計画とする。

８. 施工計画の条件

（１）工事期間中は本敷地内の既存棟及び周辺施設への騒音・振動・粉塵、プライバシー保護、排煙、採光、換気等に十分な配慮を行う。また、執務に支障をきたさないように必要に応じ時間調整、防音対策等を講じる。

（２）施工時間について、夜間（17 時 00 分以降翌朝 8 時 30 分まで）、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に工事を行おうとする場合は、国に事前に報告する。ただし、施工時間に準備や後片付けは含まない。

（３）周辺の既存建物や、埋蔵文化財に影響を与えないようにする。なお、影響がある場合は第 2 章第 4 節 7 による。

（４）工事用電力、光熱水費等については、事業者負担とする。

（５）防災棟庁舎工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は防災棟整備範囲に設けることができるが、周辺環境を十分に配慮した配置計画とする。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行う。ただし、外構整備時は現場事務所を防災棟整備範囲に設けることができないため、近隣で確保すること。

（６）工事場所における夜間、休日警備を適切に行う。

（７）本敷地内の車両動線（駐車・駐輪・サービス車両等）を確保し、影響がでないように、交通誘導他の対策を講じる。工事期間中、本敷地内の車両動線に影響のある期間については国と協議のうえ、適切な対策を行うこと。工事に伴う交通誘導は事業者負担とする。

（８）防災棟庁舎の工事期間中は第 4 駐車場を来庁者用駐車場として使用するため、第 3 駐車場及び第 3 駐車場北側にある駐輪場（仮）・駐輪場 F を工事エリアとすること。防災棟工事終盤になり外構工事段階から第 4 駐車場及び駐輪場 E を工事エリアとするように計画

すること。

９.既存棟の一部解体・撤去工事の条件

（１）【参考資料　4-20】「既存棟（１号館附属棟、２号館、３号館及び４号館）改修の範囲」を参考とすること。

（２）施工上、撤去不可能な構造物がある場合は、国と協議すること。

（３）金属類等の有価物は、国と協議の上、原則、国に引き渡す。引き渡しは解体工事共通仕様書によるほか、取り壊し前に国と引き渡す品目及び引き渡し時期について協議すること。なお、引き渡し時は関係者が立会い、品目、数量等を調書と照合し確認を行う。

（４）既存樹木については、「存置、移植、撤去（伐採・抜根）、新植」とも国と協議の上、可能とする。

１０.既存棟改修工事条件

（１）改修範囲及び改修内容については、【参考資料 4-20】「既存棟（1 号館附属棟、2 号館、3 号館及び 4 号館）改修の範囲」による。また、【参考資料 2-11】「既存棟改修時期の概略工程イメージ」について参考にすること。

（２）防災棟引渡し時は、防災棟と既存棟の連携が取れ、防災棟から既存棟への高圧ケーブルによる電力供給が可能な状態とする。

（３）施工条件は、ケーブル配線工事及び配線経路の構築工事（ケーブルラック等）は平日工事も可能とする。執務室内の工事、騒音が伴う工事、既設ケーブルから新設ケーブルを切り替える工事および構内道路での設備配管配線工事は、土日・祝日の工事とする。

１１.設備切廻し条件

（１）本事業の遂行に伴い既存配管・配線の切廻しが必要な場合は、工事計画の進捗に合わせて実施する。この際は既存施設の運用に支障を及ぼすことがないよう調整し、計画すること。

（２）切廻し配管・配線は、全て新設とする。仮設ケーブルは再使用品（リース品）でもよいが、使用期間中は使用に支障がないものとすること。

（３）新設共同溝設置に伴う改修内容については、【参考資料 4-20】「既存棟（１号館附属棟、２号館、３号館及び４号館）改修の範囲」による。

１２.関係法令等の遵守

（１）許可基準に関する行政との協議については、【参考資料　4-2】「国が行った事前協議の概要」による。

（２）既存棟において、アスベストが含有されていることを確認した場合は、国と協議の上、適切に処理を行うこととする。

（３）土壌調査に関して、所管行政機関との協議及び届出は本事業内とする。

（４）既に実施済みの埋蔵文化財調査については、第 2 章第 4 節 7 による。「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号)」に基づく諸手続き、調査等が必要である場合の発掘調査、調査報告書作成は本事業内とする。

（５）その他、施設の整備に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、適切な施設整備を推進するものとする。

第４節　施設計画（基本的性能）

施設整備に係る基本的性能は「官庁施設の基本的性能基準（平成 25 年 3 月 29 日国営整第 197 号、国営設第 134 号）」によるものとし、適用する分類は【添付資料 4-1】「官庁施設の基本的性能基準適用表」及び【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

また、適用分類による性能に加えて、必要な性能項目及び水準として、本節を規定する。

表 4－2　官庁施設の基本的性能の項目

１.社会性	（１）地域性	
	（２）景観性	
２.環境保全性	（１）環境負荷低減性	a．長寿命
		b．適正使用・適正処理
		c．エコマテリアル
		d．省エネルギー・省資源
	（２）周辺環境保全性	a．地域生態系保全
		b．周辺環境配慮
３.安全性	（１）防災性	a．耐震
		b．対火災
		c．対浸水
		d．対津波
		e．耐風
		f．耐雪・耐寒
		g．対落雷
		h．常時荷重
	（２）機能維持性	
	（３）防犯性	
４.機能性	（１）利便性	a．移動
		b．操作
	（２）ユニバーサルデザイン	
	（３）室内環境性	a．音環境
		b．光環境
		c．熱環境
		d．空気環境
		e．衛生環境
		f．振動
	（４）情報化対応性	
５.経済性	（１）耐用性	a．耐久性
		b．フレキシビリティ
	（２）保全性	a．作業性
		b．更新性

１.社会性に関する性能

（１）地域性・景観性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「歴史、文化及び風土への配慮」、「特性の豊かな歴史及び文化の尊重」、「地域との連携」、「地域活性化への貢献」、「関連計画等との整合」、「歴史的まちなみの保存・再生」、「周辺の自然環境への配慮」、「周辺の都市環境への配慮」によるほか、次による。

a. 道路に面した敷地境界部は、統一感のある植栽帯を整備する。

b. 敷地出入口は歩行空間、緑の連続性に配慮し、周辺環境と調和した構えとする。

c. 広島市景観計画を遵守する。本敷地は広島市景観計画における広島城・中央公園地区にあり、当該区域の景観形成の方針に沿った計画を行う。

d. 景観性能に関しては、【添付資料 4-23】「景観整備方針」に沿った計画を行う。

2. 環境保全性に関する性能

（1）環境負荷低減性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の環境保全性基準（平成 23 年 3 月 31 日国営環第 5 号）」の「長寿命」、「適正使用・適正処理」、「エコマテリアル」、「省エネルギー・省資源」によるほか、次による。

(a) 広島市建築物環境配慮制度（広島市建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 広島））による評価を行い、建築物の環境効率が（BEE 値）1.5 以上、A ランクとなるように計画する。また、建築物の環境効率に関し、より上位の水準（S ランク）を目指す。なお、第三者機関による評価結果を確認できるようにする。

(b) 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）に基づく「建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令」（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）に基づく設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。また、再生可能エネルギーに伴う一次エネルギー消費量の削減分を含めない。）の値が、基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.6 を乗じて得た値以下となることとする。また、コスト、機器更新及び維持管理等に配慮した上で更なる低減を図る。

(c) 運用段階におけるエネルギー消費量（運用エネルギー）及びそれに伴う二酸化炭素排出量（運用 CO2）のベンチマーク設定を行う場合は、（1）(a)及び(b)を考慮し計画する。

（d）太陽光発電等の再生可能エネルギーの効率的な利用に資するため、これに関する技術、設備の導入に努めるとともに、その他の環境負荷の低減に関する最新技術の導入に努めるものとする。コージェネレーション装置を導入する場合は、一次エネルギーの効率的利用を図る（詳細については「第５節２．（２）ｂ．」による）。また、導入した技術については、効果等の検証を行う。

（2）周辺環境保全性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の環境保全性基準（平成 23 年 3 月 31 日国営環第 5 号）」の「地域生態系保

全」、「周辺環境配慮」によるほか、次による。

a．地域生態系保全に関する性能

(a) 緑化の推進

①良好な都市環境形成及び地域や都市への熱負荷の低減のために、構内緑化を図る。

②緑化維持のための潅水方法は、省力化、省エネ、省資源を満足する手法とする。

③緑化面積は「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成21年3月30日広島市条例第31号）を満たすものとする。

④広島市景観計画における協議のもと、敷地内緑化を行う。

(b) 地域や都市への熱負荷の低減

①本事業で使用するエコマテリアルや消費するエネルギーについて、周辺地域の産業において発生する副生物の有効利用について検討し、その利用に努める。（例. 林業：間伐材、枝打ち材等　水産業：蛎殻等　化学工業：副生水素等）また、地産地消に努め、資材の輸送距離短縮による環境負荷の軽減を目指すとともに、周辺地域の経済の活性化を図る。

②構内舗装に保水性舗装等を採用し、熱負荷の低減を図る。

③構内舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。

b．周辺環境配慮に関する性能

(a) 電波障害対策

郵政省電波監理局長通達「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」（昭和51年3月6日付）に従い対策を行う。受信障害の障害範囲の想定について、【参考資料2－7】「電波障害机上検討図」を示す。

①机上調査の結果必要とされるポイントのテレビ波（CS、BS、地上波デジタル波）の電界強度調査（事前・中間・事後測定調査）を行う。

②工事期間中のタワークレーン他仮設物等の高さ・形状に留意し、必要に応じて関係諸官庁と調整する。

③補償が必要な区域に対しては、第４章第６節４．（１１）ａ．テレビ電波障害対策を行う。

(b) 電波伝搬障害対策

①工期中のタワークレーンの他仮設物等の高さ・形状に留意し「電波法（昭和25年法律第131号）の申請を行う。

②近接する既存棟等の電波伝搬障害の影響を考慮するとともに、影響がある場合は必要な対策を講じること。

③届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた際には、第４章第６節４．（１２）電波伝搬障害対策を行う。

(c) ビル風（風害）対策

①適切な庇等の配置や樹木等の設置により影響を軽減する。

②外部に面する出入口や、外部及び中庭空間において、ビル風により快適性が損なわれることがないよう計画する。

(d) 雨水流出抑制

雨水流出抑制施設を「広島市雨水流出抑制に関する指導要綱」、「広島市雨水流出抑制-技術マニュアル」に従い設置する。

(e) 排気・排熱への配慮

周辺環境に影響を及ぼさない計画とする。

(f) 光害への配慮

①照明の配置、設置方法、時間設定及び必要な明るさを考慮し、周辺地域への影響を抑制した計画とする。

②窓、外壁、太陽光パネルの反射光に関し、周辺施設に影響を及ぼさない計画とする。また、外灯の上方光束を抑制する。

3. 安全性に関する性能

（1）防災性に関する性能（構造体に関しては防災棟に適用）

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

a. 施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性を確保するために、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、施設が立地する地域的条件等に応じて、構造体、建築非構造部材及び建築設備について、その性能を確保する。

b. 構造体・建築非構造部材・建築設備の耐震安全性は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の規定に従い、耐震安全性の分類は【添付資料 4-1】「官庁施設の基本的性能基準適用表」による。

c. 耐震安全性確保に必要な施設機能として定める各室は、【添付資料 4-2】「各室性能表」に示す。

d. 建築非構造部材・建築設備の耐震安全性確保の検討方法は、【添付資料 4-6】「建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法」及び【添付資料 4-7】「建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法」に示す。

e. 発注者が想定する条件に基づいた構造設計方針を、【参考資料 4-18】「構造設計計画書」に示す。なおこの計画書は事業者におけるプランの検討や作成を何ら妨げるものではない。

【技術的事項】

a. 耐震に関する性能

(a) 構造体に関する耐震性能

①構造計画

（ア）構造耐力上主要な部分の変形、地盤変形、不同沈下、温度膨張（収縮）及びコンクリートの乾燥収縮等により、各要求性能に支障が生じない構造計画とする。

（イ）構造耐力上主要な部分の配置等に関しては以下のとおりとする。

あ）事務室内の間仕切壁は、構造耐力上主要な部分としない。

い）制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分（柱・大梁等）としない。また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。なお、制振部材を付加的要素として設計する場合は、要求水準上の制振構造として取り扱わない。

う）構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮したものとする。また、耐震性能の余力として確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うものとする。

②高さが 45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

高さが 45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性については、以下のとおり評価する。ただし、「③高さが 45mを超える建築物及び免震構造もし

くは制振構造を採用した建築物の地震力に対する安全性」により評価する場合は、この限りではない。

（ア）耐震性能の目標

一．地上階（地下階より上層の階）

地震力	判定基準
「建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）（以下「建築基準法施行令」という。）」第88条第2項に定める地震力	層間変形角：1/200以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
「建築基準法施行令」第88条第3項に定める地震力	保有水平耐力：重要度係数を考慮した必要保有水平耐力以上
	層間変形角： 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合：1/200以下 鉄骨造の場合：1/100以下 層間変形角は、【添付資料4-5-1】「大地震動時の層間変形角の検討方法」により算定する。

二．地下階（建物外周の75%以上が地盤と接する階。ただし、ドライエリアは地盤と接していない扱いとする。）

地震力	判定基準
「建築基準法施行令」第88条第4項に定める地震力	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
保有水平耐力：重要度係数を考慮した必要保有水平耐力以上 保有水平耐力の検討は、【添付資料 4-5-2】「地下階の耐震安全性確保の検討方法」による。	

三．基礎構造（基礎及び杭（深礎を含む））

地震力	判定基準
「建築基準法施行令」第88条第4項に定める地震力	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
（一）大地震動に対して、鉛直方向の耐力低下が著しいものでなく、基礎構造の損傷により上部構造の機能には有害な影響を与えないこと。 （二）耐震安全性の分類がⅠ類又はⅡ類に該当し、杭基礎の場合、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。 （三）保有水平耐力の検討は、【添付資料4-5-3】「杭の耐震安全性確保の検討方法」による。	

③高さが45mを超える建築物及び免震構造若しくは制振構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

高さが45mを超える建築物及び免震構造若しくは制振構造を採用した建築物の地

震力に対する安全性については、「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第1項」の規定を準用し、以下のとおり評価する。

（ア）水平方向に作用する地震動

あ）稀に発生する地震動：レベル1

構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確認する。

一．「平成12年建設省告示第1461号」第四号イ(1)から(3)の規定による地震波 3波以上

二．過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に選定した地震波（最大速度振幅250㎜/s） 3波以上

い）極めて稀に発生する地震動：レベル2

構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確認する。

一．「平成12年建設省告示第1461号」第四号イ(1)から(3)の規定による地震波 3波以上

二．建設地周辺における活断層分布、断層破壊モデル、過去の地震活動、地盤構造等に基づき作成した模擬地震波で影響の最も大きい震源を選定した地震波 1波以上

三．過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に設定した地震波（最大速度振幅 500㎜/s） 3波以上

四．長周期かつ長時間継続する地震動（「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（平成28年6月24日付国住指第1111号）」）の影響を考慮して適切に設定した模擬地震波1波

上記レベル1、2、の地震動の入力位置は最下層レベルとし、地盤に接する部分を適切に評価した検討を行う。地震動作成の際の適合条件は、【添付資料4-4】「地震動作成の際の適合条件」による。なお、余裕度検討用地震動レベル 2＋の採用の適否及び設定は設計者判断とし、下記に参考として定義する。

余裕度検討用地震動：レベル2＋

建築物が転倒、崩壊等しないことを確認する。

解放工学的基盤における速度応答スペクトル（減衰定数 5%に対するものとする）が、周期1秒以上の領域で、5%減衰、Sv 1,000㎜/sとなるよう設計用入力地震動時刻歴波形（継続時間60秒以上）を作成する。

（イ）上下方向に作用する地震動

あ）上下方向の入力地震動については、その影響を適切に考慮する。

（ウ）耐震性能の目標

あ）制振又は耐震構造の場合

一．制振部材は交換が可能な構造とする。

二．制振部材の交換時において、地震時の安全性が確保されること。

三．構造計算については、指定性能評価機関の審査を受け、大臣認定を取得する。

四．制振部材その他の長周期地震動による影響を受ける材料又は部材を用いる場合にあっては長時間の繰り返しの累積変形による影響を適切に考慮すること。

五．地震応答の計測及び記録をする装置等を次のとおり設置する。

ｉ．加速度計は最上階、最下階及び中間階の床に設置する。ただし、高次モードが卓越するような場合は、応答を適切に把握できるよう適宜追加する。

令和8年9月17日 訂正版

ⅱ．震度及び応答加速度の計測結果を表示及び記録する装置を 4 号館中央監視室に設置する。

ⅲ．計測結果を表示及び記録する装置は、商用電源途絶時も機能を維持できること。

・地上階（地下階より上層の階）

入力レベル	判定基準
レベル 1	層間変形角：1/250 以下 構造耐力上主要な部分（制振部材を除く。）：短期許容応力度以内 ただし、制振構造を採用する場合は、架構から制振部材を除いた状態において、層間変形角 1/200 以下となることを確認する。
レベル 2	層間変形角：1/125 以下 構造耐力上主要な部分（制振部材を除く。）：弾性限耐力以内 制振部材：履歴型エネルギー吸収部材の累積塑性変形倍率は、当該部材の最大累積塑性変形倍率の 1/4 以下とする。 ただし、制振構造を採用する場合は、架構から制震部材を除いた状態において、層間変形角 1/100 以下となることを確認する。制振部材を除いた状態においては、層の最大塑性率 2.0 以下、部材の最大塑性率 4.0 以下とする。
レベル 2＋ （参考）	層間変形角：1/100 以下 構造耐力上主要な部分（制振部材を除く。）：終局耐力以内 層の最大塑性率　：2.0 以下 部材の最大塑性率：4.0 以下 制振部材：履歴型エネルギー吸収部材の累積塑性変形倍率は、当該部材の最大累積塑性変形倍率の 1/3 以下とする。

※弾性限耐力とは、柱、梁、ブレース材等（制振部材を除く。）が最初に全塑性耐力に達した時の建物水平荷重をさす。

・地下階（建物外周の 75%以上が地盤と接する階。ただし、ドライエリアは地盤と接していない扱いとする。）

入力レベル	判定基準
レベル 1	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
レベル 2	
レベル 2＋（参考）	構造耐力上主要な部分：弾性限耐力以内

・基礎構造（基礎及び杭）

入力レベル	判定基準
レベル 1	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
レベル 2	
レベル 2＋（参考）	構造耐力上主要な部分：弾性限耐力以内

い）免震構造の場合

一．免震部材の交換や残留変形の復元が可能な構造とする。
二．免震部材の交換時において、地震時の安全性が確保されること。
三．免震部材は、建物内及び近隣の火災時において、他の構造耐力上主要な部分より先に耐力を失わないものとする。
四．構造計算については、指定性能評価機関の審査を受け、大臣認定を取得する。
五．免震部材、その他の長周期地震動による影響を受ける材料又は部材を用いる場合にあっては長時間の繰り返しの累積変形による影響を適切に考慮すること。
六．地震応答の計測及び記録をする装置等を次のとおり設置する。
ｉ．加速度計は最上階、免震層の直上階、免震層の直下階及び下部構造の最下層の床に設置する。
ⅱ．震度及び応答加速度の計測結果を表示及び記録する装置を 4 号館中央監視室に設置する。
ⅲ．加速度計、計測結果を表示及び記録する装置は、商用電源途絶時も機能を維持できること。
七．レベル 2 時の免震層を含む全体系の実効周期は 3 秒以上とする。

・上部構造（免震装置より上に位置する建築物の部分）

入力レベル	判定基準
レベル 1	層間変形角：1/500 以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 免震部材に引張力が生じないこと
レベル 2	層間変形角：1/250 以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 設計用せん断力係数は 0.15 以上とし、外力分布形状は応答解析によること 免震部材に引張力が生じないこと
レベル 2＋（参考）	層間変形角：1/250 以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 免震部材に引張力が生じないこと

・下部構造（免震装置より下に位置する建築物の部分）

入力レベル	判定基準
レベル 1	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
レベル 2	
レベル 2＋（参考）	構造耐力上主要な部分：弾性限耐力以内

・基礎構造（基礎及び杭）

入力レベル	判定基準
レベル 1	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
レベル 2	
レベル 2＋（参考）	構造耐力上主要な部分：弾性限耐力以内

(b) 建築非構造部材に関する耐震性能

①高さが 45mを超える建築物又は免震構造若しくは制振構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

（ア）高さが 45mを超える建築物又は免震構造若しくは制振構造を採用した場合の建築非構造部材の固定部及びそれを支持する部材の設計用地震力は、時刻歴地震応答解析結果を踏まえて設定する。また、家具の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置を講じる。

(c) 建築設備に関する耐震性能

①高さが 45mを超える建築物又は免震構造若しくは制振構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

（ア）建築設備の固定部及びそれを支持する部材の設計用地震力は、時刻歴地震応答解析結果を踏まえて設定する。これに加えて「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の規定も、同時に満たすものとする。

②設備機器の耐震クラスは、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」および「建築設備耐震設計・施工指針（2014 年版）（独立行政法人建築研究所監修）」の規定に従い設定する。

③各種ライフラインの機能確保については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の規定に従い設定する。

④エレベーターの耐震性能については、「昇降機技術基準の解説（2016 年版）」の「耐震安全性分類」の耐震クラス S14 とする。

(d) その他の耐震性能

①電力の確保

（ア）電気事業者からの受電は 2 回線受電とする。なお 2 回線受電時は異なる変電所からの供給とする。

（イ）商用電源停止時においても自家発電装置により電源供給ができるものとする。

（ウ）法定点検・更新等の停電作業時においても電力供給が途絶しない計画とする。

②通信・連絡網の確保

（ア）大地震動後の不測の事態に備え、以下の対策を行う。

あ）異なる通信事業者から通信線の引込ができるものとする。

い）各々の事業者について、異なる交換局から 2 経路引込ができるものとする。

（イ）法定点検等の停電作業時においても機能が途絶しない計画とする。

③給水機能の確保

（ア）受水タンク及び雑用水槽の必要水量の計算方法は、「建築設備設計基準及び同資料」による。

（イ）飲料水については、水質確保のために必要な措置を講ずる。

（ウ）給水ポンプ及び受水タンク等は重要機器としての耐震性を持たせ非常用電源を確保する。

（エ）防災棟庁舎の災害応急対策活動に必要な水量が確保できる受水タンク等を設ける。

④排水機能の確保

（ア）公共下水道への放流が不能となった場合等、不測の事態に備え、相当期間分の排水量に対応できる排水槽を設置する。その他、排水槽の計算方法は、「建築設備設計基準及び同資料」による。

（イ）排水ポンプは重要機器としての耐震性を持たせ非常用電源を確保する。

⑤空調機能の確保

（ア）ライフラインの途絶時においても、【添付資料 4-2】「各室性能表」における空調設備「災害時運転」対象室については、機能を維持するために要する空調機能を確保する。

⑥地震時の避難安全確保に関する性能

（ア）地震発生時、危険性の高い場所（昇降路内、階段室、機械室等）の利用者が円滑に建物内の安全な場所まで避難できるよう、地震管制時運転、非常放送、音声誘導等の対策を講じるものとする。また、4号館既存放送装置が緊急地震速報信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、昇降機、放送設備等の連動をとるものとする。

b．対火災に関する性能

(a) 耐火に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「主要構造部の耐火性」、「屋外に面する壁等」、「防火区画」による。

(b) 初期火災の拡大防止に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「内部仕上げの不燃化」、「消火設備の設置」、「消火による水損への対策」による。

(c) 火災時の避難安全確保に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「避難経路の確保」、「車いす使用者等が一時避難する場所の設置」、「排煙設備」、「警報設備及び誘導灯設備」による。

c．対浸水に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「発生頻度の低い水害に対する防御」、「発生頻度の低い水害に対する設備機能の確保」、「比較的発生頻度の高い水害に対する防御」「避難の確保」、「感電防止及び危険物対策」によるほか、次による。

(a) 浸水の原因となる水害については、【添付資料 4-8】「高潮、津波、洪水による浸水想定資料」及び誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料 4-3】「ハザードマップ関連資料」に基づき最高の水位等を設定する。なお、洪水ハザードマップ等の情報は最新のものを確認すること。

(b) 建築計画

発生頻度の低い水害に対する防御は、災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等が、想定される最高の水位より高い位置にある階に配置されていること。また、地下階等への浸水に関しては、浸水が生じないよう個別の浸水対策を行い、万が一、浸水した場合には、速やかな排水が可能な方法を確保する等、建物の継続使用に最大限配慮する。

(c) 敷地内が浸水した場合の排水方法についての対策を行うこと。

(d) 建築設備の水害に対する安全性、電力設備の水害に対する安全性

想定される最大の水害（【添付資料 4-8】「高潮、津波による浸水想定資料」参照）においても建築設備機能の途絶が生じないよう対策を講じる。電力・通信の引込管路口は、水が浸入しないよう対策する。また、防災棟庁舎の地下及び 1 階部分が浸水した場合には、浸水エリアの電源を受変電設備送側にて手動で停止する。災害応急対策活動に必要となる設備機器等は、想定される浸水深より高い位置に配置するか、又は浸水対策を施す。

空調熱源機器（ポンプ等の補機類、都市ガスガバナーを含む）については浸水後の早期復旧を考慮して想定される最高の水位より高い位置に配置するか、又は浸水対策を施す。また、排水ポンプの制御盤についても早期復旧を考慮して想定される最高の水位より高い位置に配置するか、又は浸水対策を施す。

d．対津波

(a) 最大クラスの津波に対して建築物全体の耐力が著しく低下しないことが確保されている。

e．耐風に関する性能

暴風に対して、人命の安全に加え、施設の機能の確保が図られるよう、構造体、建築非構造部材及び建築設備について性能の水準等を定める。

(a) 構造体

風圧力に対する安全性の確保	ア．「建築基準法施行令」第 87 条に規定される風圧力に耐風性能の分類（【添付資料 4－1】「官庁施設の基本的性能基準適用表」）に応じて割り増しを行った風圧力に対する安全性 （ア）構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 イ．極めて稀に発生する暴風として「建築基準法施行令」第 87 条に規定される風圧力を 1.6 倍した風圧力に対する安全性 （ア）構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 （イ）制振部材及び免震部材：履歴型エネルギー吸収部材は弾性限耐力以内、流体系エネルギー吸収部材は微振動時の発熱による物性変化がないものとする。
風による振動に対する安全性の確保	ア．風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

(b) 建築非構造部材

風圧力に対する安全性の確保	ア．「建築基準法施行令」第 82 条の 4 に規定される風圧力に耐風性能の分類（【添付資料 4－1】「官庁施設の基本的性能基準適用表」）に応じて割り増しを行った風圧力に対する安全性 （ア）非構造部材及びそれを支持する部材：短期許容応力度以内 イ．極めて稀に発生する暴風として「建築基準法施行令」第 82 条の 4 に規定される風圧力を 1.6 倍した風圧力に対する安全性 （ア）非構造部材及びそれを支持する部材：短期許容応力度以内
風による振動に対する安全性の確保	ア．風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

(c) 建築設備

風圧力に対する安全性の確保	ア．「建築基準法施行令」第 129 条の 2 の 3 に規定される風圧力に対する安全性 （ア）機器等（災害応急対策活動上必要な機器等を除く）は、構造耐力上安全である イ．「建築基準法施行令」第 129 条の 2 の 3 に規定される風圧力に耐風性能の分類（【添付資料 4－1】　官庁施設の基本的性能基準適用表　）に応じて割り増しを行った風圧力 （ア）災害応急対策活動上必要な機器等は、構造耐力上安全である。
風による振動に対する安全性の確保	ア．風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

f．耐雪・耐寒

(a) 構造体

「官庁施設の基本的性能基準」の「積雪荷重に対する安全性の確保」、「地盤凍結に対する措置」による。

(b) 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備

「官庁施設の基本的性能基準」の「外部空間の安全性の確保等」、「建築物の形状、仕上げ等に係る対策」、「建築設備に係る対策」による。

g．対落雷に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「施設の保護」、「通信・情報機器の保護」、「電力・通信引込線における対策」によるほか、次による。

(a) 施設の保護

雷保護設備は JIS A 4201-2003、JIS Z 9290-1-2014、JIS Z 9290-3-2019、JIS Z 9290-4-2016 を遵守し設置する。

(b) 通信・情報機器の保護

重要な通信・情報機器には雷サージに対する侵入対策を行う。

(c) 電力・通信引込線における対策

電力・通信の引込線は雷サージに対する侵入対策を行う。

h．常時荷重

「官庁施設の基本的性能基準」の「構造体の損傷又は変形の防止」「構造体の移動又は転倒の防止」「構造体の浮き上がりの防止」による。

（２）機能維持性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「電力供給機能の確保」、「通信・情報機能の確保」、「給水機能の確保」、「排水機能の確保」、「空調機能の確保」、「備蓄スペースの確保」によるほか、次による。

a．各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。空調熱源用エネルギー（ガス・油・電力）は複数の組み合わせにより、1 つのエネルギー供給が途絶した場合でも他のエネルギー供給が期待できるシステムとする。

b．電力供給機能、給水機能、排水機能、空調機能等は、ライフラインが途絶した場合にも「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に基づき、災害応急対策活動に必要な機能を維持できる計画とする。また、コージェネレーション装置を導入する場合、商用電源途絶時に、中圧ガスの供給が継続されているときは、コージェネレーション装置による自立運転により、最大発電電力を防災棟の災害時に必要な特定の負荷（常用回路の単相及び三相とし、防災用負荷以外とする）に給電できるものとし、変電設備は、高圧変圧器の低圧側に設置する上記コージェネレーション装置の系統連系に対応したものとする。

c．地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合においても電力供給・通信・情報機能を確保するため、（1）防災性に関する性能【技術的事項】a.耐震に関する性能（c）建築設備、（d）その他の耐震性能に関する性能を確保する。

（３）防犯性に関する性能（本施設共通）

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の防犯に関する基準」3.2 技術的事項の「防犯を考慮した施設整備」、「建築に関する事項」、「防犯設備に関する事項」、「施設の運用・管理に関する事項」によるほか、次による。

a．設計、建設、維持管理・運営を一括して発注する本事業の特性を踏まえ、セキュリティに配慮した施設計画、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退館管理設備（防犯設備、入退館管理設備をいう。以下同じ。）等の設備計画、維持管理・運営の警備業務計画を一貫した計画とすることで、効率的かつ効果的に機能するものとする。

b．「防犯設備に関する事項」は、【添付資料 4-2】「各室性能表」、【添付資料 4-16】「セキュリティの考え方」、第４章第５節２．（１）n．監視カメラ設備、p．防犯・入退館管理設備による。

c．「施設の運用・管理に関する事項」は、【添付資料 5-8】「警備業務に係る要求水準」による。

d．防犯区分・グレードに関する性能

(a) 防災棟の人・物・情報を保護するため、施設の維持管理・運営方法と調整のうえ、段階的なセキュリティレベルを構築し、人的又はシステム的に部外者の侵入を制限する。

(b) 24 時間利用への対応ができるようセキュリティレベルに応じた、監視及び防犯・入退館管理を計画し、セキュリティを確保する。

(c) 防犯・入退館管理設備は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 7 年度版）」及び IC カード等と原則として整合させる。また、入退館管理設備は、既存４号館の管理用サーバー（既存棟入退館管理システム業者と協議のうえ接続可能な場合）に接続もしくは、直接関東財務局の入退館システムネットワークへ接続すること。入退館システムの概要については、【添付資料 5-13】「入退館管理システムの概要」による。

e．建物外部に関する性能

(a) 入退館管理の徹底

人・物・情報を保護するため、人的チェックと機械的なシステムとの組み合わせにより施設内の各部位に応じたセキュリティレベルを構築する。

利用者及び情報の安全性を確保する為のセキュリティシステムの充実及び敷地周辺の施設の安全確保を図るため、それらを防止する計画とする。

(b) テロ・不法侵入に対する建物の対応（人・物等の保護、動線の整理）

敷地外周部は、必要に応じて境界近辺での車・人の敷地への進入の規制ができるよう、フェンス等の仕切り、人的警備及びセンサー、監視カメラ等の機械的警備による段階的なセキュリティが可能な計画とする。

防災棟出入り関係者の目的別に動線を明確に区分する。

建物外壁を堅固な構造とするとともに、出入口以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、建物接地階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。

給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）については容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とする。ドライエリアを設ける場合は、ドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止する。

(c) 開口部の防犯性確保について

開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討する。

ガラスの防犯性能について、接地階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とする。

f. 建物内部に関する性能

以下に建物内部における共通事項としての条件を示す。なお必要諸室毎のセキュリティレベルに関しては【添付資料 4-2】「各室性能表」による。官署単位のゾーニングレベルのセキュリティにおける特記については【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」、【添付資料 4-16】「セキュリティの考え方」による。

(a) 建物内部の共用廊下は、専用廊下等のセキュリティレベルの異なる共用部を除き、同一セキュリティレベルとする。(3 号館を除く)

(b) 建物内部の諸室は、共用部とは異なり、諸室毎に異なるセキュリティレベルとする。局毎又は部毎にグルーピングも可能とすること。

4. 機能性に関する性能

(1) 利便性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

a. 移動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「動線計画」、「スペース、寸法等の確保」、「昇降機設備」、「車路及び駐車場」、「安全性の確保」による。

b. 操作に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「可動部の安全性の確保」、「操作部の安全性の確保」、「安全性の確保に必要な表示等」による。

(2) ユニバーサルデザインに関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」の「移動空間」、「行為空間」、「情報」、「環境」、「安全」によるほか、次による。

a. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号 令和 2 年法律第 28 号改正)」及び「広島県福祉のまちづくり条例」(平成 7 年 3 月 15 日 広島県条例第 4 号)を満たすものとする。

b. 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和 3 年 3 月)に則って、施設の特性に応じたユニバーサルデザインレビューを具体的に計画し、実施する。

c. 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」(令和 7 年 5 月)に基づき、高齢者、障がい者等を含む全ての施設利用者を対象とした当事者参画を実施し、施設の整備・運営の完成度を高めるものとする。実施時期は事業の各段階(設計、施工、維持管理・運営 等)が望ましいが、設計等の段階での開催は必須とし、その他の段階での実施については事業者の提案によるものとする。また、当事者参画の手法についても事業者の提案によるものとする。

d. 「建築設計基準及び同資料」を満たすものとする。なお、不特定かつ多数の者、高齢者、障がい者等の利用が見込まれない部分は、利用の実態に応じて、建築物移動等円滑化誘導基準を参考に、部位毎に適切な計画とする。
e. 地域との連携を考慮し、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確保する。
f. 主要な歩行者用通路・廊下には原則、段を設けない。
g. 避難階段においても、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」に適合し、かつ「建築設計基準及び同資料」に示す主要な階段の幅等を満たす。
h. 前面道路から総合案内板近傍、総合案内板近傍から防災棟庁舎入居官署に至る経路上には、視覚障がい者誘導用ブロックを設ける。
i. 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」より、車椅子使用者用便房に径180cm以上の内接円かつ便房の有効寸法200cm以上×200cm以上を確保する。
j. 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」より、車いす使用者用駐車場は、福祉車両高さ230cm以上に対応した必要な有効高さを確保する。
k. サイン計画は英語、日本語の2か国語表記を基本とする。書体は識別しやすい書体、ピクトグラフはJIS Z8210を基本とする。

（３）室内環境性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

a. 音環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「外部騒音への対策」、「内部騒音への対策」、「音声漏洩への対策」による。

b. 光環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「照度の確保」、「照明のグレア規制」、「照明の光源の光色及び演色性」、「照明の意匠性」、「照明の制御」、「自然採光」による。

c. 熱環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「温湿度の設定」、「気流の設定」、「熱負荷の取得の低減」、「空調システムの制御」、「熱負荷の発生抑制等」、「結露の抑制」による。

d. 空気環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「換気量の設定」、「換気方式の選定」、「空気清浄度の確保」、「空気バランスの確保」による。

e. 衛生環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「給水・給湯設備（上水）」、「給水設備（排水再利用水、雨水利用水及び井水）」、「排水設備（下水）」、「空調設備（空調用水）」、「衛生器具設備」、「ごみ処理」による。

f. 振動に関する性能

(a) 人の動作又は設備による振動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」、「室の配置」、「振動源における対策」による。

(b) 交通による振動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。

(c) 風による振動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。

（４）情報化対応性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

a．情報処理機能に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「電源の確保等」による。

b．情報交流機能に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「建築設備」によるほか、次による。

(a) 通信・情報システムを構築できる配線スペースを確保する。

(b) 通信・情報システムが確実に機能できる電源を確保する。

５.経済性に関する性能

（１）耐用性に関する性能（構造体に関しては防災棟に適用）

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

a．耐久性に関する性能

(a) 構造体

「官庁施設の基本的性能基準」の「材料に係る措置等」によるほか、次による。

①構造体について、100 年間大規模な修繕を行わずに使用できるものとする。

(b) 建築非構造部材

「官庁施設の基本的性能基準」の「建築資機材全般に係る耐久性」、「外装、屋根・防水等に係る耐久性」、「構内舗装に係る耐久性」による。

(c) 建築設備

「官庁施設の基本的性能基準」の「設備資機材全般に係る耐久性」、「屋外に設置する設備資機材に係る耐久性」による。

b．フレキシビリティに関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「建築計画上の対応」、「建築設備」によるほか、次による。

(a) 建築計画上の対応

①平面計画

将来的な機能更新・拡充（空調・照明・電源・情報通信など）に対応可能なゆとりある建築計画とする。

【参考資料 4-4】「事務室内の参考レイアウト」を参照の上、適切な事務室の奥行きを確保する。

フレキシビリティを確保した執務空間となるよう計画する。

将来のフレキシビリティが確保できるよう、事務室、会議室等の構造上必要な柱、壁等の位置に配慮する。

将来のレイアウト変更に対応できるように、執務室エリアは移動書架を設置するエリアを含めて二重床とし、移動書架を設置する二重床部は、鉄骨等により移動書架レールの補強を行う。

②階高の確保

将来の機能更新に対応可能なゆとりある計画とする。

③床荷重の設定

将来の機能更新に対応可能な床荷重のゆとりある計画とする。

一般事務室に、移動書架が設置可能な重荷重ゾーンを当該階の一般事務室面積の 10%以上設け、その範囲が視認しやすいように床の色彩を変えるなどの配慮を行う。

地下階に設ける書庫・倉庫は、移動書架が設置可能な床荷重を見込むとともに、埋込型レールが設置できる床仕上げとする。

④間仕切壁及び天井

事務室内は将来の組織改編に対応した間仕切の位置変更や増設が可能な間仕切壁及び天井の仕様とする。

避難安全検証法を使用する場合は、事業期間中の間仕切等の変更については、事業者が変更の度に安全検証を行うこと。

⑤配管・配線・ダクトスペースの確保

配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検が可能とするなど、更新が容易にできるよう計画する。

（２）保全性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

a. 作業性に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「作業用設備の設置」、「仕上げ及び詳細」、「建築設備」によるほか、次による。

(a) 外構の工作物は汚れにくく、清掃、点検保守が効率的かつ容易に行えること。

(b) 植栽について、潅水、剪定、清掃の維持管理が効率的かつ容易に行えること。

b. 更新性に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「材料、機器等の分離及び組合せ」、「建築設備」による。

第５節　施設計画（建築・設備）

第４節に加え、以下に施設及び部位毎の要求水準を示す。

１. 建築性能

（１）共通事項

a. 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。

b. 各室性能は、【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

c. 主要諸室は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」を適用する。

（２）ゾーニング

a. 各要求水準を満足した上で、構造計画や設備計画と整合させ、全体としてバランスのとれた合理的で機能的な計画とする。
b. 各室の利用形態及び特性を十分に把握し、縦動線となるコアの位置関係も考慮し、フロア毎に機能的な計画とする。
c. 各室の面積や用途及び設備システム等との整合性を考慮した、適切なスパン構成とする。
d. 各室の形状は、その用途と備品や家具等の配置を考慮し、縦横のバランスがとれた、できる限り凹凸のない使い勝手のよい計画となるよう配慮する。また、壁面収納棚の設置等を考慮し、まとまった壁面の確保に努める。
e. 大部屋タイプの室と個室タイプの室の両方が、合理的に成立する計画とする。
f. 面積の大きい室については、外壁窓面からの奥行きが深くなりすぎないような計画とする。
g. 間仕切り位置を柱部に合わせる等、極力室内に独立柱が出ない計画とする。
h. 多数の者が利用する廊下は円滑化誘導基準に適合させる。特定少数の者のみ使用する廊下については、この限りでないが、利用の実態に応じて、建築物等移動等円滑化誘導基準を参考に適切な計画とする。
i. 各階において、その階の床仕上げ高さは、原則として同一とする。ただし、設備室については、この限りでない。
j. 居室は可能な限り、自然排煙を確保する。
k. 各室の配置は、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」、【添付資料 4-10】「階層構成及びアクセス動線の考え方」による。
l. 階層構成及びエレベーターの着床階については、【添付資料 4-10】「階層構成及びアクセス動線の考え方」による。
m. 各室の天井高は、【添付資料 4-2】「各室性能表」に規定する高さ以上を確保する。

（３）仕上げ

a. 各室の計画に当たっては、結露の発生により、保管される書類及び物品、その他財産の汚損の無いよう、又、業務に支障が無いよう配慮する。特に土中となる内壁面など、結露しやすい箇所がある場合は十分な対策を施す。給排水設備を要する室は、下階への漏水に対して適切な対策を行う。
b. 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。
c. 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
d. 色や柄については、各部門の機能にふさわしい色彩とし、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とする。
e. 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。
f. 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。
g. 外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮し、特に玄関廻りについてはより内外の統一性を図る。

（４）外装計画

a. 本施設の全体にわたり統一感のあるものとし、広島市景観計画、【添付資料 4-23】「景観整備方針」に合致した計画とする。
b. 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とする。
c. 地域の歴史、文化、風土及び周辺との連続性ある街並みの形成、入居官署の特性等を

デザイン要素としたモチーフを設定し、外装の各部分で表現することにより、施設全体の統一性を図る。

d. 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。

e. 周辺の状況を考慮し、開口部の配置、形状及び仕様等、プライバシー確保、外部からの視認性に配慮した計画とする。

f. 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とする。目隠し板等を設ける場合は、外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とする。

g. 主玄関を含む来庁者が出入する玄関の建具はステンレス製又は同等以上とし、その周囲の連続する開口部についても、統一性を考慮し同様とする。

h. 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設ける。特に、主玄関には車寄せ機能に対応した庇とし、防災棟庁舎の顔としての意匠性及び耐久性等に考慮した計画とする。また、その他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとする。

i. 金属を使用する場合は錆や腐食等を考慮し、表面仕上げは、原則としてステンレス製、アルミ製又は同等以上の素材とする。

J. 外壁は磁器質タイル相当、その他の外装仕上げの考え方については、「建築設計基準及び同資料」の標準仕上によるものとし、同等もしくは同等以上の仕様とする。
なお、タイル張りは、建築基準法第 12 条第２項に基づく定期点検において全面打診調査が不要な工法とする。

（５）内装計画

a. 共通

(a) 仕上げ材は、【添付資料 4-2-2】「共通：仕上仕様凡例」に示すものと同等以上とし、各部門、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性や維持管理に配慮した材料とする。

(b) 内装仕上げについては、空間の連続性その他意匠上及び機能上等の合理的な理由により、国との協議が成立した場合、所定の分類によらないものとすることができる。

(c) 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。特に、玄関ホール、EV ホール、廊下及び階段の交通部分において、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性に配慮する。

(d) 同一空間内で同一部位に 2 種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理する。

(e) 地域の歴史、文化、風土及び防災棟庁舎入居官署の特性等をデザイン要素としたモチーフを設定し、内装の各部分で表現することにより、施設全体の統一感を図る。

(f) 機能上支障のない部分は、内装の木質化を行う。特に、玄関ホール、総合案内カウンター、共用会議室、記者会見室等、直接又は報道機関等を通して間接的に国民の目に触れる機会が多い部分は木材の活用を図る。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設工事完成時に国に報告する。

b. 床

(a) 水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とする。

(b) 床仕上げ材は、日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損や剥離等が生じない仕様とする。

(c) 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行う。

(d) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がない納まりとする。

(e) 人の往来が予定される床面に EXP.J を設ける場合は、仕上げ材で隠蔽する。

(f) 床面に空調吹出口を設ける場合は、周辺の仕上げ材と調和させる。また、ピンヒールの歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とする。
(g) 床に取り付ける附帯設備、什器・備品等で転倒防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。
(h) 二重床を敷設する執務室等で、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」に金庫等の重量物を設置する旨記載されている部屋は、必要に応じて床の補強を行う。

c. 壁

(a) 日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせない。
(b) 壁面に設置する各種設備機器（消火器ボックス含む。）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み突出させない。
(c) 竪樋やドレン等の立て配管は、基本的に設備シャフト内、機械設備関係諸室に設置し、容易に点検及び清掃ができるものとする。
(d) 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設ける。
(e) 移動間仕切りは、手動式で可動させやすく、所定の遮音性（天井裏、二重床床下共。ただし、床下配線に配慮する。）を有し、人の出入が可能な扉を設けるとともに、収納時に設置室の利用を妨げないよう配慮する。
(f) ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施すほか、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。
(g) ガラススクリーンは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（平成 3 年 4 月 4 日）」を参考に対策を施すほか、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。
(h) ピクチャーレールは、【添付資料 4-2】「各室性能表」の所要室に設置する。事務室は、廊下に面する壁（出入口を除く）に設置する。また、アルミ押出既製品の中量用（25 kg程度）以上の吊モノに応じた仕様とし、フック及びハンガーセット等附属金物付きとする。
(i) 壁に取り付ける附帯設備等で転倒防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地を設ける。

d. 天井

(a) 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽する。
(b) 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できるものとする。
(c) 天井面に取り付ける各種設備機器は、機能確保上、法令上、等により規定のあるものを除き、天井面から突出させない。
(d) 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行う。
(e) 映写用のスクリーンを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽する。
(f) 天井に取り付ける附置設備等で落下防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地を設ける。

e．附帯設備等

(a) 設置する室及び種別は【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」、【添付資料4-17】「附帯設備等に係る要求水準」及び【添付資料 4-20】「映像・音響設備等一覧」による。なお、その仕様・数量については、国と平面協議において合理的な理由に基づく提案を行い、国と計画案の協議が整った場合は、これを変更することができる。

(b) 書庫、倉庫等で壁面から湿気の放出のおそれがある場合は、書架・棚と壁面に空間をとるなど、結露による悪影響を防止する措置を講ずる。

(c) 書架、物品棚、収納棚、AV キャビネット等は、床又は壁に固定するなどの転倒防止策を講ずるものとし、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。

f．二重床

(a) 設置する室は、【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

(b) 配線取出口は OA タップ及び通信用の配線がそれぞれ 2 本以上取り出し可能とし、全てのパネルに 2 箇所程度設ける。また、取出口近傍の OA カバーは容易に破損しないものとする。

(c) 二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張替えができるものとする。

(d) 仕上げ材を張った二重床は帯電性（2kV 以下）を有し、きしみ、ぐらつき、不陸がないものとする（最大変形量 4 ㎜以下）。

(e) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障を来たさないものとする。

(f) 仕上げ材は端末機等の配置に応じて、配線取出口のカットを行う。

(g) 間仕切り下部についても、部分的に配線経路を確保する。

(h) パネルは、配線更新等の維持管理作業に支障のないよう、取り外し及び再設置が容易な構造及び重量とする。

（６）建具関係

a．共通

(a) 各室の使用内容に応じた計画とし、【添付資料 4-2】「各室性能表」を適用する。開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様等については、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定する。

(b) 日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないようにする。

(c) 高齢者、障がい者等の利用が想定される出入口は、支障となる段差を生じないようにする。また、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

(d) ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施すほか、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。

(e) 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また、非常時開放装置を設ける。

(f) シャッターは、障害物感知装置を設ける。

(g) 外部に面する建具は、次のとおりとする。

①各室の性能が確保できる耐風圧性、水密性、気密性、遮音性、断熱性を有すること。特に水密性は、暴風時においても雨の浸入がないよう、必要な水密性、気密性を確保する。

②結露防止や結露水が室内に及ばない構造とする。

③下部及び上部（建具が壁面と同面の場合）に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努める。

④室内への浸水を考慮し、可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とする。

⑤附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセント等の操作部については、操作性や強度を考慮したものとする

(h) 扉等の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和したものとする。

b. 各室出入口

(a) 廊下から各室の出入口は、原則各スパンに1箇所かつ各室1箇所以上とする。また、【添付資料 4-2】「各室性能表」に、扉の箇所数の記載ある場合は、併せて計画すること。

(b) 有効開口幅は 900 ㎜以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とする。

(c) 【添付資料 4-2】「各室性能表」に示す各室の性能が確保できる水密性、気密性を有する。

(d) 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行う。

(e) 形状はフラッシュ扉（ガラス入りを含む）を標準とし、同一空間内については高さを揃えるなど意匠バランスに配慮する。開き戸はレバーハンドルとし、自閉装置付きで、原則シリンダー箱錠、サムターン付とする。ただし、【添付資料 4-2】「各室性能表」、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」に記載がある場合はそれによることとする。

(f) 自動扉とする場合は、安全センサーや、扉ガラス衝突防止を設置する。自動扉は指定のない限り開口幅 1,200 ㎜以上とする。

(g) 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、強化ガラスや網入りガラス等の採用等の安全対策を講じる。

(h) 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。

(i) 各室の廊下への出入口扉は倉庫・設備室等を除いて内開きを基本とし、開閉時に扉が廊下に突出しないようにする。

(j) 戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけることがないようにする。

(k) 【添付資料 4-2】「各室性能表」の「音環境Ⅱ」以上の居室については、簡易気密型とする。その場合、「防犯Ⅰ」の居室については、床面に段差が生じないようにする。

(l) 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とする。その場合、グレモンハンドルとし、各居室やホール・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとする。

(m) 主要な男子便所及び女子便所は、手を触れずに出入りできるよう、出入口を扉無しタイプとする等、感染症のパンデミック等への対策がしやすい計画とすること。

c. 外部出入口

(a) 外部出入口の上部全てに庇を設置する。

(b) 開き扉の場合は、外開きを原則とする。

(c) 主玄関には、風除室とステンレス製自動扉を設ける。

(d) 閉庁時の出入口として、時間外通用口を設ける。

(e) 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置する。その場合、容易に出入りで

きるよう適切に階段を設置する。

d．窓

(a) 室の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設けることが望ましくない場合を除き、外気に面する室（廊下等交通部分を含む。）には窓を設ける。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じる。

(b) 位置及び寸法は、着席時に外部への視界を遮らずに見通せる高さ及び幅とする。

(c) 事務室等の窓は、室内外周部の熱負荷の低減を図る。

(d) 窓は、自然採光、自然通風を考慮したデザインとし、室内の照明制御に対して昼光利用が可能なものとする。

(e) 開口部の位置が低い場合は、手摺り等を設置し、落下防止の処置を行う。

(f) 開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網戸を設置する。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥ネットを設置する。

(g) 窓に設置するブラインド等は、【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

(h) 形状・取り付け方法・開閉方式は、故障例及び使用上の危険を考慮したものとする。

e．その他の建具及び点検口

(a) 数量及び性能は、設置目的の機能を満足しているものとする。

(b) 寸法は、設置する機器類及び物品等の搬出入が可能な大きさとし、必要以上に大きくしない。

(c) 防火設備について空間の連続性や搬出入等の機能性へ配慮が必要な箇所は、感知器連動の常時開放型とする。また、開放時において壁面から突出しない納まりとする。

f．建具廻り

(a) カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設ける。

(b) ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設ける。

(c) 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がないものとする。

g．電気錠

(a) 出入口扉のうち必要な扉について、テンキー式、カード式或いは生体認証方式の電気錠を設ける。電気錠を設ける必要のある諸室は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

（7）掲示板

a．共通

(a) 歩行者の通行等に支障のない配置とする。

(b) 建築空間と調和し、デザインや仕様等の意匠性に統一性をもたせる。また、壁面に設置する場合は埋め込みとするなど一体感に配慮する。

b．屋外掲示板

(a) 敷地内の北側前面道路に面した閲覧可能な場所に、屋外掲示板（2 ㎡程度）を共用として 4 台設置する。

(b) 堅固で錆の発生がなく、掲示物が雨等で濡れない構造とし、鍵付きで開閉は引き戸

とする。

(c) 掲示物を、磁石・テープ及び画鋲で取り付けることができるものとする。

c．屋内掲示板

(a) 入居官署の情報を掲示できる掲示板を、玄関ホール及び各階・各官署・各部局の事務室主出入口付近に設置する。

(b) 掲示板のサイズは、玄関ホール：10 ㎡程度、事務室主出入口：2 ㎡程度とし、掲示物を磁石・テープ及び画鋲で留めつけられるタイプとする。

（８）サイン

a．共通事項

(a) 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装の設え、アート及び家具等を活用し、誰もが早くかつ正確に目的地へたどり着くことのできる、分かりやすい誘導計画とする。

(b) 防災棟のサインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ、建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。

(c) サインは、組織改変に伴う諸室の頻繁な名称変更を行うことが可能な仕様とし、表示内容が容易に追加・変更できるものとする。

(d) 既存棟のサインに追加、変更が必要な箇所が判明した場合には、国と協議の上、既存のサインの改修等を行う。

b．外部

(a) 車両の本敷地出入口及び防災棟整備範囲出入口に駐車場表示を設置する。既存設置サインは表記改修を行う。（防災棟整備範囲にサービス車両動線専用の出入口を設ける場合を除く。）

(b) サインは堅固で錆の発生しない材質とする。

(c) 前面道路から視認できる庁名表示（建物名称は国と協議による。）及び防災棟庁舎入居官署名表示を、防災棟整備範囲出入口及び主玄関付近の分かりやすい位置にそれぞれ設置する。既存設置サインは表記改修を行う。

c．総合案内板

(a) 玄関ホール内の主要な動線上及び主要な通用口に設ける。

(b) テレビインターホン（障がい者の利用できる対策を含む。）、点字及び触知図等の装置を併設する。

(c) 総合案内板は職員、その他職員及び来庁者等の利便性に配慮し、主たる出入口、現在地、便所、階段、エレベーター、避難口等の共用部、防災棟庁舎入居官署の位置等を明示する。また、防災棟庁舎入居官署の部署名や福利厚生諸室など職員、その他職員及び来庁者等に周知が必要な機能を明示する。

(d) 防災棟庁舎入居官署の将来的な変更や各諸室の使用用途やレイアウト変更等に対応し、表示内容の変更が容易にできる機能を有する。

d．フロア案内板

(a) 各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置する。

(b) 当該階の簡易な平面形を記載し、主玄関、現在地、防災棟庁舎入居官署の部署名、その他職員及び来庁者等に周知が必要な機能を明示するとともに、点字及び触知図等を併設する。

(c) 防災棟庁舎入居官署の将来的な変更や各諸室の使用用途やレイアウト変更等に対応し、表示内容の変更が容易にできる機能を有する。

e. 室名札

(a) 各室に設置する室名札の室名、出退表示、設置場所、設置位置及び表示内容は、国との協議によるものとする。

(b) 事務室のうち、主要出入口の室名札下部には、配席図を掲示できる掲示板（A3 サイズ程度、アクリル保護板付き）を設ける。

f. その他のサイン

(a) 使用表示サインを設ける室は、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」に示す。

(b) ピクトグラフは JIS Z 8210 による。ただし、該当する規格がない場合はこの限りでない。加えて、火災予防条例ほか、地域の条例上の規定や推奨規定がある場合は、これに倣う。

(c) 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切な位置に敷設する。敷設の位置、色、形状及び材質については「建築設計基準及び同資料」、「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年 3 月 15 日 広島県条例第 4 号）等の規定を満たすこととする。

(d) 非常用エレベーター乗降ロビーを設ける場合には、避難経路その他避難上必要な事項を示したサインを設置し、必要に応じて避難経路図を設ける。

(e) 昇降機かご内に、各階案内板を設置する。

（９）郵便受け

a. 開庁時間外においても郵便物や新聞を収受できるよう、受付巡視・庁務員室に防災棟庁舎入居官署分のメールボックス、新聞入れを設置する。

b. 主玄関付近に、広島東税務署用の時間外文書収受箱を設置する。

c. 郵便受けは堅固で、錆の発生がなく、郵便物が雨等で濡れない構造とする。また、鍵付きの構造とする。

（１０）駐車場

a. 本施設の既存駐車場と合わせて「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（昭和 43 年 4 月 1 日 広島市条例第 15 号）に準拠したものとすること。
現状の駐車場配置および台数は【添付資料 2-4】「現状の来庁者数及び来庁車両台数」に示す。

b. 新たに設置する防災棟の駐車場に至る敷地内の動線に係る条件については、第 4 章．第 3 節．2.配置計画の条件、3.動線計画の条件による他、以下による。また、【参考資料 4-1】「施設ゾーニングと渡り廊下接続位置」を参考とすること。

c. 夜間等に敷地内へ無断駐車されないよう、防災棟整備範囲出入口には門扉又は車止めバリカーを設置する。

d. 駐車スペースは 1 台毎に明示し車止めを設置するとともに、駐車区画線、矢印及び停止線等の路面表示を適切に行う。

e. 来庁車用駐車場は地上平面駐車とし、機械式駐車装置の設置は認めない。駐車台数は 120 台以上を確保すること。なお、附帯事業として駐車場の利活用提案が無い場合は、駐車台数よりも駐輪台数を可能な限り多く確保することを優先する。

f. 来庁車用駐車場の一部は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく車椅子用駐車場とし、附置義務台数に応じた駐車スペースを設ける。また、思いやり駐車区画 5 台分以上を確保する。

g. 車椅子用駐車場及び思いやり駐車区画の設置位置は、防災棟庁舎の主玄関に近接しかつ視認しやすい場所とし、専用スペースである旨を表示するとともに、乗降スペースから防災棟庁舎出入口又は新設する渡り廊下までの経路は雨に濡れずに移動できるように屋根又は庇を設ける。
h. 受診者が雨に濡れずにアプローチできる位置に、検診車 2 台（胃部レントゲン車：L10.3m×W2.5m×H3.6m程度、胸部レントゲン車：L7.7m×W2.5m×H3.2m程度）を駐車できるスペースを確保する。
i. 官用車が寄り付けられるように、車寄せに近接して地下車庫（公用駐車場）の出入口を設ける。地下車庫（公用駐車場）の出入口については、来庁者等の安全に配慮すること。
j. 本事業にて新設する公用駐車場は地下 1 階に自走式平面駐車として整備し、機械式駐車装置の設置は認めない。駐車台数は 41 台以上を確保し、車室は L5.0m×W2.5m×H2.1m 以上かつ【添付資料 4-11】「官用車仕様表、官用車台数一覧」に示す対象車種が駐車可能なスペースを確保する。また、車両整備用具庫、及び洗車・車両整備スペース（給排水設備、足洗い場、掃除用コンセントを設置）1 台分を併設する。
k. 公用駐車場の出入口には、信号灯、警備灯、カーブミラー、コーナーガード及び一般車両の入庫を禁止する旨の表示板を設置する。
l. 地下車庫の斜路の縦断勾配は 17%以下とし、勾配の変化する箇所は擦り付けを行い、路面は粗面とするか又は滑りにくい材料で仕上げる。
m. 地下車庫の斜路上部には、誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料 4-3】「ハザードマップ関連資料」に基づき、必要に応じて止水板を設ける。
n. 大型（12t）トラック 1 台及び中型（8t）トラック 2 台の駐車スペースを確保する。
o. 本施設以外に所属する官用車が来庁した場合は、来庁車用駐車場に駐車することを想定している。

（１１）駐輪場

a. 来庁者用自転車駐輪場は、屋外に平置きで 300 台分以上を確保すること。
b. 新設する官用自転車駐輪場は、屋外に屋根付駐輪場（夜間及び曇り等に対応する自動点滅機付き照明共）として 100 台分以上を確保すること。自動点滅機付き照明は受付巡視・庁務員室又は 4 号館警備室より操作可能なものとする。
c. 駐輪場の構造は木造又は非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすること。仕上げ等もできるだけ木質化を図ること。（木造：構造体に木材のみを使用したもの。非木造の混構造：構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第 1 条）に木材と木材以外の鉄骨や鉄筋コンクリート等を合わせて使用したもの。）
d. バイク駐輪場は、官用バイク、職員用バイク及び来庁者バイク用として、屋外に合計 60 台分以上を確保する。
e. 来庁者用自転車駐輪場、官用自転車駐輪場、バイク駐輪場には、それぞれに駐輪場の名称を示すサインを設置するとともに、各駐輪場へ誘導するサインも設置すること。

（１２）外構

a. 共通
(a) 敷地内に整備する外構全般において、その形状、材質及び色彩等は統一性があり、防災棟庁舎及び既存棟との調和に配慮された、施設全体としての景観形成を図るものとする。
(b) 空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。
(c) 経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とする。

(d) 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
(e) 消防設備を含む各種設備の工作物等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は防災棟及び既存棟との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図る。
(f) 歩行者用通路、構内車路及び緑地等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する。
(g) 防災棟整備範囲に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切に計画する。
(h) 本敷地出入口及び防災棟整備範囲出入口変更に伴い必要となる歩道の改修や街路樹の移植等は、本事業の範囲内とする。また、これに必要となる届け出等は事業者が行うものとする。

b. 歩行者用通路等
(a) 歩行者動線における舗装仕上げ材は、地面に固定し、滑りにくく、つまずきにくいものとする。

c. 車路
(a) 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。
(b) 車両が無理なく通行できる車路幅（幅 5.5m以上を基本とする）を確保し、大型トラックや検診車、消防車両の通行・転回を考慮した出入口の隅切や曲線部に配慮すること。防災棟整備範囲は可能な限り一方通行とする。また、舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画する。
(c) 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水桝及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
(d) 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とする。
(e) 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置する。
(f) 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保する。

d. 雨水排水
(a) 防災棟庁舎の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、収集して樋により適切に処理する。なお、雨水利用の詳細については、第 4 章 第 5 節 2.（2）機械設備　による。
(b) 防災棟整備範囲の降雨水は敷地内で収集し適切に処理を行い、敷地外に垂れ流れないものとする。また、浸透性桝等を使用するなど、環境に配慮する。
(c) グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とする。
(d) オープンスペースや歩行者用通路などに側溝等を設ける場合は、化粧蓋とするなど、景観面に配慮する。

e. 植栽
(a) 周辺と調和した地域と一体感のある植栽となるよう留意する。
(b) 緑化は「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき整備し、緑化面積は都市緑地法第 40 条に、その算定方法は同施行規則第 9 条による。
(c) 立地環境や地域性、設置場所の特性及び将来の景観等に配慮し、適切な樹種等の選

定を行う。

(d) 屋上の高い位置への植栽配置に当たっては、土壌の飛散などに特に配慮する。

(e) 潅水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。

f. 屋外灯

(a) 防災棟整備範囲 400 ㎡に 1 か所程度及び保安上必要と思われる場所に設置する。

(b) プログラムタイマー（任意設定）と自動点滅器の組合せで点灯する仕様とする。

（１３）アンテナ用マスト

a. テレビ共同受信設備用のアンテナマスト、基礎等を設ける。設置位置は、アンテナ更新時の運搬等を考慮すること。

（１４）屋上

a. 屋上共通

(a) 維持管理の観点から、各屋上へは最低限、階段にてアクセスできるものとする。屋上に設備機器等を設置するため、昇降機設備を一部着床させ、メンテナンスや機器の更新に配慮する。特にスクラバー機器等の設置、危険物の保管、ガスボンベ庫等を設置する場合は、廃棄物、廃液の回収、ガスボンベの交換などが容易に可能な計画とする。

(b) 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮する。

(c) 各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとする。

(d) 中国総合通信局が整備するアンテナを設置できるスペースを確保する。

(e) 中国総合通信局が整備するアンテナのうち、架台が必要なアンテナについては、アンテナ受けのポール又は架台及び空配管は事業者にて整備を行い、アンテナ本体、配線の接続は中国総合通信局が行う。中国総合通信局が整備するアンテナについては、一次審査通過者に対して提示する【参考資料 4-12】「03 中国総合通信局_電波の監視に必要な施設の概要」、【参考資料 4-13】「04 中国総合通信局 監視用空中線一覧」及び【参考資料 4-14】「05 監視用空中線取付状況図面(平面)(参考レイアウト)」による。

(f) 屋上設備を雷より保護する雷保護設備（外部雷保護システム）を設ける。

(g) 外壁清掃のしやすさに配慮した計画とする。

(h) 屋上に、ヘリポート（航空法第７９条但し書きに基づく「飛行場外離着陸場」）を設置する。

b. ヘリポート

(a) 最大機種ＡW189 が使用可能とすること。

(b) 飛行場外離着陸場着陸帯の長さおよび幅は、21.08m(一辺が最大機種ＡW189 の機体全長 17.57m×1.2 倍程度）以上とすること。耐荷重は、ＡW189 の（8,600kg×3.25 倍）≒27.95ｔ以上とすること。

(c) 上記（a）から（b）による他、誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【添付資料 4-21】「ヘリポートについて」及び【参考資料 4-8】「ヘリポート飛行経路」を参照すること。

（１５）渡り廊下

a. 仕上げ等はできるだけ木質化を図ること。

２. 設備性能

「建築設備設計基準及び同資料」及び「建築設備設計基準及び同資料」に示されている機器の仕様、機器構成、計算式、設備関連諸室のスペース等によらない場合は、その根拠を明確にすること。

（１）電気設備

a．共通事項

(a) 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において「特記による」と記載されているものについては、「総合的な検討を行い、国が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。

(b) 使用する電線・ケーブル類は、盤内を含めて EM 電線・EM ケーブルを採用する。

(c) 各室性能は、【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

(d) 主要諸室は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」による。

(e) 新設する幹線用のケーブルラックは、敷設する配線・ケーブルの 20%以上の余裕を見込んだ寸法又は数とする。なお、既存棟の既設ケーブルラックに配線・ケーブルを敷設する場合は、国と協議のうえ敷設を行う。

(f) 接地は統合接地方式とする。

(g) 引込管路

①電力の引込みは本敷地北側(新設引込)及び西側(既設引込)から特別高圧を各１回線引込むものとする。引込線はそれぞれ異なる変電所より受電を行う。

②電力の引込みは、引込ケーブルに使用する管路と同径・同数の予備管路を設ける。

③通信の引込みは、引込ケーブルに使用する管路と同径・同数の予備管路を設けるほかに、敷地境界から防災棟庁舎内の指定室（MDF 室等）まで、必要な大きさ及び本数の配管等を設ける。

(h) 設計照度、幹線・分岐ケーブル（電線を含む。）のサイズ、受変電機器の容量、発電機器の容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格直流電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子電圧等機器の選定に係わる計算は、「建築設備設計基準及び同資料」の計算方法により性能を満たすこと。

(i) 機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に国と十分協議する。

(j) 電気設備関連諸室（幹線経路及び EPS を含む。）は、機材増設、機器更新、保守点検等に配慮し機器レイアウト及びスペースの確保を行う。また、機器発熱に対応した適切な空調・換気機能を確保するとともに設備備品、附属品等の予備品の保管スペースを確保する。

(k) 通信･情報機器及び中央監視制御設備・監視カメラ設備・防犯・入退館管理設備等の装置は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行い、通信設備や火災報知設備等は発電機回路とする。

(l) 二重床の居室には、レイアウト変更等に容易に対応できるように、OA 盤から負荷へのこう長が 30m以内となるように OA 盤（以下分電盤部を「OA 分電盤」、端子部を「OA 端子盤」という）を各所に設置する。

(m) OA 盤等は露出型になるため形状、材質、色彩等、意匠性に配慮する。

(n) UTP ケーブルの性能は、特に指定のないものについて、幹線系はカテゴリー6A 以上とし、支線系、クライアント系はカテゴリー6 以上とする。

(o) UTP ケーブルは用途毎にケーブルの色を分ける。
(p) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。
(q) 電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。
(r) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として 2 週間以内に対応可能なものとする。ただし、事業者の責めに帰すことのできない真にやむを得ない事由（社会動向・不可抗力等）により、2 週間以内での対応が困難な場合は、合理的な納入期間等について、事業者は国に対して都度協議を申し入れることができるものとする。
(s) 発注者が想定する条件に基づいた主要設備の仕様・容量を、【参考資料 4-19】「設備仕様・容量一覧表」に示す。なおこの一覧表は事業者におけるプランの検討や作成を何ら妨げるものではない。

b. 電力設備・動力設備

照明計画は適用基準等によるほか、以下による。

(a) 照明器具は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）に適合した器具を用いる。
(b) 事務室等の照明の点滅は、室用途、省エネルギーを考慮し、原則として 1～4 灯程度毎に細分化を行う。なお、移動間仕切り等を設置する場合は、移動間仕切り等を考慮し適切に細分化する。
(c) 照明器具は、原則として電気保守控室より点滅操作を行えるものとする。
(d) 廊下、便所、洗面所、給湯室、ゴミ置場、更衣室には人感センサーを設け、省エネルギー化を図る。
(e) 原則として LED 照明とする（盤内照明を含む。）。
(f) 非常照明器具は、電源別置型とする。
(g) 照明制御は、次による。
①執務室・事務室は、室の使用用途に応じて、昼光利用制御、在・不在制御、微動検知形人感センサーを用いた照明制御、プログラムタイマ制御等、省エネルギーに配慮した計画とし、各センサーは検知漏れがないよう配置する。
②会議室等で、映像設備（プロジェクター）を使用する室にはその使用目的に合わせた調光制御が可能な装置を設ける。
③レイアウトの変更に伴う照明スイッチの制御変更を行う際に、改修コストを抑えることができるように配慮する。
(h) OA 盤は一般の分電盤とは別盤とし、OA 負荷専用とする。なお、OA 分電盤と OA 端子盤を別盤としてもよい。
(i) OA 分電盤の幹線は以下による。
①OA 分電盤の電源は、専用の幹線とする。ただし、他の OA 分電盤とは共用の幹線系統としてもよい。
②別フロアの OA 盤の幹線とは共有しない。
③別官署・部署の OA 盤の幹線とは共有しない。
(j) OA 分電盤から供給する OA コンセントの負荷容量は 50VA/㎡以上とする。
(k) OA 分電盤は、予備回路及び予備スペースを確保する。
(l) 予備回路数は、実装回路数の 20%以上又は電源種別毎に 5 回路以上とする。
(m) 外構（新設部分）には保守点検上、必要な箇所に屋外コンセント（防水錠付）を設置する。
(n) 防災棟地下官用車車庫には、将来電気自動車への充電が行えるものとし、電気自動

車用普通充電装置 6 台及び電気自動車用急速充電装置 1 台の設置が可能なよう、装置設置予定箇所から屋内共用部廊下天井等がある部分まで空配管及びボックスを設けること。なお、将来設置する電気自動車用普通充電装置の充電コンセントは、単相 200V 3P 6kVA 以上 1 口 電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント 1 箇所あたり 3kVA 以上の容量とする。また、電気自動車用急速充電装置の定格出力は、三相 200V 35kW 以上の容量とする。

(o) 防災棟地下車庫の洗車・車両整備スペースに、掃除用コンセントを設置する。

(p) 検診車駐車スペースの近傍に専用回路のコンセント盤（単相 100V、三相 200V、鍵付ボックスに収納）を検診車 2 台分設置し、変換プラグ及びコードを備える。

(q) テレビ受像機の設置箇所には、2P15A 接地極付コンセント 4 個口を 1 個以上設ける。また、FAX の設置箇所には、2P15A 接地極付コンセント 2 個口を 1 個以上設ける。

(r) 昇降路内部にメンテナンスに必要なコンセントを設置する。

(s) 防災設備用の制御回路を含む制御盤は、一般負荷用の制御回路を含む制御盤と区別する。

(t) 誘導灯のうち、法令上設置可能な場所には、自動火災報知設備と連動した点滅・音声誘導機能付きとする。

(u) 受付巡視・庁務員室、電気保守控室、電算室等の幹線設備は、電気室から室内の分電盤又は手元開閉器・電源切替盤まで 2 系統敷設し、保安電源が途絶することなく保守点検ができるものとする。

(v) 中央監視装置で各入居官署が使用した電力量を計測するため、各盤に電力量計を設ける。

(w) 商用電源途絶時においても、電源供給可能な計画とする。

(x) 動力設備の監視及び制御は、制御盤の盤面により行えるものとし、中央監視装置に対応した入出力回路及び接点を設けるものとする。

(y) 制御盤の主幹器具は、原則として端子とし、定格電流は最大使用電流以上のものとする。ただし、分岐用遮断器の定格遮断電流が過大となる場合は、配線用遮断器とする。

c. 受変電設備

(a) 電力事業者からの供給電力については、2 回線引込を含めた停電対策を行うこととする。

(b) 特別高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化し、電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。

(c) 各階の共用部及び設備諸室の保安電源は保守点検時においても電源切替盤を介して電源供給が行えるものとする。

(d) 自動力率調整制御を行う。力率改善後の力率は、電力供給者の測定する月間力率で 98%以上を確保する。

(e) 変圧器その他の設備容量は、将来の負荷の増加に対応できるように、現状負荷の 20%以上を見込む。

(f) 高圧変圧器は、「変圧器の性能の向上に関する製造者等の判断基準等（平成 24 年経済産業省告示 71 号）」に規定する第三次判断基準の基準エネルギー消費効率以上の効率を達成した変圧器による高効率用で軽負荷時及び想定負荷時において効率のよいものとする。なお、特別高圧変圧器は製造者が定めた高効率な仕様のものとする。

(g) 監視装置を設け、機器の集中監視及び遠隔操作が行え、商用電源が途絶しても継続して集中監視及び遠隔操作が可能とし、中央監視装置が故障した際はローカル機器で自動及び手動制御が行えるものとする。

(h) 本施設内で整備する設備機器から発生する高調波の対策は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成 16 年 1 月改定）」及び「高調波抑制対策技術指針（JEAG 9702-2018）」（以下「高調波抑制対策ガイドライン」という。）による。

(i) 変圧器の低圧側は幹線毎に低圧絶縁監視を行う。

(j) 系統連携を行うものは逆潮流なしとする。

(k) 防災棟庁舎の電気室内に 1 号館附属棟、2、3、4 号館電気室（2 号館は将来用）へ電源供給を行うためのき電盤を設置する。

(l) 防災棟庁舎から 1 号館附属棟、3、4 号館電気室までの高圧ケーブルを敷設する。切替の手順は、誓約書提出事業者のみ入札公告時に配布する【参考資料 2-4-2】「防災棟電気室切替手順」をもとに現場に沿った施工方法とする。

(m) 防災棟庁舎と 1 号館附属棟、3、4 号館を地中管路で接続する場合は耐震性に優れたものを使用する(FEP 等)。共同溝内は高圧ケーブル用ケーブルラックを使用して、1 号館附属棟、3、4 号館（EPS 又は設備室）に高圧ケーブルを敷設する。

d. 電力貯蔵設備

(a) 蓄電池は、鉛蓄電池長寿命 MSE 形とする。

(b) 特別高圧受変電設備及び受変電設備の操作用・警報用電源に用いる直流電源装置を設ける。

(c) 電源別置形非常照明用の直流電源装置は、前項とは別設備とする。

(d) 再生可能エネルギー装置に蓄電池を設ける場合は前項（b）、（c）とは別設備とし、リチウム二次電池とすること。

(e) 各官署の専用部分に設置する無停電電源装置は、防災棟庁舎入居官署が別途整備する。

e. 発電設備

(a) 自家発電装置は以下による。

①自家発室に 1、2、3 号館・防災棟庁舎用発電機 2 台を設置する。また、自家発室に 4 号館用発電機 1 台が将来設置できるよう設置スペースを確保する。1、2、3 号館・防災棟庁舎用 2 台は同期運転の組合せができること。また、電気の供給が停止することにより、専用機器等（照明を発電回路にする部分を含む）の業務に支障がない容量以上にする。一次審査通過者に対して提示する【参考資料 4-7】「発電機容量計算書」を参考にすること。

②各発電機の耐久性能は、定格出力において 7 日間（168 時間）以上の連続運転ができること。

③各発電機は、即時始動（10 秒以内に負荷に電力を供給）できるものとする。

④燃料地下タンクは①で述べた 4 号館用発電機用と 1、2、3 号館・防災棟庁舎用発電機用の 2 基設置し、燃料地下タンクの貯油総量が発電機 3 台分（定格出力で 72 時間以上）運転できる容量を備蓄する。燃料地下タンク及び発電機室燃料小出槽の容量は【参考資料 4-9】「危険物予定貯蔵量」を参照すること。

⑤燃料移送ポンプはポンプ室に複数台設置し、浸水深より低い位置に設置する場合は、浸水対策として、大気圧：101.325kPa(国際基準値)に耐えるポンプエアシェルターを設置する。

⑥防災棟庁舎引き渡し時は、1、2、3 号館・防災棟庁舎用発電機用燃料地下タンクに燃料を満タンで引渡すものとする。

⑦燃料地下タンクと送油管等は、地震力により破損しないこと。

⑧燃料地下タンク底部などに沈殿した不純物を除去する装置(スラッジ除去装置)を設けること。

⑨発電機から３号館地下１階監視室にある既存発電負荷制御設備制御盤までケーブルを敷設し、接続は合同庁舎管理官と協議のうえ接続切替を行う。

(b) 太陽光発電装置

①発電容量 10kW 以上の太陽光発電装置を設置し、発電状況（太陽光発電電力、電力量、日射量等）が計測できる機能を設ける。

②太陽光発電装置は商用電源途絶時に自立運転可能とすること。

③太陽光発電装置のモジュールの設置角度及び仕様は、反射光による周囲の建物に影響を及ぼさないように計画すること。

(c) 災害時の活動拠点室は、照明・コンセントを発電回路の負荷とする。負荷の内容は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」による。

f. 雷保護設備

(a) 雷保護レベルに応じた外部・内部雷保護システムを構築し、低圧用 SPD 及び通信用 SPD を必要箇所に設置する。

(b) 防災棟庁舎入居官署が別途整備するパラボラアンテナ等を保護する雷保護設備を設置する（アンテナ用 SPD 用接地線も含む）。

(c) 雷サージカウンター、SPD からの劣化（故障等を含む。）の警報を中央監視装置に表示する。

g. 構内情報通信網設備

(a) 防災棟庁舎入居官署が別途整備する構内情報通信網設備が設置できるよう国が整備する LAN 用として、以下の整備を行う。

①EPS 等から各室まで容易に配線ができるよう、配線経路を確保する。なお、LAN 機器の設置場所は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

②電算室から EPS 間及び各 EPS 間に通信専用のケーブルラックを設ける。

(b) 防災棟庁舎から 2 号館 9 階中国地方整備局へ光通信ケーブルを敷設するルートを構築する。

(c) 無停電電源装置は、防災棟庁舎入居官署が別途整備する。

h. 構内交換設備

(a) 各官署専用電話交換装置を 2 台（中国総合通信局、中国四国厚生局健康福祉部等）設置し、1 台は 4 号館 10 階既設電話交換装置と互換性を持たせること。

(b) 局線応答方式は、ダイヤルイン方式とし、中継台方式にも対応可能とする。

(c) 既存の電話番号を継承できるようにする。

(d) 交換機仕様及び局数等は【添付資料 4-18】「構内交換機要件」による。

(e) 電話機及びＦＡＸの設置場所、台数は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

(f) 防災棟庁舎から①2 号館 5 階広島労働局事務室、②2 号館 9 階交換機室へ電話ケーブルを構築するルートを確保すること。

(g) 防災棟庁舎から 4 号館 10 階電話交換機電話ケーブルを敷設する。

i. 情報表示設備

(a) 出退表示装置

①出退表示は、カラーモニター方式とする。

②在室、不在、会議中、空室（中国総合通信局）、在室、不在、会議中、空室、使

用中（広島労働局職業安定部）、在室、会議中、空室（その他官署）の表示を行う。

③出退表示装置の設置場所は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

④制御装置は、当該官署の表示名称を容易に変更できること。

⑤表示装置は部屋の大きさに合わせ十分な視認性を有した大きさとし、カラー表示可能なものとする。

⑥官署毎に制御装置を設置する。

(b) 使用中表示

①内照式、壁付けタイプとする。

②設置場所は共用会議室とする。共用会議室とする。

(c) 時刻表示装置

①更新する 4 号館中央監視室親時計（4 号館、防災棟用）で防災棟全体の子時計の制御が行えること。

②子時計の設置場所は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。各室の性能に見合うグレードとすること。

j. 映像音響設備

(a) 共用部

①共用会議室（大）に【添付資料 4-20】「映像・音響設備等一覧」による装置を設置する。

②映像音響設備は、画面の照度、輝度及び音響効果シミュレーション(残響時間、反射音、音圧分布等)により性能の検証を行う。

(b) 専用部

①映像音響設備は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

②防災棟庁舎入居官署が別途整備する映像・音響設備の機器設置スペース、配線経路を確保する（詳細は国と協議する。）。なお、映像・音響設備の設置場所は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

k. 拡声設備

(a) 防災棟全体に放送できる装置を設置する。

(b) リモートマイクは広島東税務署一般事務室 4 及び、受付巡視・庁務員室に設置し、官署毎の個別放送が行えること。（管理は官署毎に行う）

(c) 消防法等関係法令に準拠した非常放送・業務放送兼用型とする。

(d) 上級室・会議室・相談室には、音量調整器を付ける。

(e) スピーカーの配置は、「消防法」及び「建築設備設計基準及び同資料」による。

(f) 気象庁からの緊急地震速報の信号を 4 号館既存放送装置より受け、必要な場所に放送が行えること。

(g) 防災棟庁舎入居官署毎に時報（チャイム）及び BGM 等の放送が行えること。

(h) 4 号館防災センターの既設拡声装置と制御管理が図れること。

(i) 防災棟庁舎から 2、4 号館まで拡声用ケーブルを敷設する。

l. 誘導支援設備

(a) 各階車椅子使用者用便房に、受付巡視・庁務員室へ連絡できる呼出装置を設置する。

(b) 全ての風除室及び時間外通用口の入口付近に、テレビインターホン（障がい者の利用できる対策を含む。）を設ける。なお、インターホンの受付先は、受付巡視・庁務員室等、速やかに人的対応の可能な場所とする。

(c) ヘリポート用インターホンを設ける。

m. テレビ共同受信設備

(a) 防災棟庁舎の屋上に設けたテレビアンテナの信号と混合して、【添付資料 4-2】「各室性能表」に示した場所の CATV アウトレット（TV 端子）まで信号を供給する。ただし、中国地方整備局は別系統とする。

(b) テレビアンテナは地上波デジタルを設け、設置したアンテナの全チャンネルを館内に伝送できる設備とする。

(c) 各 TV 端子は必要とする端末出力レベル及びテレビアンテナからの IF 伝送信号の端末出力レベルを確保する。

(d) 増幅器は、必要に応じて設置し、原則として最初の分配器（分岐器）の前に設置する。

(e) 防災棟庁舎から 2 号館 9 階交換機室までテレビ用ケーブルを構築するルートを確保すること。

n. 監視カメラ設備

(a) 共用部

①防犯計画上必要とされる箇所（エントランス、エレベーターホール、廊下、各階の出入口、駐車場、ヘリポート、外部出入口、本敷地外周部等）に、防犯上死角のないように監視カメラを設置する。

②監視、制御、録画は受付巡視・庁務員室で行う。

③昼夜視聴可能、録画機能付き、屋外は耐候形ハウジングとする。

④仕様詳細（録画時間含む。）は国と協議する。

⑤監視用モニターはカラーモニターとし、受付巡視・庁務員室、4 号館警備室に設置する。

⑥4 号館防災センターに設置する監視用モニターは本事業で設置する監視カメラの表示を行う。

⑦防災棟庁舎から 4 号館警備室まで監視カメラ用ケーブルを敷設する。

(b) 専用部

①防災棟庁舎入居官署が別途整備する監視カメラ設備の機器設置スペース、配線経路を確保する（詳細は国と協議する。）なお、専用部に設置する個別監視カメラ設備の設置個所は【添付資料 4-2】「各室性能表」 及び【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」による。

o. 駐車場管制設備

(a) 防災棟地下車庫の出入口や車路の安全性を確保するため、管制盤、検知器、信号灯及び警報灯を設置し、入庫・出庫を検知して受付巡視・庁務員室で警報表示を行う。

p. 防犯・入退館管理設備

(a) 防災棟警備対象エリア（防犯設備（機械警備））

警備対象エリア内への侵入者等に対する常時監視業務（機械警備業務）を遂行するうえで必要となる箇所に、赤外線センサー等を設置できるよう、配管、ボックスを設ける。

なお、施設費において、機械警備業務を遂行するために必要な装置が設置できるよう配管、ボックスを設ける費用を計上するものとし、機械警備業務を遂行するために必要な機材、据付・調整に係る費用は維持管理・運営費、その他の費用にて計上すること。

(b) 共用部（入退館管理設備）

①入退館管理設備が設置できるよう必要な箇所に、配管、ボックスを設ける。なお、施設費において、入退館管理設備が設置できるよう配管、ボックスを設ける費用を計上するものとし、入退館管理設備の機材、据付・調整に係る費用は維持管理・運営費、その他の費用にて計上すること。

②1 階エレベーターホールに入退館ゲート、地下 1 階エレベーターホール及び 1 階・地下 1 階階段室入口にＩＣカードリーダー又は入退館ゲートを設置する。入退館ゲートは、通行量に応じ停滞なく通行が可能な台数とし、車椅子の通行に配慮する。

③入退館管理装置は、遠隔制御、スケジュール設定・制御、記録機能を有し、火災報知受信機、監視カメラ設備と連動したシステム（パニックオープン等）とする。設置場所は【添付資料 4-2】「各室性能表」に、性能詳細は【添付資料 4-16】「セキュリティの考え方」による。

④入退館管理設備の設定用端末装置は、受付巡視・庁務員室に設置する。

(c) 共用部（鍵管理設備）

①鍵管理設備が設置できるよう必要な箇所に、配管、ボックスを設ける。なお、施設費において、鍵管理設備が設置できるよう配管、ボックスを設ける費用を計上するものとし、鍵管理設備の機材、据付・調整に係る費用は維持管理・運営費、その他の費用にて計上すること。

②専用部と共用部間の鍵の管理方法については、国との協議によるものとし、各鍵の管理状態は、受付巡視・庁務員室で確認できること。

(d) 専用部（防犯設備）

防災棟庁舎入居官署が別途整備する防犯設備の機器設置スペース、配線経路を確保する（詳細は国と協議する。）なお、専用部に設置する防犯設備の設置個所は【添付資料 4-2】「各室性能表」 及び【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」による。

なお、施設費において、防犯設備が設置できるよう配管、ボックスを設ける費用を計上する。

(e) 専用部（鍵管理設備）

防災棟庁舎入居官署が別途整備する鍵管理設備（電気錠を設置し、カード、テンキー、生体認証などにより入室管理する設備）の機器設置スペース、配線経路を確保する。（詳細は国と協議する。）なお、専用部に設置する鍵管理設備の設置個所は【添付資料 4-2】「各室性能表」 及び【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」による。

なお、施設費において、鍵管理設備が設置できるよう配管、ボックスを設ける費用を計上する。

q. 火災報知設備・自動閉鎖設備

(a) 受信機（総合操作盤）は、受付巡視・庁務員室に設ける。防災棟代表火災警報を 4 号館防災センター受信機に移報する。

(b) 副受信機の表示内容は、「建築設備設計基準及び同資料」の中央監視制御項目表の監視制御装置の欄における防災設備系の各項目以上を対象とし、決定前に国と十分協議する。

(c) 感知器は自動点検機能付とする。

(d) 連動制御装置又はガス漏れ火災警報設備を設置する場合は、(a) 項で設置する受信機と一体形とする。

(e) 防災棟庁舎から 4 号館防災センターまで火災報知設備用ケーブルを敷設する。

r．中央監視制御設備

(a) 中央監視装置は電気保守控室に設置するものとし、最新式のもので、防災棟庁舎及び既存庁舎の受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備及び防災設備等の連動制御及び監視が可能なシステムとする。また、運用時に省エネルギーを達成するために必要な機能を備え、用途別エネルギー消費量の計測、機器効率出力・表示等により、性能の把握が可能な計画とする。

(b) 中央監視制御項目は、「建築設備設計基準及び同資料」における中央監視制御項目表の監視制御装置の電気設備及び防災設備関係欄における各項目とする。

(c) 高圧の電力供給経路は、容易かつ明瞭に確認できるように表示する。

(d) 電気設備の設備機器台帳、設備図面、故障・改修・修繕履歴のデータ管理支援機能を設ける。

(e) 機械設備で設ける中央監視装置及び BEMS と連携可能な機能を有すること。

(f) 各盤に設ける電力量計を自動検針し、中央監視装置で電力量を監視できるようにする。

(g) 防災棟庁舎内の中央監視装置のデータを 4 号館中央監視室にある既設中央監視装置に表示できるようにする。

(h) 防災棟庁舎から 4 号館中央監視室まで中央監視設備用ケーブルを敷設する。

(i) ヘリポート付近に風向風速計、雨量計感部を設置し、中央監視装置に表示する。

s．構内配電線路設備

(a) 外灯

周囲の状況を考慮して、夜間の通行及び防犯上有効な場所に設置する。また、必要に応じてリモートで点灯制御（受付巡視・庁務員室又は 4 号館警備室から）が行えるように配慮する。

(b) 構内配電線路

①構外より電力（特別高圧）の引込を防災棟庁舎電気室まで特別高圧（22kV）ケーブル、地中埋設配管及びハンドホールを敷設する。既存棟の改修が防災棟庁舎から、1 号館附属棟、3、4 号館既設電気室まで高圧ケーブル（3.3kV）を敷設し、電力供給を行う。

②上記工事に伴い、高圧ケーブルを敷設するためのケーブルラック及び地中埋設配管を敷設する。

③新設共同溝設置に伴い地中埋設配管・配線の切り廻しを行う。

④北車両出入口に設置する駐車場管理のための機械ゲートに電源供給を行うための地中埋設配管を敷設する。

(c) 構内通信線路

①構外より電話会社の引込を防災棟庁舎まで構内電話用の地中埋設配管を敷設する。行い防災棟庁舎から既存 4 号館の電話交換機及び 2 号館まで配線、配管及びケーブルラックを敷設する。

②防災棟庁舎の入居官署用に設ける通信用配管は【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」を参考に敷設する。防災棟庁舎から 2 号館及び 4 号館に配線を行う際は、通信用ケーブルラック及び配管を新設する。

③新設共同溝設置に伴い地中埋設配管・配線の切り廻しを行う。

（２）機械設備

a．共通事項

機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の該当部分

を参照する。なお「特記による」と記載されているものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。

(a) 各室性能は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

(b) 主要諸室は、執務内容に応じて必要機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」を適用する。

(c) 配管は漏れが無く、管内の流体による振動及び騒音による支障が無く、耐久性に優れ耐圧性、耐衝撃性を考慮し、保守管理が容易なものとする。

(d) 耐震安全性の確保及び使用用途・耐久性を考慮した配管及びダクト材料を使用する。

(e) 配管、機器、ダクト等の保温は、熱損失が小さく、結露による支障が無く、耐久性に優れたものとする。

(f) ダクトは、内部清掃できる構造とし、原則として金属製とする。また、ダクト内の気流による振動及び騒音による支障が無く、耐久性に優れ、保守管理が容易なものとする。

(g) 水損対策の必要な室には、水系の配管を設けない。やむを得ず設ける場合には以下による水損対策を施す。

・漏水を検知し自動的に配管を閉塞できる構造とする。

・漏水に対する警報及び状態を電気保守控室にて監視できる構造とする。

(h) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。

(i) 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。

(j) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として 2 週間以内に対応可能なものとする。ただし、事業者の責めに帰すことのできない真にやむを得ない事由（社会動向・不可抗力等）により、2 週間以内での対応が困難な場合は、合理的な納入期間等について、事業者は国に対して都度協議を申し入れることができるものとする。

(k) 原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM 電線・EM ケーブルを採用する。

(l) 室内において結露が生じないよう空調、換気に配慮する。

(m) 水漏れ事故に対応するため、機械設備関係諸室では床排水口等を設け、水回りがある室（便所、湯沸かし室、流し台等がある室）については 開閉が容易な掃除口兼用ドレン（COAD）等を掃除口として設ける。

(n) 電気設備諸室にパッケージ形空調機を設置する場合は、機器廻りに防水堤と漏水検知帯を設ける。

(o) 発注者が想定する条件に基づいた主要設備の仕様・容量を、【参考資料 4-19】「設備仕様・容量一覧表」に示す。なおこの一覧表は事業者におけるプランの検討や作成を何ら妨げるものではない。

b. 空気調和設備

(a) 熱源及び空調システムは、電力負荷の低減及び平準化を図るものとする。中央空調方式の設備の運転に必要な電力を、コージェネレーション装置により確保する場合は、以下の条件を満足するものとする。

・外部からの電源供給なしに中央空調方式の設備が運転可能なものとする。

・発電能力は、全ての中央空調方式の機器（制御装置、連動する換気装置を含む）に必要な電力を賄うことが出来る能力以上とする。

・コージェネレーション装置を含めた中央空調システムにおいて、施設部位に応じた運転制御方式等により、適切な容量制御及び搬送エネルギーの最小化を図るものと

し、システム効率の向上を目指す。運用において余剰電力が発生する場合は庁舎内で有効利用する。

・コージェネレーション装置は「標準仕様書（機械設備工事編）」に適合したもので、都市ガス（中圧引込系統を使用）を１次エネルギーとし、その排熱は中央空調方式の熱源等に投入することとする。

・中央空調方式の主熱源となる機器は、都市ガス（中圧引込系統を使用）を１次エネルギーとする。

(b) 中央空調方式とする部分は、各室性能表の空調設備が「A（一般空調）」の区分及び「F（災害時に活動する部屋）」の区分の室とする。(c) 熱源システムは、運転に有資格者を必要としないものとする。また、各室性能表の空調設備が「A（一般空調）」以外の区分の室については、パッケージ形空気調和機の使用を可能とする。ただし「F（災害時に活動する部屋）」の区分の室について非常時は、電気設備の自家発電装置により電源供給がなされ空調機能を維持できるものとし、中央空調方式との二重化としてもよい。

(d) 各種配管からの漏水及び水損事故の防止を行うとともに、更新工事の容易性を確保する。

(e) 空調システムの運用時の設定温度を夏季 28℃、冬季 19℃とする場合において、温度以外の要素にも着目して快適な執務環境を確保し、エネルギーの更なる効率的な利用を図る空調システムを導入する。

(f) 自然エネルギーの有効活用上支障のない部分は、外気冷房等により環境負荷低減を図る。

(g) 蒸気配管を計画する場合は、熱源機械室内において使用圧力まで減圧してから各需要箇所へ供給する。

(h) 中央空調方式の対象室は、快適性、機能性及び省エネルギー性を図るシステムとし、ユニット形空気調和機等を用いた構成とする。設計風量が6,000m3/h以下の場合は、コンパクト形空気調和機を使用してもよい。個別空調方式の対象室について、各室性能表の空調設備が「B（特殊空調１）」以外の区分の室は、加湿を行うことを基本とする。

(i) 空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ適度に細分化し、かつ間仕切り等の変更に際し柔軟に対応できるものとする。ただし中央空調方式において、冷房運転エリアと暖房運転エリアの同時要求は無いものとする。

(j) 室内の空調システムは快適性に配慮し、使用者が気流によるドラフトを感じないシステムとする。

(k) 業務内容や室用途において機能の維持が必要な室の空調設備及び換気設備は、非常用電源でも稼働できる構造とする。

(l) 会議室等在室人員の変動が大きい室にあっては、在室人員の変動に応じ、外気導入量の制御が可能なものとする。

(m) 使用する冷媒は、オゾン破壊係数 0 かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。

(n) 吹出口は風量・風向調整可能な機構を有するものとすること。

(o) 一般執務室（各室性能表の空調設備が「A（一般空調）」の区分の室）の設計用屋内温湿度条件は、夏期：28℃、50～45％、冬期：19℃、40％とする。その他の部屋については、固有業務室の要求条件を確認し設定する。

(p) 電算室、サーバー等を設置する室（各室性能表の空調設備が「B（特殊空調１）」の区分の室）の設計用屋内温湿度条件は、下表の温湿度条件を目標値とする。

温湿度条件	乾球温度 ℃	相対湿度 %	乾球湿度 kg/kg（DA）	比エンタルピー kJ/kg
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室内	24	45	0.0085	45.6
二重床内 （吹出温度）	18	65	0.0085	39.8

（q）室内に結露が発生しない環境とする。

（r）空調熱負荷計算では、第４章第５節２．（１）電気設備に記載の OA コンセント負荷容量以外に【添付資料 4-2】「各室性能表」及び【添付資料 4-9】「主要諸室の性能特記事項」の各室別電気設備条件に記載された事務機器等の電力消費量を確認し、その他の内部発熱負荷として見込む。

（s）空調設備の水準は以下により検証する。

①熱源システムは、コスト（整備費、運転維持管理費）、環境性、耐久性、操作・メンテナンス性、地域のエネルギー供給状況、設置面積、性能特性（部分負荷運転、省エネ性能）、振動・騒音、信頼（実績）及び負荷への柔軟性等について比較検討書を作成し、選定する。

②熱源設備システムについては基本設計段階・実施設計段階・工事完成段階・運用段階において LCEM ツールを使用してエネルギーに関する性能評価を行うこと。評価結果については、以下の情報を整理した報告書として各段階においてまとめる。なお各段階の成果物として、基本設計書、実施設計書、完成図、環境報告書に含めるものとする。

【報告書に盛り込む情報】

ア．入力条件に関する情報

・熱源システム図

・機器仕様一覧、機器の制御設定、納入機器情報

・境界条件（熱負荷モード）

イ．試算結果に関する情報

・機器別電力消費量・ガス消費量

・年間一次エネルギー消費量、年間 CO2 排出量

ウ．前段階の試算結果との比較（施工段階）

・試算条件の変更点

・年間一次エネルギー消費量、年間 CO2 排出量

エ．前段階の試算結果との比較（運用段階）

・熱源システムの運用データにより、施工段階で試算した結果との比較・検証

③空調方式は、快適性、経済性、維持管理性等について比較検討書を作成し、検証する。

④「建築設備設計基準及び同資料」以外で熱負荷計算を行う場合は、同基準により熱負荷計算結果の妥当性を検証する。

c．換気設備

（a）室内全体を均一に換気する。

（b）熱源機械室、電気室、エレベーター機械室等の熱の排除は、経済性及び環境性を検討し、換気方式、冷房方式、換気・冷房併用方式のいずれか優位な方式とする。また、各方式のコスト（整備費、運転維持管理費）等について比較検討書を作成する。

(c) 各室にて発生した臭気や物質が屋内外を問わず他のエリア・室に影響を与えないシステムとする。
(d) 建物使用者が建物内外における通常の利用状態において、ゴミ置場、便所等の排気により不快感を与えないものとする。
(e) 保管庫及び書庫等は、保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。

d. 排煙設備
(a) 関係法令等を遵守し、火災により発生した煙の拡散を防止し、避難経路が確保できるよう、必要に応じ設置する。
(b) 自然排煙が出来ない場合は機械排煙を検討する。

e. 自動制御設備
(a) 中央監視装置及び自動制御装置は、エネルギーの効率的使用をはかる為、最新式かつ適切な方式を採用し、防災棟庁舎の計測等において設備システムの性能の把握が可能な計画とする。
(b) BEMS(エネルギー解析(管理)機能)により、設備機器の長寿命化及びエネルギー管理可能なシステムとする。整備にあたり「官庁施設におけるエネルギー管理機能計画・設計の手引き（案）」を適用し、同手引きにおける管理レベルは「レベル４」とする。
(c) 中央監視装置は、中央監視室保守控室に設置し、空気調和設備、換気設備、給水設備、排水設備及び雨水利用設備等の監視及び制御を行う。また、機械設備の設備機器台帳、設備図面、故障・改修・修繕履歴のデータ管理支援機能を設ける。
(d) 空調機の制御単位・福利厚生諸室・入居官署・用途別について各種エネルギー消費量を随時把握し、統計処理ができるものとする。また、第５章 第１節 5. (3) f. 省エネルギーに係る計画書に必要な分析が行える機能を備えるものとする。
(e) 中央監視装置は、入居官署別及び共用部のエレベーター設備、中央監視室保守控室、設備保守控室、福利厚生部分の各室の光熱水費の課金管理が可能なものとする。
(f) 中央監視装置は、システムの部分的な障害が全体に悪影響を及ぼさない構成とする。
(g) 電気設備で設ける中央監視装置から出力される (b) (c) (d) (e) 等で必要な計測データをネットワーク経由で入出力できるものとする。
(h) 中央監視制御項目は、「建築設備設計基準及び同資料」における中央監視制御項目表の「監視制御装置」の機械設備各系、エレベーター設備系、発電設備系（常用のみ）及び防災設備系における各項目とし、エネルギー解析用の項目は「エネルギー管理レベル４」とする。また、(b) の長寿命化及びエネルギー管理に必要となる項目が他にある場合は追加する。
(i) 原則として、室毎に夜間・休日等の空調・換気設備の時間外運転を手元スイッチ及び中央監視設備から行えるものとする。また、手元スイッチによる操作禁止指令も可能なものとする。

f. 衛生器具設備
(a) 大便器は洋風便器とし、暖房機能付き温水洗浄便座は蓋付きとし、紙巻き器はワンタッチ式２連棚付きとする。温水洗浄便座は、「電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）」に準じた漏電に対する保護機能を備えたものとする。ただし、車椅子使用者用便房に設置する洋風便器は蓋なしとする。
(b) 大便器、小便器の洗浄方式は、洗浄弁又は専用洗浄弁方式とする。
(c) 洗面器及び手洗器には自動水栓と水石鹸入れを設ける。ただし特殊な用途や要望等

がある場合はこれによらなくてもよい。

(d) 大便器、小便器、洗面器、手洗器及び掃除流し等の器具は陶器製とする。

(e) 大便器を設置する便房内に鞄等を掛けるフック（一般的な使用に耐える耐荷重を有するもの）を設置する。また、共用部分における男子便所及び女子便所の大便器を設置する１箇所以上の便房には手すりを設ける。

(f) 多数の来庁者が見込まれる階の共用部における男子便所・女子便所の大便器を設置する便房の一部に多様な利用者の状況を考慮してベビーチェア等の器具を設けることを検討する。またその位置が確認出来るように適切な表示をする。

(g) 小便器はボウル先端高さが床面より 350 ㎜以下の壁掛形とし、個別感知式自動洗浄（自己発電）とする。また、小便器毎に棚（配管バックの天端が棚として利用できる場合はこれを棚としてよい）及びスティック・傘掛けを設ける。なお、共用部分における男子便所の小便器１組は手すりを設ける。

(h) 共用部分における男子便所及び女子便所の洗面器はハーフカウンター半埋込タイプ又は壁付けタイプとし、各洗面器の正面に棚と化粧鏡を設ける。化粧鏡は複数の洗面器で共用の大鏡としても良い。なお化粧鏡は耐食鏡とする。

(i) 共用部分における男子便所及び女子便所の洗面器のうち、各1組は手すりを設ける。

(j) 掃除流しは各便所に設け、その配置は使いやすさに配慮する。各階の共用部の便所において男子便所、女子便所、車椅子使用者用便房を含め多様な利用者の状況を考慮した便房（以下「多機能便所」という）に隣接し直接アクセスが可能となる配置とした場合、掃除流しはまとめてもよい。

(k) 多機能便所は１階以上の各階に１箇所以上設ける。内部に設ける器具は「建築設備設計基準及び同資料」の記載による他、フィッティングボード（壁固定の折りたたみ式）を設ける。ただし、折りたたみベッドについては１階にのみ設ける。

(l) 便所の衛生器具の数量は、利用者が遅滞なく快適に使用できるもの（ＳＨＡＳＥ－Ｓ206-2019 技術要項・同解説「衛生器具の設置個数の決定」等により算出し、その根拠を示す）とする。地上階の共用部分における男子便所及び女子便所においては同数とすることが望ましい。ただし、各階毎の使用形態等により、著しく利用者数が異なることが想定される場合はこの限りではない。

(m) 衛生器具ユニット、システムトイレの採用について検討する。

g. 給水設備

(a) 防災棟庁舎専用の受水タンクを設けることとし、給水方式を検討する。なお、大地震時の機能維持について信頼性を確保する。高架水槽方式を採用する場合は、高架水槽の設置高さについて、第３節５（２）防災棟庁舎の高さ制限　に留意する。

(b) 給水設備は、給水先の各器具及び機器に必要な水量及び水圧で、衛生的な水を汚染されることなく安定して供給する。

(c) 便所洗浄水は、雨水利用・排水再利用設備の処理水を優先的に使用する。

(d) 屋外散水栓については、地表面以上の位置に設け、１つの散水栓の散水範囲を最大で半径 30m程度の範囲とし、外構全域を包含するのに必要な設置個所及び設置数を計画する

(e) 植栽を行う部分については、自動潅水の採用を検討する。

(f) 大地震後のライフラインの途絶に備えて確保すべき必要水量は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の「資料Ｉ」による。なお災害対策応急活動を行う職員等の数は第４章第２節２．（１）に示す対象官署の職員数（非常勤職員は除く）とする。必要水量の貯留時間等を考慮し、飲料水用と雑用水用の 2 系統とすることを検討し、雨水利用設備等を利用した代替手段についても検討する。

(g) 給水方式はコスト（整備費、運転維持管理費）、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積等についての比較検討書を作成し、選定する。
(h) 給水設備工事には、施設整備納付金の支払いも含まれるものとする（防災棟専用の給水引き込み分)。

h. 排水設備
(a) 各種排水を衛生的に公共下水道まで導く設備とする。
(b) 排水槽は、排水が流出しない構造とする。
(c) 大地震後のライフラインの途絶に備えて、防災棟庁舎から排出される排水を一時的に貯留する排水貯留槽を設ける。確保すべき排水貯留量は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の「資料Ⅰ４」による。なお災害対策応急活動を行う職員等の数は第４章第２節２．（１）に示す対象官署の職員数（非常勤職員は除く）とする。
(d) 非常時において、排水貯留槽への配管のルートが切り替え可能なシステムとする。
(e) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホール等からの臭気により不快感を与えないものとする。
(f) 屋外排水桝は「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」によるコンクリート桝とする。ただし、深さ 1,200mm までのものについてはプラスチック桝を使用しても良い。

i. 給湯設備
(a) 給湯設備は、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯を衛生的に供給する。
(b) ガス式又は電気式とし給湯方式を検討する。
(c) 給湯の熱源及び給湯方式は、コスト（整備費、運転維持管理費）、環境性、地域のエネルギー供給状況、安定供給、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積、振動・騒音及び信頼性（実績）等についての比較検討書を作成し、選定する。
(d) 洗い物用の給湯温度は、60℃を基本とし、混合水栓により任意に設定できる仕組みとする。
(e) 給茶用の給湯器は、給湯温度 90℃以上で沸き上げ、貯湯式とする場合は週間タイマー及び自動排水機能を設け、給湯量は利用人員に見合った量とする。

j. 消火設備
(a) 関連法令（広島市火災予防条例）等に基づき、必要な消火設備を設ける。なお消火器は施設整備業務にて設置し、運営業務にて更新とする。
(b) 消火設備を設置する場合は、安全性、環境性及び操作性に配慮したものとする。
(c) スプリンクラー設備及び連結散水設備は、スプリンクラー放水時を想定し、放出水が他に影響をおよぼさないよう排水できる仕組みとする。
(d) 「消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）」別表第一に掲げる防火対象物の電気室、発電機室および、多量の火気を使用する機械室等で、床面積が 200 ㎡以上の部屋については、不活性ガス消火設備を設置する。
(e) 不活性ガス消火設備の噴射ヘッドはガス消火放射音を軽減できるタイプ（静音型噴射ヘッド等）を採用し、室内の機器に極力影響を与えないようレイアウトを考慮して計画を行う。
(f) 特殊ガス消火設備は窒素ガスを基本として検討する。自主設置の対象室は【添付資料 4-2】「各室性能表」による。

k. ガス設備

(a) ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性、耐震性及び信頼性のあるものとする。
(b) コージェネレーション装置を導入する場合は、ライフサイクルコストを考慮して中圧の都市ガス管（100A）を新たに引き込む。
(c) ガス設備の利用対象は、空気調和熱源機器、コージェネレーション装置等とする。

l. 雨水利用設備
(a) 「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」に基づく「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について」の対象であり、防災棟庁舎の最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を設け、自らの雨水の利用のための施設を設置する。
(b) 雨水利用設備は以下の水準を満たすものとする。
①雨水利用設備の設計に当たっては、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、処理フローと計算書にて、効率的な利用となっているか検証する。
②処理水は、便所の洗浄水及び潅水設備（土中埋設もしくは敷設した点滴ホースを用いた植栽用の散水）に利用するものとする。
③故障時の雨水流入による浸水を防ぐため、流入遮断機能を設ける。

m. 昇降機設備
(a) 耐震安全性の分類は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）にある「Ｓ」の基準を満たすものとする。非常時において、エレベーター監視盤での操作により、任意の号機について選択し、非常用電源での運転が可能なものとする。
(b) 着床階は、【添付資料4-10】「階層構成及びアクセス動線の考え方」による。
(c) 本体、昇降路の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」による。
(d) 乗用エレベーターは高齢者・障害者等に配慮したエレベーターとし、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によるかご室内及び乗り場の付加仕様を適用する。ただし、群管理におけるグループ毎に１台以上に、また、単独運転のものが有る場合はこれについても適用する。
(e) 可変電圧可変周波数制御方式の場合は、高調波対策を行う。
(f) かご内のサインの仕様は第４章第５節１．（９）サインによる。
(g) 非常用エレベーターは人荷用とし、専用運転可能とする。
(h) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における誘導的基準を満たすとともに、「広島県福祉のまちづくり条例」（平成7年3月15日 広島県条例第4号）の整備基準を満たすものとする。
(i) エレベーターの交通計算は、次の①から④までにより行う。
①エレベーター利用人数は、第２章第３節 入居官署機関の概要の人員数等による。ただし、外来者のピーク時集中率を20%とする。また、計算に当たっては、エントランス階及びその直上階を除いた階のものとする。
②障がい者用ボタンが押された場合の扉開閉時間の延長については考慮しない。
③5分間輸送能力は16%以上とする。
④平均運転間隔（平均待ち時間）は60秒以下とする。
(j) 管制運転は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の表「制御装置の機能」の「管制運転等」の項目のうち「非常用発電時管制運転」を除き全て適用する。ただし、「長尺物振れ管制運転」については必要に応じ適用とする。
(k) エレベーターピットは浸水等により、機能を損なわないよう適切に計画すること。

(1) 障がい者用ボタンが押された場合の扉開閉スピードについては、国に確認のうえ、適切な設定とする。

第６節　業務の実施

１.基本的事項

（１）事業者の役割

a. 『本業務要求水準書及び事業計画書のとおりに防災棟及び既存棟改修部分並びに成果物を完成させること』を実現するためには、施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業の役割分担を適切に行なうとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うことが重要である。特に防災棟及び既存棟改修部分の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理することが極めて重要である。

b. 事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業に対して委託する又は請負わせる業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。

c. 事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うものとする。

（２）個人情報の保護

事業者は、業務の実施に当たって、【添付資料 4-12】「個人情報の取扱いについて」により、個人情報の保護を行うものとする。

（３）成果物の提出時期

成果物の内容、仕様、部数及び提出時期は【添付資料 4-13】「業務に関する成果物」による。

２.共通事項

（１）建設工事費コスト管理計画書の作成

事業者は【添付資料 4-14】「建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に基づき建設工事費コスト管理計画書を作成し、国に提出する。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に国と協議し変更することができる。

工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、本事業契約書に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計完了時とのコスト比較を行い、工事種目毎の変動が 5%を超える状況が生じた場合又はその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。

（２）事業費内訳書等

a. 事業契約書に規定する「施設整備費」の内訳書の内訳区分については、事業契約書に基づき作成する。本業務要求水準書の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、上記の「施設整備費」の内訳書の内訳区分を用いる。

b. 施設整備費内訳書の作成又は変更のいずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を国に説明するもの

とする。

（３）コスト縮減報告書の作成

a. 民間の技術力や創意工夫の活用などPFI方式によりコスト縮減を図った内容を整理し、報告書としてとりまとめ、防災棟及び既存棟改修部分の引き渡し時にそれぞれ国に提出する。

b. 報告書作成に当たっては、コスト縮減項目を「施設整備」「維持管理」に分類し、各コスト縮減の具体的な内容を記載する。コスト縮減効果が明確なもの以外でも効率化が達成できた内容を含むものとし、コスト縮減額の算定が可能なものは併せて記載するものとする。

（４）業務要求水準の確認

a. 事業者は【参考資料 4-6】「要求水準確認計画書の標準」を参考に要求水準確認計画書（設計業務に係る要求水準確認計画書及び建設業務に係る要求水準確認計画書）を作成し、国は要求水準確認計画書により業績監視を行う。

b. 要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方

事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書の内容を満たすため、各業務の工程表に基づくとともに、以下の対応により設計業務、建設業務及び工事監理業務の管理を行う。

(a) 設計時における、設計図書及び計算書等の書類の確認

(b) 各部位の施工前における、施工計画書、品質管理計画書及び施工図の確認

(c) 各部位における、工事監理業務計画書に基づいた施工の確認

c. 要求水準確認計画書の作成

(a) 事業者は、前記を踏まえ、設計業務着手前に要求水準確認計画書を国と協議の上で作成し、国に提出するとともに確認を受ける。なお、内容は防災棟について「建築（外構を含む。）」、「構造」、「設備（外構を含む。）」に区分し、さらに「設備（外構を含む。）」は、「電力設備」「通信設備」「衛生設備」「空気調和設備」及び「昇降機設備」に区分する。既存棟改修については「建築」及び「電気設備」に区分する。

(b) 事業者は、防災棟及び既存棟改修部分の基本設計着手前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を、設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させる。

(c) 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業）その他必要な事項を記載するものとする。

(d) 事業者は、防災棟及び既存棟改修部分の工事着手前に、建設業務に係る要求水準確認計画書を、設計企業で作成することが適当と判断する部分については設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させ、工事監理企業で作成することが適当と判断する部分については工事監理業務の工事監理者に作成させ、その他の部分については建設業務の監理技術者又は主任技術者に作成させる。

(e) 建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には設計業務に係る要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目毎に要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実

施時点等）、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業）その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で建設業務に係る要求水準確認計画書としてとりまとめるものとする。

（f）設計業務に係る要求水準確認計画書及び建設業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計完了時、建設工事着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

d．要求水準確認報告書の作成

事業者は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認計画書の作成者に要求水準確認報告書として取りまとめさせ、国に提出し説明する。

（５）設計・施工工程表の作成

事業者は、本事業の施設整備業務着手の前日までに、国と協議を行い、各種書類の提出時期及び国との協議調整工程を盛り込んだ設計・施工工程表を作成のうえ、国に提出するとともに確認を受ける。工程表には以下の内容を記入する。

a．調査工程

第４章第６節３．（１）　に示す調査の工程（埋蔵文化財調査含む。）

b．設計工程

(a) 基本設計（平面計画協議期間を含む。）の工程、既存棟改修設計の工程

(b) 実施設計の工程、既存棟改修設計の工程

(c) 確認申請等各種申請手続き及びその調整の工程

(d) 透視図等の提出時期

(e) その他設計の工程管理に必要な事項

c．施工工程

第４章第６節３．（１）　に示す調査を実施する場合の工程並びに防災棟工事の「躯体」「仕上げ」「外構」「電力設備」「通信設備」「衛生設備」「空気調和設備」及び「昇降機設備」等各工事における工程、既存棟改修工事の「建築」及び「電気設備」の各工程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。

d．近隣説明の工程

e．国への施設等の引き渡し工程

（６）環境対策等

a．環境保全性の検証

事業者は、基本設計完了時、実施設計途中、工事途中及び工事完了時の各段階において広島市建築物環境配慮制度（広島市建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 広島））による環境保全性の検証を行い、その結果を提出するとともに、各段階における要求水準確認報告書等に記載する。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくエネルギー消費性能については、標準入力法により算出するものとし、その算出結果について国に提出する。また、事業者は、事業者が提案する BEI 値を満たすことの確認結果について国に提出する。

b．エネルギー使用量の予測

事業者は、工事途中に、施設の供用開始後一箇年の電力、ガス及び水道等のエネルギー使用量予測値を算出し、提出する。

c．提出物等に使用する紙類

提出物及び打ち合わせに使用する紙類は「グリーン購入法」の判断基準等を遵守する。

（７）調査計画書及び調査報告書の作成

a．事業者は設計業務に先立ち必要に応じて敷地に関する設備の社会基盤調査、敷地調査（平面・高低）、電波障害事前調査、土壌調査、生活環境に関わる調査（風害、日照、景観等）、建設業務に先立ち「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財発掘調査、施工済杭の健全性調査を行う。調査毎に調査計画書及び調査報告書を作成の上、国に提出し、確認を受ける。また、関係行政機関等に申請及び手続きがある場合は、手続き完了後に提出した書類の写しを国に提出する。なお、施工済杭の健全性調査報告書については、施工済杭の使用可否、施工済杭の引抜き及び増し杭の設置その他の追加工事の要否等の判断を含む。

b．既存棟改修の設計に必要な調査を行う。

（８）事業プレゼンテーション資料の作成

a．事業パンフレット

事業者は、工事概要説明用パンフレットを防災棟庁舎の工事着手までに作成し、国に提出する。また、工事完成時に事業完成パンフレットを作成し、国に提出する。工事概要説明用は、本事業の概要等をパース、図面、イラスト、工事工程表等により説明し、事業完成パンフレットは、完成写真、図面、イラスト等により説明するものとする。

b．その他の資料

事業者は、設計趣旨や工事内容等を国及び入居官署等に分かりやすく説明するために必要な資料等を、自ら提案し作成すること（施工済杭、環境保全性等の検討状況を含む。）。

（９）記録等の作成

事業者は、国及びその他関係機関と協議・打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。

（１０）電子データのセキュリティ確保

事業者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる成果物等、電子データを国に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策（パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。）されたものを提出する。また、ウイルス対策のためのソフトウェアについて、常に最新データに更新（アップデート）されたものを使用しなければならない。

（１２）国が行う調査への協力

事業者は、事業期間中における国が行う本施設等に係る調査及びこれに関する資料作成に協力すること。

（１３）什器・備品の配置計画への協力

国が提示する什器・備品の配置計画について、プロット図の作成等国に協力する。プロット図を作成する時期は、基本設計時、工事着手前、工事期間中とする。

（１４）近隣対策

事業者は事業を円滑に進めるべく、各業務時において近隣への対策（説明会等）及び配慮に努める。

（１５）成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持及び標準仕様書の設計図書等の取扱いの規定等を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する。なお、国は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

(a) 国の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページや SNS への掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。

(b) 業務の履行のための協力者や下請負人等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(c) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、国が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

(d) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

(e) 国は、施設整備業務期間中、業務に必要な資料を事業者に貸与する。事業者は、これを善良な管理者の注意をもって管理することとし、事業期間終了時に国に返却する。

(f) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c. 上記ａ.及びｂ.の規定は、契約終了後も対象とする。

d. 上記ａ.からｃ.の規定は、協力者や下請負人等に対しても対象とする。

e. 成果物等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

①【添付資料 4-13】「業務に関する成果物」に規定する成果物（未完成の提出書類等を含む。）

②業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

③工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む。）

（１６）情報共有システムの活用

情報共有システムを用いる場合は、「業務履行期間中における受発注者間の情報共有シス

テム機能要件 2019 年版営繕業務編」「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版営繕工事編」に対応したものとすること。

また、外部クラウド等を用いる場合は、「ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Informationsystem Security Managementand Assessment Program:通称、ISMAP）クラウドサービスリスト」に掲載されたサービスを使用する。

３.設計業務

事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。なお、本事業の設計業務に必要な標準外業務は、本事業に含むものとする。

（１）設計業務計画書の作成

事業者は、基本設計着手前に設計業務計画書を作成の上、国に提出し、確認を受ける。業務計画書の内容には、実施体制、工程等を盛り込むものとし、詳細については国と協議を行うものとする。

（２）管理技術者及び各主任担当技術者の通知

事業者は、基本設計着手前に、競争参加資格確認資料に記載された設計業務における管理技術者及び各主任担当技術者を選任のうえ、国に通知し確認を受ける。

（３）リサイクル計画書の作成

事業者は、設計に当たって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として作成し、国に提出する。

（４）設計

a. 基本設計

(a) 業務内容

業務内容は「令和 6 年国土交通省告示第 8 号」別添一第 1 項第 1 号イによる。

(b) 平面計画の協議

事業者は、基本設計完了前に、施設の配置及び各階平面における諸室の配置等（以下「平面計画」という。）について国と協議する。この場合の協議期間は 40 日を見込む。また、協議の内容は平面計画のみならず、フロア間にわたるものも含むものとする。なお、当該協議を行うために、国との事前の打合せを設計業務と並行して行う。

(c) 仮設計画、工事手順

防災棟、既存棟改修の仮設計画、工事手順について国と協議する。

b. 実施設計

(a) 業務内容

業務内容は「令和 6 年国土交通省告示第 8 号」別添一第 1 項第 2 号イによる。

実施設計は、建設工事費コスト管理計画書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計書の変更を行う場合に作成する設計も、同様な内容とする。

(b) 仮設計画、工事手順

防災棟、既存棟改修の詳細な仮設計画、工事手順について国と協議する。

c．工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務

業務内容は「令和６年国土交通省告示第８号」別添一第１項第２号イ及び第３号による。

（５）設計図書の作成

a．適用基準等

図面の作成は【添付資料 1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。

b．基本設計書の提出

基本設計書は、「建築」「構造」「電気設備」「機械設備」及び「外構その他」に区分し、それぞれ国に提出し、確認を受ける。

c．実施設計書の説明・提出

実施設計書は、前記 b．の区分に基づき作成し、工事着手前に内容の説明を行い、確認を受けた上で国に提出する。構造図及び構造計算書は規模に関らず作成し、実施設計成果図書に含める。

d．設計意図伝達に関する資料等の作成

事業者は、建設企業、工事監理企業等に設計意図を正確に伝達するため、設計意図の伝達に関する以下の資料等を作成し、国に説明し、確認を受ける。

(a) 施工図・機器納入仕様書等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等

(b) 仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む。）の色彩、柄等についてまとめた色彩等計画書

(c) 設計内容に関する質疑に関する検討及び回答案

e．面積算出資料の提出

事業者は、基本設計完了時、実施設計完了時及び工事完成時において、各入居官署の各室等の面積及び各階それぞれの共用部分の面積を面積表にまとめ、面積算出資料とともに国に提出する。

（６）透視図等の作成

a．建物の内観及び外観透視図を作成し、以下により国に提出する。

(a) 大きさ　　彩色 A3 版

(b) カット数　　外観３カット

（敷地の２方角からの外観１枚ずつ、防災棟庁舎外観（鳥瞰図）１枚）

内観５カット

b．工事着手前に、図面及び透視図等を使用し、施設のコンセプト及び施設概要等の説明文・イメージ図等を加えて本事業紹介用のポスター（カラー）を作成し、以下により国に提出する。

(a) 原図：A1 版（彩色）、１部

（７）申請及び手続き等

a．事業者は、工事の着工に必要な協議、申請及び手続き等を行う。なお、協議、申請及び手

続き等に必要な費用は事業者負担とする。

b. 申請及び手続き等で関係行政機関等に提出した書類の写しを国に提出する。正副本の扱いについては国の指示による。

c. 国が設計及び工事期間中に行う協議、申請及び手続き等において協力を求めた場合には、添付図面の提出等の必要な補助作業を行う。

d. 国が地域住民への説明を実施する場合は、補助作業を行う。

（８）公共建築設計者情報システムの登録

事業者は、施設整備業務完了時において、施設整備業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、国の確認を受けた後に（一社）公共建築協会に提出するとともに、（一社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを国に提出する。

（９）情報管理体制の確保

a. 設計業務の実施にあたり、第 1 章．第 6 節で規定する秘密保持のほか、事業者は、本事業に関して国から貸与された情報その他知り得た情報であって、国が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、国が別途提示する参考様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を提出し、国の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に提出の上、あらかじめ国の同意を得なければならない。

b. 事業者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

c. 事業者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに国へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、国が行う報告徴収や調査に応じること。

（１０）その他、業務の履行に係る条件等

a. 写真は、国が行う事務及び国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

b. 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ国の承諾を受けた場合はこの限りでない。）。

(a) 写真を公表すること。

(b) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

４. 建設業務

事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。建設業務は、設計図書に基づき防災棟及び既存棟改修部分を施工する業務のほか、施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

（１）建設工事

事業者は、以下の工事を実施する。ただし、特別高圧受変電設備等の建設工事は本事業の

建設業務の範囲には含まない。（詳細な範囲については、【参考資料 4-20-2】「特別高圧受変電設備等の事業範囲」参照。）

a．防災棟施設整備

b．既存棟改修工事（1 号館附属棟、2 号館、3 号館、4 号館）

（２）工事着手届の提出

事業者は、防災棟及び既存棟改修部分の工事着手前に、工事着手届を国に通知し、確認を受ける。

（３）監理技術者又は主任技術者の選任及び通知

事業者は、工事着手前に、競争参加資格確認資料に記載した「工事種別：建築工事」にかかる「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」第 26 条に定める監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を選任の上、国に通知し、確認を受ける。

また、「工事種別：電気設備工事」、「工事種別：暖冷房衛生設備工事」について、以下に掲げる基準を満たす配置予定技術者をそれぞれ選任の上、国に通知し、確認を受ける。

なお、配置予定技術者は他の配置予定技術者を兼ねることはできない。

確認を受けた配置予定技術者は原則変更できないが、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年３月１日国総建第 316 号最終改正令和７年１月 28 日国不建技第 147 号）」二ー二の「（４）監理技術者の途中交代」の考え方を踏まえたもので、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であると国が認めた場合にはこの限りではない。

a. 工事種別　電気設備工事

(a) 配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

①技術士（建設部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者）

②１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第２号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年１月 30 日）最終改正：平成 12 年 12 月 12 日 建設省告示第 2345 号」を参照）

③１級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(b) 平成 23 年４月１日以降、工事の始期までに元請け又は下請けとして完成・引渡しが完了した、次の①から③までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

また、同種工事の経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験の対象となる施工期間（工事の始期から工期末までの期間）の過半以上であること。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。また、上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成 23 年４月１日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、１年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進ＰＰＰとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。

①規模　１棟で延べ面積 4,000 ㎡以上で階数は３階以上

②用途　事務所または庁舎。ただし、複合用途施設において 1 棟で事務所又は庁舎の用途と認められる部分が延べ面積 2,000 ㎡以上ある建物でも良い。

③工事種目　電灯設備又は火災報知設備

(c) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(d) 配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは工事の始期以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。ただし、一の建設企業が、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事までのすべての工事を実施する場合、又は建築工事及び電気設備工事の工事に携わる場合、「建設企業」を「建設企業又はその一次下請け企業」に読み替える。

b.　工事種別　暖冷房衛生設備工事

(a) 配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

①技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門もしくは衛生工学部門または総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」または上下水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」または水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）

②１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第２号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年１月 30 日）最終改正：平成 12 年 12 月 12 日　建設省告示第 2345 号」を参照）

③１級管工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(b) 平成 23 年４月１日以降、工事の始期までに元請け又は下請けとして完成・引渡しが完了した、上記 a.（b）～（c）までの要件を全て満たす（ただし、（b）③工事種目は空気調和設備又は給排水設備とする。）新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること。

(c) 配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常

的な雇用関係とは工事の始期以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。ただし、一の建設企業が、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事までのすべての工事を実施する場合、又は建築工事及び暖冷房衛生設備工事の工事に携わる場合、「建設企業」を「建設企業又はその一次下請け企業」に読み替える。

（４）施工体制台帳及び施工体系図の作成

事業者は、以下の事項又は書類を盛り込んだ上で、「建設業法」に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、国に提出する。

a. 「建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）」第 14 条の 2 第 1 項第 2 号ロの請負契約及び同項第 4 号ロの下請負契約に係る「建設業法」第 19 条第 1 項及び第 2 項の規程による書面の写し

b. 統括安全衛生責任者名、安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

c. 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期

d. 緊急時の連絡体制表

（５）国による重点確認工程等

a. 国は施工段階において提出書類及び実地による重点的な確認を行うものとし、確認時期、確認箇所及び提出資料については工事着手前に国が指定する。

b. 事業者が提出する資料等は、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。

c. 事業者は国による実地確認に立会うものとする。

（６）施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出

a. 事業者は、工事着手前に、監理技術者又は主任技術者に総合施工計画書を作成させ、工事監理者が確認し、国に提出する。

b. 事業者は、一工程の施工の着手前に、総合施工計画書に基づいて監理技術者又は主任技術者に工種別の施工計画書及び品質管理計画書を作成させ、工事監理者が確認し、国に提出する。

c. 事業者は、各部位の施工後に、監理技術者又は主任技術者に施工計画書等に基づき適切に施工したことを示す施工報告書及びその他関連する書類を作成させ、工事監理者が確認し、国に提出する。

d. 施工計画書及び品質管理計画書においては、本業務要求水準書及び事業計画書に定められた要求水準が達成されるような計画とするものとし、施工計画及び品質管理計画の策定に当たっては、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。

（７）施工体制の点検

事業者は、国から、監理技術者又は主任技術者の設置状況及びその他の工事現場の施工

体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これに対応する。

（８）実施工程表、月間工程表の提出

a．事業者は工事着手前に、防災棟工事の「躯体」「仕上げ」「外構」「電力設備」「通信設備」「衛生設備」「空気調和設備」「昇降機設備」及び既存棟改修工事の「建築」「電気設備」の区分毎に、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、国に提出する。

b．事業者は、前記 a．の区分毎に月間工程表を作成し、該当月前月末日までに国に提出する。

（９）進捗状況報告書の提出

事業者は、（８）a．の区分毎に出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月国に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。

（１０）別途工事及び追加工事との調整

事業者は、工事期間中に本施設に係る別途工事及び追加工事との工程及び仮設等の調整を行う。調整に当たっては、総合図（本工事と別途工事及び追加工事との取合い部分）を作成し、国と協議し、別途工事及び追加工事への協力を行う。

（１１）使用材料の詳細に係る確認

事業者は、設計業務及び建設業務において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に国にその内容を提示し確認を得る。外装については上下左右の関係がわかる実物大模型により国が確認を行う。また、その結果をもって防災棟入居官署に説明を行い、調整の必要な事由が生じた場合は国と協議する。

（１２）電波障害対策

a．テレビ電波障害対策

事業者は、施設整備に伴い周辺住民への電波障害が発生した場合、国に報告し、対策を実施する。

b．携帯電話不感知対策

防災棟庁舎内において携帯電話不感知が生じる場合は、その対策を行う。なお、対象とすべき移動体通信事業者の数は 3 者程度とする。

（１３）電波伝搬障害対策

事業者は、施設整備に伴い防災棟庁舎に関して届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受け取った時は、2 年間は当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係る工事を行うことができない。その場合は速やかに当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通信を行う無線局の免許人との間に「電波法」第 102 条の 7 の 1 項の規定による協議を行い、協議後に工事を再開するものとする。また、協議後に必要な対策費用を見込むこと。なお、ヘリポートの設計内容に応じた電波伝搬障害対策は本事業内とする。

（１４）地中障害物の撤去、搬出及び処分

a. 事業者は、地中障害物について、撤去、搬出及び処分を行うものとする。

b. 参考資料を含む本業務要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、搬出及び処分については国と協議を行うものとする。

（１５）申請及び手続き等

a. 事業者は、建設工事の実施、完了及び施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続きを行う。なお、協議、申請及び手続き等に必要な費用は事業者負担とする。

b. 事業者は、上記の書類について写しを保存し、工事完了時に速やかに製本の上、国に提出する。正・副本の扱い等体裁については、国と協議して定める。

（１６）国有財産台帳附属図面の調製及び国有財産目録の作成に係る資料等の作成

事業者は、国有財産台帳附属図面等を「国有財産台帳等取扱要領について」により作成し、建設工事完了の 30 日前までに国に提出するとともに、国が作成する統一的管理機関の申請に協力すること。また、保存及び表示登記に必要な図面を作成する。

（１７）特定調達物品等採用の実績報告等

事業者は、工事完了時における「グリーン購入法」の特定調達物品等の採用状況（数量、採用率等）を資機材等毎にまとめ、国に提出する。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律 36 号）」第 1 条（目的）及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 29 年農林水産省、国土交通省告示第 1 号）」第 1 の 1（公共建築物における木材の利用の促進の意義）の趣旨を踏まえ、製材等、フローリング、再生木質ボードを使用した場合は、それら木材の使用状況（産地及び数量）を棟毎にまとめ、国に提出する。

（１８）完成図の作成

a. 完成図は、建設工事完成時及び改修工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとして以下により作成し、工事完成後に速やかに国に提出する。

b. 図面の作成は【添付資料 1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。

c. 完成図は以下に掲げる内容を含むものとする。

（改修工事については改修前後が必要となる図書等を含む）

(a) 建築

特記仕様書、概要書、案内図、配置図、各階平面図（室名及び室面積や耐震壁が表示されたもの）、立面図、断面図、仕上表、面積表、矩計図、詳細図、天井伏図、建具、カーテンウォール施工図、施工報告書及びその他必要な図書等

(b) 構造

特記仕様書、伏図、杭図、軸組図、断面表、構造躯体施工図、施工報告書及びその他必要な図書等

(c) 電気設備

特記仕様書、各階の各種配線図及び文字・図示記号、分電盤・動力制御盤・配電盤等の単線接続図、各種系統図、電気関連諸室の平面図、機器配置図、各種構内線路図、主要機器一覧表、施工報告書及びその他必要な図書等

(d) 機械設備

特記仕様書、主要機器一覧表、衛生器具一覧表、各種系統図、各種平面図（各階）、主要機械室詳細図（平面・断面）、便所詳細図、屋外配管図、雨水利用設備、昇降機設備、中央監視設備、自動制御設備等の特殊設備図、施工報告書及びその他必要な図書等

(e) その他

サイン図、各種試験成績書・報告書及びその他必要な図書等

（１９）施設の保全に関する資料の作成

保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、施設引き渡しまでに、国に提出する。なお、資料には「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づく「建築物等の利用に関する説明書」の作成を含むものとする。

（２０）完成写真の提出

a. 完成写真

事業者は、防災棟及び既存棟改修部分の完成写真を撮影することとし、防災棟及び既存棟改修それぞれの完成図と同時に提出する。

撮影画素数等は以下による。

(a) 撮影画素数　2,000 万画素以上

(b) カット数　100 カット（航空写真 5 カットを含む。）

(c) 撮影箇所　国と協議

b. 写真の撮影に関する著作者の権利については次の（a）及び（b）によることとし、事業者は撮影者等との契約に当ってもそれらの承諾を条件とする。

(a) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で使用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。

(b) 事業者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、副生物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（２１）事業記録の作成

事業者は、事業の概要、完成引き渡し時までの経緯、技術的資料等を整理し、取りまとめた事業記録を作成する。なお、事業記録の作成に当たっては、全体の構成計画を作成しその内容について国に協議すること。

（２２）建設工事に関する留意事項

【添付資料 4-15】「建設工事に関する留意事項」による。

５. 工事監理業務

（１）工事監理

工事監理業務の内容は以下のとおりとする。

a. 工事監理業務は、「建築基準法（昭和 25 年法律第 202 号）」第 2 条第 11 号に定める工事監理者の立場で行う業務とする。

b. 工事監理業務の内容は、「令和 6 年国土交通省告示第 8 号」別添一第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める業務とする。

c. 工事監理者は、工事期間中に本施設に係る別途工事との調整に協力する。

d. その他、設計図書どおりに防災棟及び既存棟改修部分が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

（２）工事監理者及び各監理主任技術者の通知

事業者は、建設工事に着手する前に、競争参加資格確認資料に記載した工事監理者及び監理主任技術者を選任の上、国に通知し、確認を受ける。

（３）工事監理業務計画書の提出

a. 事業者は、建設工事に着手する前に、工事監理者に業務工程計画、業務体制、業務方針等について工事監理業務計画書を作成させ、国に提出し、確認を受ける。

b. 事業者は、工事監理者に設計図書どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程毎に工程別工事監理業務計画書を作成させ、国に提出し、確認を受ける。

c. 工事監理業務計画書等の作成に当たっては、建設業務に係る要求水準確認計画書における各業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。

d. 工事監理業務計画書等については、工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、国と協議し、確認を受ける。

e. 工事監理企業が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務計画書の作成を行うこと。

（４）工事監理状況の報告

事業者は、工事監理者に工事と設計図書との照合及び確認の結果を記録させ、事業契約書に規定する工事監理状況報告により、当該記録を国に毎月提出する。記録の内容に変更があった場合は同様とする。

（５）工事監理業務報告書の作成

a. 事業者は、工事監理者に工事監理に関する記録について工事監理業務報告書として作成させ、国に毎月提出し、確認を受ける。

b. 工事監理業務報告書は、工事監理記録及び工事記録写真として、要求水準確認計画書の内容のうち工事監理業務に係るものや工事監理業務計画書に定められた業務を的確に実施したこと、設計図書に基づいて工事が施工されていることを確認したこと、その施工状況が

要求水準に適合していることを確認したことについて、国が確認できる内容とする。

c. 工事監理企業が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。

（6）施工計画書及び品質管理計画書の確認

事業者は、工事監理者に施工計画書及び品質管理計画書が要求水準確認計画書の計画内容に照らして適正なものになっていることを確認させるものとし、確認できない場合には施工計画書及び品質管理計画書の是正を求めさせるものとする。

（7）施工報告書の確認

事業者は、工事監理者に建設業務において作成する施工報告書に関して要求水準確認計画書及び施工計画書並びに品質管理計画書どおりに施工されていることを確認させるものとし、確認できない場合には是正を求めさせるものとする。

（8）工事関係書類の提出

事業者は、工事監理者に施工図、承諾図、工事写真等、品質や出来形を確認する資料を国に提出させ、確認を受ける。

（9）公共建築設計者情報システムの登録

事業者は、施設整備業務完了時において、施設整備業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、国の確認を受けた後に（一社）公共建築協会に提出するとともに、（一社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを国に提出する。

第５章．維持管理・運営

第１節　総則

１.基本方針

（１）業務の原則

a. 事業者は、業務提供期間において、本業務の目的達成のために、本業務要求水準書、事業者が提出した維持管理・運営業務提案書及び５（３）に示す計画書等に基づき、維持管理・運営業務を行う。また、本事業の調整及び管理も含め総括的に施設全体の維持管理・運営を行う。

b. 本業務要求水準書を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。

c. 「第 5 章 維持管理・運営」で定める要求水準を常に満たすように維持管理を行い、要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善する。建物性能劣化と修繕業務の考え方は【添付資料 5-7】「修繕に係る要求水準」を参照のこと。

d. 国から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

e. 地震後の早期復旧に必要となる専門技術者による点検等が適切に行われるように体制を確保する。

（２）業務実施の基本方針

a. 入居官署の業務形態等を考慮し、公務の能率及び行政サービスの水準が適切に確保されるよう業務を実施する。

b. 非常時において施設の機能停止が生じないよう、また、機能停止を伴う修繕等による公務への影響を抑え、適切に機能維持の確保がなされるよう業務を実施する。特に庁舎機能及び行政機能が非常時にも円滑に発揮できるよう、適切に業務を実施する。

c. 職員、その他職員及び来庁者の利便性の向上に資するよう、利用者のニーズを適切に把握して業務を実施する。

d. 職員、その他職員及び来庁者等の安全を確保するため、適切に危険防止等の措置を講ずる。

e. 適切に衛生環境を確保するとともに、職員、その他職員及び来庁者の快適性の向上に資するよう業務を実施する。

f. 省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施する。

g. 「第 4 章 施設整備」に定める要求水準を適切に維持するとともに、長期的な耐久性が確保されるよう考慮する。

h. 事業期間中の光熱水費等の縮減のほか、事業期間終了後の修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮する。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（令和 3 年 10 月 22 日 閣議決定）」を参考に取組む。

i. 事業期間終了後の国の維持管理業務の適切な継続に資するよう、事業期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、事業期間終了後の維持管理に関して国が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにする。

j. 業務遂行上知り得た個人情報は「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第 27 号）」に基づき適正に取り扱う。

k. 上記（2）j. の個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じた恐れが認められた場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

1. デジタル技術等を活用し、保守点検・修繕等の効率的、計画的な実施を図るよう努めること。また、デジタル技術等の活用効果を把握するために、国が行うヒアリングに協力すること。

2. 業務内容

事業者は、以下の（1）、（2）及び（3）の業務を実施する。詳細は【添付資料 2-1-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」及び【添付資料 2-1-2】「事業対象区分表」を参照する。

（1）本施設の維持管理業務

a. 業務内容

以下の業務を実施する。

(a) 定期点検等及び保守業務
(b) 運転・監視及び日常点検・保守業務
(c) 執務環境測定業務
(d) 清掃・植栽管理業務
(e) 修繕業務
(f) 入退館管理設備設置・保守管理務

b. 業務提供期間

既存棟

令和 13 年 4 月 1 日 0:00 から令和 23 年 3 月 31 日 24:00 まで。

防災棟

国に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の 0:00）から令和 23 年 3 月 31 日 24:00 まで。

詳細は【添付資料 2-1-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」を参照する。

c. 本業務に含まれていない業務

(a) 防災棟、既存棟の入居官署が独自に実施する特殊設備等（追加設備、システム等の本事業に含まれていない設備）の維持管理業務
(b) 本事業で入居官署及び共用部において排出される防災棟、既存棟の事業系一般廃棄物、産業廃棄物の運搬、処理業者との契約
(c) 既存棟の食堂、郵便局、診療所及び旅行センターの専用設備の定期点検・保守業務
(d) 【添付資料 2-1-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」及び【添付資料 2-1-2」「事業対象区分表」で国が実施するとしている業務
(e) 緊急時の実際の使用により消費された本施設の共用自家発電装置の燃料の燃料地下タンクへの補給（定期的な点検及び維持すべき状態を確保するために必要な保守に係るものは除く。）
(f) 【添付資料 5-3】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」、【添付資料 5-4】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」のうち対象外の箇所の該当する項目の業務

（2）本施設の運営業務

a. 業務内容

以下の業務を実施する。

(a) 警備業務

(b) 庁舎運用業務
(c) 防災棟共用部の備品調達・管理業務

b. 業務提供期間
既存棟
令和 13 年 4 月 1 日 0:00 から令和 23 年 3 月 31 日 24:00 まで。
防災棟
国に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の 0:00）から令和 23 年 3 月 31 日 24:00 まで。
詳細は【添付資料 2-1-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」を参照する。

c. 本業務に含まれていない業務
(a) 防災棟庁舎への入居官署の引越業務
(b) 光熱水費の支払業務
(c) ガス供給事業者及び電気供給事業者の選定及び手続き
(d) 入居官署専用部備品の調達・管理
(e) ＮＨＫ受信料の支払い
※映像受信設備について、ホールや廊下などの共用部分、事業者が使用する警備室や控室などに NHK が受信できる機器を設置する場合は、事業者にて受信契約を行う必要がある。

（３）その他
a. 各業務においては、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施する。また、その他第 2 節及び第 3 節に定める要求水準に基づき業務を実施する。

３. 業務の実施体制

（１）関係法令を満たすほか、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築する。

（２）事業者は、「第 5 章. 維持管理・運営」で定める業務を統括して管理する管理統括責任者（各業務の責任者と兼ねることはできない）を 1 名置き、開庁時間帯のうち、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年 6 月 15 日法律第 33 号）」第 5 条第 1 項及び同法第 6 条第 2 項の規定に準ずる時間に、国と協議して決定した場所に駐在させる。なお、開庁時間帯において、管理統括責任者が不在となる時間帯は代替者を予め定め（代替者を複数定める場合は、代替者の序列を含める。）、当該代替者を不在時に駐在させ業務に支障が生じないようにする。

（３）事業者は開庁日の開庁時間帯における維持管理・運営業務に係る国との連絡窓口と協議して決定した場所に設置するとともに、国又は入居官署が常時事業者との連絡が可能な体制を確保する。
なお、国側の連絡窓口は中国財務局総務部合同庁舎管理官に設置し、在庁する管理官署の職員が対応する。

（４）事業者は、職員及びその他職員の執務等に支障がないよう、業務毎に業務提供時間帯を設定する。設定に当たっては【添付資料 5-2】「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」を参考とし、事前に国と協議すること。なお、入居官署等から緊急対応又は施設の管理上必要となる保守等の業務遂行上やむを得ない事情等により要請があった場合は、臨時の対

応として業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する。

（５）各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要となる能力を有する者を適切に配置する。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とする。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任する。

（６）事業者は、業務従事者に対して、後述の５．（３）により作成した計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行う。また、服装を揃え、名札を着用させる。

（７）緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保する。

（８）上記（２）、（３）、（５）及び後述の５．（３）e.、f. 及び i.の体制等一覧を【参考資料 5-1】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」に示す。

４.コスト管理計画

（１）コスト管理計画書の作成

事業者は【添付資料 5-1】「維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に基づき維持管理・運営費コスト管理計画書を作成し、国に提出する。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に国と協議し変更することができる。

また、各段階において業務着手前とのコスト比較を行い、必要が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。

（２）事業費内訳書等

a. 「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を作成する。内訳区分は、資料－１－３「事業費の算定及び支払方法 表 1. 事業費の内訳」における「支払区分」による。

b. 本業務要求水準書の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、上記の「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を用いる。

c. 内訳書を基に、入居官署毎の「維持管理・運営費」の一覧を作成する。

d. 防災棟庁舎入居官署毎及び既存棟入居官署毎の費用の区分は【添付資料 5-1】「維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に示す内訳明細書作成時に国から指示する。

e. いずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を国に説明するものとする。

５.業務の進め方

（１）適用基準等

維持管理・運営業務に適用する基準類の参考として【添付資料 1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」を示す。

適用する内容は、原則として各基準類が示す「維持すべき性能・状態」とし、当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す以外の仕様とすることができる。

（２）業務の区分、範囲、対象を明確にした資料の作成

事業者は業務実施に先立ち、「第４章 施設整備」及び本章の要求水準との整合性に留意した上で、国と協議の上、第１節２．の各業務の区分、範囲、対象を明確にした資料を作成し、国に報告を行う。

なお、第１節２．（１）a.のうち（a）定期点検等及び保守業務及び、（b）運転・監視及び日常点検・保守業務について、既存棟に関する業務の区分、範囲、対象、内容に関して、事業者は既存棟の劣化状況等を調査の上、維持管理業務開始前に国との協議により確定させるものとする。

（３）計画書等の作成、提出等

事業者は、要求水準達成状況を自ら確認の上、以下の提出書類を、それぞれの提出期限までに国に提出して確認を受ける。

提出書類		提出期限
要求水準確認計画書		業務仕様書、業務実施計画書の提出時
業務仕様書		業務開始時及び防災棟業務開始時
業務実施計画書	業務実施計画書	業務開始時及び防災棟業務開始時
	各年度業務実施計画書	各事業年度当初
	各月業務実施計画書	業務実施対象月の前月 15 日※
修繕計画書（防災棟及び既存棟改修部分）	長期修繕計画書	国に引き渡した翌日以降
	各年度修繕計画書	国に引き渡した翌日以降各事業年度当初
消防計画書		業務開始時及び防災棟業務開始時
省エネルギーに係る計画書		業務開始時及び防災棟業務開始時、各事業年度当初
事業系一般廃棄物減量化計画書		業務開始時及び防災棟業務開始時、各事業年度当初

※提出期限が閉庁日の場合、直前の開庁日に提出。

a．要求水準確認計画書

事業者は業務仕様書及び業務実施計画書の提出に際し、当該計画書等が要求水準を満たしていることを国が確認するための資料として、要求水準確認書を作成し、国に提出して確認を受ける。

なお、「グリーン購入法」に基づき、毎年度策定されるグリーン購入法特定調達品目の判断の基準を満たす調達品目の採用可否について併せて記載する。

b．業務仕様書

事業者は、維持管理・運営業務の仕様書を本業務要求水準書及び事業者の提出した維持管理・運営業務提案書を満たす内容で作成し、国と協議の上その内容を決定し、提出する。

c．業務実施計画書

（a）業務実施計画書（業務開始時及び防災棟業務開始時）

事業者は、維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、以下に掲げる事項を内容として含む業務実施計画書を作成し、国に提出して確認を受ける。

①業務実施体制

②業務管理体制及び連絡体制

③各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴、資格等

④業務従事者名簿（ただし、メーカーによる点検等の一時的なものは除く。）
⑤業務従事者の指導及び管理の方法
⑥各業務の実施計画
⑦各業務の業績等の確認方法、国への報告の時期及び内容
⑧緊急時の体制及び対応方法
⑨苦情等への対応方法
⑩想定外の事態が発生した場合の対応
⑪環境負荷低減への取組
⑫要求水準の達成状況の確認方法（確認時期、確認者、達成状況の判断基準を定める。）
⑬採用するグリーン購入法特定調達品目
⑭その他必要となる事項

(b) 各年度業務実施計画書（各事業年度当初）

事業者は、各年度の当初（施設の引き渡し年度については業務開始時）に、以下に掲げる事項を内容として含む各年度業務実施計画書を作成し、国に提出して確認を受ける。

①当該年度の各業務の実施計画（不定期に実施する業務等の当該年度の具体的な計画を定める。）
②その他必要となる事項

(c) 各月業務実施計画書（業務実施対象月の前月 15 日※）

事業者は、業務実施対象月の前月 15 日までに、以下に掲げる事項を内容として含む各月業務実施計画書を作成し、国に提出して確認を受ける。（※提出期限が閉庁日の場合、直前の開庁日に提出。）

①翌月の業務日程表
②その他必要となる事項

d. 修繕計画書（防災棟及び既存棟改修部分）

(a) 長期修繕計画書

事業者は、事業期間中の防災棟及び既存棟改修部分それぞれの長期修繕計画を作成し、国に提出して確認を受ける。また、事業終了 1 年前に、以下（b）で見直しを行ってきた各年度修繕計画と最終年度修繕計画書を利用し、再度事業終了後 50 年間の大規模修繕を含む長期修繕計画を作成する。

なお、長期修繕計画書は次の内容を含む。

①予防保全を実施する時期と内容
②事後保全を実施する判断基準
③その他計画の妥当性を説明する事項

(b) 各年度修繕計画書

事業者は、各年度の修繕計画の詳細を記入した修繕計画書を作成し、国に提出して確認を受ける。事業期間中は施設の維持管理の状態を反映するための各業務報告を踏まえて、年度毎に各年度修繕計画の見直しを行う。

e. 消防計画書

事業者は維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、以下の(a)から（d）を満たす「消防法」第 8 条及び第 36 条に規定される消防計画書を作成し、国に提出する。また、消防計画書の内容に変更がある場合も上記に準ずる。

(a) 自衛消防組織の設置に要する班長または班長直近下位の内部統括要員としての有資格者を配置する。

(b) 本業務において常時駐在する業務従事者（清掃業務の業務従事者を除く。）は自衛消防組織要員を兼任する。
(c) 本業務において常時駐在する業務従事者（清掃業務の業務従事者を除く）は「火災予防条例」の定める自衛消防活動中核要員を兼任する
(d) 共同防火管理協議会において上記(a)の統括管理者直近下位の内部統括要員を事業者から選出する。

f. 省エネルギーに係る計画書

事業者は、エネルギー管理員を選任するとともに、維持管理・運営業務の開始にあたり、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）に規定される各管理標準を定めた省エネルギーに係る計画書を作成し、国に提出して確認を受ける。また、各年度当初に、前年度までのエネルギー使用量の実績を踏まえ、同計画書の見直しの必要性について検討することとし、見直しが必要な場合は、速やかに変更した計画書を作成し、国に提出して確認を受ける。この計画書には、中央監視装置の BEMS（エネルギー解析（管理）機能）により、防災棟庁舎の各設備システムにおいて、設計時に想定していた所要の機能・性能が発揮されているかについて、運用データにより検証を行うとともに、より機能・性能の向上を図るための方策の検討を行うこと（以降、「運用改善」という）について盛り込むこととする。

g. 広島県生活環境の保全等に関する条例の届出

事業者は、「広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 35 号）」に基づき国が行う広島市への届出に必要な書類を作成、提出する。

h. 事業系一般廃棄物減量化計画書

事業者は、「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 19 号）」に基づき国が行う広島市への届出に必要な書類を作成、提出する。

i. 建築物環境衛生管理技術者の届出

事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）に関わる「建築物環境衛生管理技術者」を選任し、国が同法に基づき行う広島市への報告に必要な書類を作成・提出する。

j. 電気主任技術者の届出

事業者は、「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）」に定める自家用電気工作物の電気主任技術者を選任する。なお、外部選任により、国から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合する責任を有する者については、設置者とみなして電気主任技術者の選任に係る届出・申請を行う。電気設備の技術者は 24 時間常駐とする。

また、これに先立ち、防災棟庁舎の電気工作物保安規程の案を作成し、国に提出して確認を受ける。

k. 計画書の変更等

国は、上記 a. から i. の各計画書等について、要求水準及び事業者の提出した維持管理・運営業務提案書に照らして適切な内容となっていないと判断される場合は、修正を求めることができるものとする。事業者は、国から修正を求められた場合、速やかに修正した計画書等を作成し、再度国に提出して確認を受ける。

また、上記ａ．からｉ．の各計画書等について変更が必要となった場合、事業者は、速やかに変更した計画書等を作成し、国に提出して確認を受ける。

（４）報告書の作成、提出等

事業者は、業務従事者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自ら確認の上、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出して確認を受ける。報告書の体裁、部数については、【添付資料 5-12】「維持管理・運営業務に関する成果物」による。

提出書類	提出時期
業務実施報告書	各月を対象とし、対象月翌月の５開庁日以内、 各半期末※の翌日から起算して５開庁日以内
環境報告書（省エネルギーに係る報告を含む。）	各事業年度当初

※各半期末・各期末の提出物は期間中の報告書をとりまとめたものとする。

ａ．業務実施報告書

事業者は、上記（３）の各計画書等の内容に照らし、実施した業務の内容が要求水準を満たしているかどうかを確認し、以下に掲げる事項を内容として含む各月業務実施報告書を取りまとめ、国に提出する。

①各月の業務の実施内容
②苦情等及びこれに対する対応
③業務日誌
④点検保守・修繕対応記録
⑤点検・測定記録
⑥整備記録
⑦打合せ議事録
⑧本業務要求水準書の達成状況の確認結果（確認時期、確認者、達成状況並びに是正指示事項及びこれにかかる改善状況）
⑨その他必要となる事項

ｂ．環境報告書

事業者は、各年度の当初に以下に掲げる事項を内容として含む環境報告書を取りまとめ、国に提出する。

①前年度に使用した燃料及び電気の使用量並びにこれらを「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に規定される方法により原油の数量に換算した量
②燃料、電気及び水の使用状況及び使用効率に係る分析並びに評価
③上記②に基づく維持管理業務の実施状況の評価及び必要な改善策
④第４章 第４節２．（１）環境負荷低減性に関する性能に記載の運用段階におけるエネルギー消費量（運用エネルギー）及びそれに伴う二酸化炭素排出量（運用 CO2）の検証資料（第４章第４節２．（１）(a)及び(ｂ)を考慮。運用段階における効果の検証が可能な施設整備計画を行う。）
⑤グリーン購入法特定調達品目の実績
⑥その他環境負荷低減に対する取組状況及び必要な改善策

ｃ．その他の報告書

事業者は、その他業績等の監視に必要となる報告書を作成して、国に提出する。

（５）施設の管理に関する事務に係る資料の作成、提出等

a．本施設の管理に必要となる規定等の案

事業者は、国及び入居官署と必要な調整を図り、維持管理業務及び運営業務の開始前の所定の時期までに、次の①及び②の規定等のうち、本事業により変更が生じる範囲の改定案を作成して、国に提出する。また、必要に応じて、維持管理・運営期間中、これらの改定案の他、新たに必要となった次の②の規定等の案を作成して、国に提出する。なお、これらには電気保安規定、広島合同庁舎防火・防災管理体制の変更を含むものとする。

①広島合同庁舎施設利用のしおりを改訂

②上記①に附帯して必要となる各種規定等（電気保安規定、広島合同庁舎防火・防災管理体制の変更を含む）

b．光熱水費等各入居官署等が負担する諸費用に係る資料及び通知

事業者は、通知の方法について供給者及び各入居官署等と調整のうえ、毎月所定の期日までに、供給者からの電気、ガス及び水道の使用料金の請求額より、遅滞なく各入居官署等の負担額を算出した資料を作成して事前に国に提出し、各負担官署等に通知する。なお、各入居官署等の負担割合の算定方法は、維持管理・運営業務開始前に国から提示する。

（６）緊急事態に対する対応

事業者は、緊急事態が発生した場合は、以下 a．から h．までの措置を講ずるなど、人命の安全確保、被害の拡大防止、早期の機能復旧、再発防止等に十分留意して適切に対応する。また、既存棟１号館、２号館及び４号館は洪水時の避難ビル及び帰宅困難者受け入れ施設に指定（広島市との協定あり）されているため、それら踏まえて対応する。

なお、事業者は、入居官署、広島地方合同庁舎の BCP に対応した維持管理・運営体制を構築し、計画書等に記載する。連絡及び対応の体制を定め、これに変更が生じた場合には直ちに更新し、業務従事者に周知徹底するとともに、国及び入居官署に通知する。なお、防災棟入居官署、広島地方合同庁舎の BCP は【参考資料 5-16】「防災棟入居官署の業務継続計画（BCP）、広島合同庁舎防火・防災管理体制」として、一次審査通過者に対して提供する。

a．緊急事態が発生した場合又は発生しているおそれがある場合は、現場に急行し、状況を確認して必要となる措置を講ずる。

b．緊急事態が発生した場合は、直ちに国及び入居官署に連絡する。また、その状況、原因、改善・復旧の方法等を順次国に報告する。

c．人命に影響を与える可能性がある場合には、在庁する者を安全な場所まで誘導するなど、人命の安全の確保を図る。

d．火災が発生した場合は消防署に通報するなど、緊急事態の内容に応じて関係機関に通報又は連絡をする。

e．施設の不具合に起因する事故等が発生した場合については、第２章 第２節 1．により事業者が整備を行うものは再発防止について考慮の上、速やかに改善・復旧を図り、それ以外のものは、事故等の内容、再発防止のための改善案を速やかに国に報告する。

f．緊急事態への対応のため職員及びその他職員が休日又は夜間に登庁する場合においては、職員及びその他職員の円滑な登庁を確保するとともに、入居官署の要請により職員及びその他職員の執務が円滑に実施可能な状態を確保する。

g．インフラ事業者の事情等によりやむを得ずインフラ停止となる場合は、当該インフラの停止が明らかとなった時点でその対応について国と協議を行う。

h．災害時により防災棟庁舎の復旧が必要となった場合は、国の修繕計画の立案に協力する。

（７）インフラ停止への対応

a. 停電・機器の停止等、公務に影響を与える業務は「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）」第1条第1項による日に行う。
b. 業務遂行に当たっては、事前に国と実施時期、実施方法等を協議の上、適切に行う。

（８）苦情等への対応
a. 事業者は、入居官署、来庁者等から、本事業において実施する業務に関する苦情・提言・意見・要望・相談・問合せを受けた場合、迅速かつ適切に改善対応し、再発防止等の措置を講ずるとともに、国に報告する。なお、必要に応じて、対応方法等について国と協議する。
b. 事業者は、入居官署、来庁者等から、本事業において実施する業務とは関係のない苦情・提言・意見・又は要望・相談・問合せを受けた場合、国に報告して、対応方法等について協議する。

（９）BCPに対する対応
事業者は、一次審査通過者に対して提示する【参考資料 5-16】「防災棟入居官署の業務継続計画（BCP）、広島合同庁舎防火・防災管理体制」に対応して、維持管理体制を構築する。
a. １時間以内に国からの指示受領、国への報告が可能な体制（管理統括責任者（管理統括責任者が不在となる時間帯はその代替者）又は各業務の責任者（代替者の指定も可）による対応とする）を構築する。
b. 防災棟及び既存棟の使用継続の可否を国が把握する際には、その判定作業に協力する。
c. 施設の復旧が必要な場合は、修繕計画の立案に協力する

（１０）別事業への協力
a. 事業者は、業務の実施に当たって、必要に応じ国が実施する本事業以外の維持管理・運営業務又は改修工事等の別事業の実施に際し、本事業の維持管理・運営業務と当該別事業と相互に業務実施時間帯又は業務実施場所・範囲の調整を行い、本業務及び国が実施する別事業に支障が生じないよう国への協力を行う。
b. 事業者は、維持管理・運営業務期間中における官庁建物実態調査・保全実態調査・顧客満足度調査をはじめ、国が行う本施設等に係る調査及びこれに関する資料作成に協力すること。

（１１）顧客満足度調査（ＣＳ）への協力
国が実施する顧客満足度（ＣＳ）調査にあたり、職員及び来庁者へのアンケート用紙の配布・回収・集計・分析を行う。時期と頻度は、施設引き渡し後 2 年以上、3 年未満の期間のうち１回とする。

（１２）図面その他の資料の貸与等
a. 第２章 第２節 1. により事業者が整備を行うものについては以下の業務を実施する。
(a) 国は、維持管理・運営期間中、以下に掲げる本施設の図面その他の資料を、事業者に貸与する。事業者は、これを善良な管理者の注意をもって管理することとし、事業期間終了時に国に返却する。
①図面
②施設の保全に関する資料
（ア）建築物等の利用に関する説明書
（イ）機器取扱い説明書
（ウ）機器性能試験成績書

（エ）官公署届出書類
（オ）主要な材料及び機器の一覧表
（カ）総合調整測定表
（キ）その他必要となる事項

（b）本業務で行う修繕等により、図面その他の資料に記載される防災棟の内容に変更が生じた場合は、速やかに関係資料を更新し、防災棟の現状と変更・更新時期を把握できるように適切に管理して業務を実施する。

（c）事業者は、国から求められた場合は、上記（a）貸与資料又は上記（b）の更新資料を国に閲覧、複写等をさせる。

b．第２章第２節１．により事業者が整備を行うもの以外のものについては以下の業務を実施する。

（a）国は、維持管理・運営期間中、本業務に必要な図面その他の資料の複写物を、事業者に貸与（CAD データ含む。）する。事業者は、これを善良な管理者の注意をもって管理することとし、事業期間終了時に国に返却する。

（b）国が行う改修又は修繕等により、図面その他の資料に記載されている本施設の内容に変更が生じた旨の連絡を受けた場合は、国から資料の貸与を受け、速やかに CAD データ（一般図程度）を含めた資料を更新し、本施設の現状と改修等の内容・時期を把握できるように適切に管理して業務を実施する。

（c）事業者は、国から求められた場合は、上記（a）の貸与資料及び上記（b）の更新資料を国に閲覧、複写等をさせる。なお、資料提出の必要はない。

（１３）維持管理・運営に係る記録及び事業終了時の引き継ぎ

a．第２章第２節１．により事業者が整備を行うものについては以下の業務を実施する。

（a）事業者は、維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守、修繕等の履歴を記録し、保存する。

（b）事業者は、事業終了時の 1 年前に、以下に掲げる資料を国に提出し、施設の保守、修繕等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業終了時までの修繕の計画について必要な協議を国と行う。なおこの時、事業終了直後に建築各部位及び設備機器の修繕・更新が集中しないよう適切な修繕計画を立案する。

①上記（12）ａ．（b）により更新した（12）ａ．（a）①の図面
②上記（12）ａ．（b）により更新した（12）ａ．（a）②の施設の保全に関する資料
③修繕、保守及び運営等の実施状況に係る資料
④施設劣化点検報告書
⑤事業終了時までの修繕計画書
⑥その他国が必要と認める資料

（c）事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時までに、上記（b）の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行い、国に確認を受ける。

（d）事業者は、事業終了時に、以下に掲げる資料を国に提出して確認を受ける。

①事業終了時の施設の状況に即して更新した上記（b）①から⑤の資料
②事業終了後 50 年間の中長期保全計画書
③その他国が必要と認める資料

b．第２章第２節１．により事業者が整備を行うもの以外のものについては以下の業務を実施する。

（a）事業者は、維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守等の履歴を記録し、保存す

る。

(b) 事業者は、事業終了時に、上記（a）の資料を国に提出して確認を受ける。

c. 報告書、資料の体裁、部数については、【添付資料 5-12】「維持管理・運営業務に関する成果物」による。

d. 第５章第３節３．防災棟共用部備品の調達・管理業務に示す備品は、業務終了後も国が引き続き使用できるよう、事業終了時に現状有姿で国に引き渡しを行う。

（１４）業務の実施に当たっての諸条件

a. 業務の実施に必要となる備品、消耗品、用具、工具、資機材等は、事業者が用意する。既存棟において貸与可能な備品・消耗品を【添付資料2-1-2】「事業対象区分表」に示す。なお、毎年度、「グリーン購入法」に基づき、内閣府が作成する「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、環境物品等を使用することとし、これによりがたいときは、国と協議する各業務の実施内容は、グリーン購入法に基づき、以下に示すグリーン購入法特定調達品目の判断の基準をできる限り満たすよう努めるものとし、これによりがたい場合は国と協議する。また、各業務の実施に当たっては、該当する特定調達品目の配慮事項についても考慮すること。

業務		グリーン購入法特定調達品目
維持管理業務	点検保守等業務のうち定期点検等及び保守業務	庁舎管理、加煙試験、植栽管理
	点検保守等業務のうち運転・監視及び日常点検・保守業務	庁舎管理
	清掃業務	清掃、害虫防除
	修繕業務	資機材等
運営業務	庁舎運用等業務のうちの 防災棟共用部備品調達・管理業務	オフィス家具等、画像機器等

b. 維持管理・運営業務の実施に伴い自ら排出する事業系一般廃棄物、産業廃棄物は、事業者が国とは別途、運搬・処理業者と契約を行う等して自ら処理する。

c. 事業者は国と協議の上、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室（【添付資料 5-11)】「防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準」に示す管理諸室）に設置する什器・備品、共用部及びエレベーター等の共用設備を無償で使用することができる。

d. 業務の実施に伴い生じた本施設の光熱水費は、国が負担する。

e. 業務実施のため必要となる以下の物品を国と協議の上、事業者に貸与する。貸与された物品は事業者が適切に管理し、事業終了時に損傷・紛失のないことを確認の上、国に返却し、確認を受ける。

(a) 本事業の実施に際し、施解錠が必要な箇所の鍵、機器・装置の運転・停止等のための鍵及びこれらに類するもの

(b) IC カード等（国家公務員身分証明書 IC カードを除く。）

(c) 防災棟及び既存棟改修部分を国へ引き渡す際に提出する予備品等引渡書に記載の予備品

（１５）業績監視の基本的考え方

国は、事業者自らの責任で行う業務従事者の業務監視に基づき、業績監視を行う。業績監視の結果によっては、国は改善勧告やサービス対価の減額等を行うことがある。事業者は「資料－５　業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき、自らの責任で業務従事者の業務

監視を適切に行うとともに、国の業績監視等に適切に対応すること。

第２節　維持管理業務

１.定期点検等及び保守業務

（１）建築物点検保守に係る要求水準

a. 事業者は、関係法令に基づき建築物の点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、【添付資料 5-3】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「(1) 建築物点検保守に係る要求水準」に基づき定期的な点検及び適切に性能を維持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施する。エレベーターについては、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）に基づく性能検査を含み、メンテナンスについては以下に示すとおりとする。
また、建築設備機器を設置する設備諸室においては当該保守等が適切に実施できる室内状況を維持する。

建物名称	昇降機番号	保守形態	保守期間
防災棟	計画による	フルメンテナンス	引渡しの翌日より令和 23 年 3 月

※期間に変更が生じた場合、国と協議し、契約を変更することができる。

b. 関係法令及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に基づき点検した結果は、「保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて」による様式に記入し保存する。

c. 第２章第２節１．（１）により事業者が整備を行うもの以外のものについては【添付資料 5-3】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「(1) 建築物点検保守に係る要求水準」の「維持すべき状態」欄の要求事項を満たすために修繕が必要となる際には、内容、修繕方法等を記載した報告書を速やかに国に提出する。

d. 国の要請に応じて内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動（共用部のみ）及び増設を伴わないフロアコンセントの移動（共用部のみ）を行う。（内線のサービスクラス、内線番号等の変更を含む。）

e. 業務実施時間帯及び入室の制限については【添付資料 5-2】「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」に定めるところによる。

f. 点検・保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。

g. 地震により防災棟庁舎に構造耐力上主要な部分に損傷が生じた場合は、加速度計より得られた加速度時刻歴を用いて、建築物の損傷に関して解析的に検証する業務を行う。

２.運転・監視及び日常点検・保守業務

（１）運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準

a. 事業者は、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、建築設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、【添付資料 5-4】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」に基づき、建築物及び建築設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する。また、建築設備機器を設置する設備諸室においては、当該保守等が適切に実施できる当該室内状況を維持する。

b. 業務実施時間帯及び入室の制限については【添付資料 5-2】「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」に定めるところによる。

c．点検及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。
d．空調設備の標準的な運転時間は開庁日の 8:00～19:00 を含めるものとし、運転・監視に係る標準的な業務提供時間もこれに準ずるものとする。
e. 事業者は第５章、第１節、５．（３）f. の「省エネルギーに係る計画書」に基づき、各設備システムの運用改善を行う。空気調和設備についてはLCEM ツールによる評価結果について、必要に応じて活用する。

（２）各月業務実施報告書の作成方法

第５章第１節５．（４）a．の各月業務実施報告書の作成にあたり、運転・監視及び日常点検・保守業務については、以下に掲げる要件を満たすとともに、その他必要となる事項を取りまとめる。

a．業務日誌に、以下の資料を添付する。
(a) 電力供給記録（既存棟を含む）
(b) 熱源機器運転記録
(c) 空調機器運転記録
(d) 温湿度記録
(e) 震度記録（震度 4 以上の場合）

b．点検記録は、以下の資料により構成する。
(a) 電気設備点検表（既存棟を含む）
(b) 空調設備点検表
(c) 給排水・衛生設備点検表
(d) 残留塩素測定記録
(e) 貯水槽点検記録
(f) 飲料水水質検査記録
(g) 各種水槽清掃実施記録
(h) その他関係法令により定められる点検の記録

c．整備記録は、以下の資料により構成する。
(a) 定期点検整備記録
(b) 補修記録
(c) 事故・故障記録特記事項

３. 執務環境測定業務

（１）空気環境測定に係る要求水準

事業者は、室内空気質の状況を把握し、空気調和設備等を適切に管理することにより、健康被害の発生防止に資するために、職員及びその他職員の執務等の妨げにならないよう空気環境測定（空調システム稼働時の執務室の温度・湿度・風量測定を含む。）を実施する。

（２）照度測定に係る要求水準

事業者は、建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに視作業による作業効率の向上、作業安全の向上に資するために、職員及びその他職員の執務等の妨げにならないよう照度測定を実施する。

４.清掃・植栽管理業務

（１）日常清掃及び定期清掃に係る要求水準

a. 事業者は【添付資料 5-5】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に基づき、【添付資料 5-2】「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」に示す範囲について、日常清掃及び定期清掃を実施する。なお、【添付資料 5-5】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」のうち、「（1）建物に共通的な各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」と「（2）各室等の用途に応じた各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に重複して記載される部位については、「（2）各室等の用途に応じた各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」の要求水準を優先する。また、要求水準が想定する清掃の例を参考として、【参考資料 5-2】「日常清掃及び定期清掃の例」に示す。

b. 【添付資料 5-2】「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」に基づき、公務の支障のないよう実施する。

c. 日常清掃及び定期清掃ともに、事務室等に設置されている電子計算機、電子計測器等の精密機器に影響を与えない適切な方法により実施する。

d. 日常清掃実施に伴い、本事業外で国が移設及び調達を行った什器・備品に破損、汚損又はぐらつき等の異常を発見した場合は、当該什器備品の種類、数量、設置場所及び異常の状態等を記載した報告書を速やかに国に提出する。

e. 日常清掃実施に伴い、入居官署が専ら使用する執務室又はその他の諸室以外で落し物を発見した場合は、遅滞なく守衛室に届ける。

f. 日常清掃の際に、以下に掲げる消耗品を、常時不足が生じることのないよう補充する。消耗品数量の参考として、【参考資料 5-4】「消耗品の実績」を示す。

（a）要求水準に基づき整備した機器や附帯設備等に、その使用目的を達成するために補給、装着等が必要となり、その使用の都度消費される消耗品

（b）要求水準に基づき調達した共用部の備品にその使用目的を達成するために補給、装着等が必要となり、その使用の都度消費される消耗品

（c）便所の便座クリーナー、トイレットペーパー、水石鹸

（d）ゴミ置場のゴミ袋

（e）清掃用洗剤、共用部の手指消毒液

（２）植栽管理に係る要求水準

事業者は、【添付資料 5-3】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「（2）植栽管理に係る要求水準」に基づき、植栽管理を実施する。

（３）廃棄物収集・管理に係る要求水準

a. 事業者は、【添付資料 5-6】「廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準」に基づき、廃棄物の収集・管理等を実施する。

b. 廃棄物量算出のための参考資料として【参考資料 5-3】「廃棄物量の実績」を示す。

c. 事業者は入居官署が排出する廃棄物の合計を計量し、その他の部分の廃棄物量と合わせて防災棟の廃棄物量を把握するとともに、関係法令に係る必要書類の作成を行う。なお、入居官署及び共用部が排出する事業系一般廃棄物は、合同庁舎管理室が運搬・処理業者と契約を行う。また、入居官署が排出する産業廃棄物は入居官署が、共用部において排出される産業廃棄物は合同庁舎管理室が、それぞれ取り扱い、運搬・処理業者と契約を行う。

d. 事業者は、維持管理・運営業務で自ら排出する事業系一般廃棄物、産業廃棄物を取り扱い、国とは運搬・処理業者と契約を行う等して自ら処理する。

e. 入居官署の専用部分で排出される廃棄物は、各階に設置されるゴミ置場に職員自らが排出

するため、これら専用部分の廃棄物の収集は本業務に含まない。

（４）害虫防除に係る要求水準

事業者は、【添付資料 5-6】「廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準」に基づき、害虫防除を実施する。なお、害虫防除は、閉庁日等公務に支障のない時間帯に実施する。

（５）悪天候時の対応

a. 通常の降雨・降雪の際には、利用者の転倒防止措置を行う。
b. 防災棟庁舎の各入口周辺では床上の水を除去する等適切な転倒防止措置を行う。
c. 傘の持込みに対する適切な床濡れの防止措置を行う。
d. 降雪の際は、執務時間前に通路の確保を行う。

（６）高度技術の利用

清掃に関して、新しい技術が開発された場合、清掃業務の品質向上、効率改善に寄与するよう、導入する。

新技術の導入に伴う業務方法の変更がある場合は、国と協議を行い、業務を実施する。

（７）臨時の措置

地震による破損ガラスの片付け、施設内の汚染に対する除菌等、新たな清掃業務が必要となった場合は国と協議を行い、必要な措置を行う。

５. 修繕業務

（１）修繕に係る要求水準

事業者は、上記１．の業務実施に伴い、【添付資料 5-3】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「（１）建築物点検保守に係る要求水準」の「維持すべき状態」欄の要求事項を満たすために必要となる修繕を【添付資料 5-7】「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。

６. 入退館管理設備設置・保守管理業務

事業者は、第４章、第５節、２.（１）に基づき、入退館管理設備一式を防災棟に設置し保守管理を行う。

第３節　運営業務

１. 警備業務

（１）事業者は、職員が安心して執務し、来庁者が安心して施設を利用することができるよう、【添付資料 5-8】「警備業務に係る要求水準」及び【添付資料 5-10】「警備業務の配置ポスト」に基づき、警備業務を実施する。なお、現行の職員向け駐車場利用規定は【参考資料 5-9】「現状の職員向け駐車場利用規定について」に、現行の機械警備システムについては一次審査通過者に対して提示する【参考資料 5-10】「現行の機械警備について」に記載のとおりである。

（２）附帯事業に関して事業者から駐車場の利活用に係る提案がなかった場合、又は提案で使用

しない範囲がある場合、第三者に対し、国が直接一時的な使用許可を行う場合がある。なお、これに伴い本事業の警備業務に含まれる駐車場管理に係る要求水準を見直す可能性がある。

２.庁舎運用業務

（１）事業者は、庁舎運営が円滑に行われ、公務の能率及び行政サービスの水準が適切に確保され、職員、来庁者が便利に施設を利用することができるよう、【添付資料 5-9】「庁舎運用業務に係る要求水準」に基づき、庁舎運用業務を実施する。現行の来庁者受付票は【参考資料 5-8】「来庁者受付票」に記載のとおりである。なお、来庁者受付票は国が調達する。

（２）各入居官署は災害発生後の応急対策活動業務のための夜間・休日勤務を行う場合があり、これに必要となる庁舎運用業務も本事業に含むものとする。

（３）感染症の発生により感染拡大予防等の臨機の対応が必要となった場合は、国に協力すること。

３.防災棟共用部備品の調達・管理業務

（１）防災棟庁舎における共用部分の備品として、【添付資料 5-11】「防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準」に示す備品を事業者において調達する。

（２）上記（１）で調達する備品は維持管理等、適切に対応の上管理し、業務実施期間中の経年劣化等を踏まえて適切に更新を行う。当該備品は、機能性や設置場所の空間に配慮したものとし、調達前に国と協議を行う。

（３）上記（２）で調達する備品は、購入に限らずリースによる調達も可能とする。ただし、事業終了後も国が引き続き使用できるよう、事業終了時に現状有姿で国に引き渡しを行うこと。